

別冊 5

三重県子ども・少子化対策計画（仮称）
中間案

平成 26（2014）年 12 月

三重県

目次

第1章 計画の策定にあたって ······	3
第1節 少子化の動向や子ども・子育てを取り巻く環境 ······	3
第2節 計画の位置づけ ······	4
第2章 計画のめざすべき社会像等 ······	5
第1節 めざすべき社会像 ······	5
第2節 計画推進の原則 ······	6
第3節 計画目標 ······	8
第3章 ライフステージ毎の取組方向 ······	11
第1節 子ども・思春期 ······	12
第2節 若者／結婚 ······	16
第3節 妊娠・出産 ······	18
第4節 子育て ······	19
第5節 働き方（ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために） ······	24
第6節 県民の意識の高まり、環境の整備等（ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために） ······	25
第4章 重点的な取組 ······	29
第5章 計画を推進するために ······	58
第1節 基本的な考え方 ······	58
第2節 庁内外の連携の確保 ······	59
第3節 取組の進捗状況や達成度合いの把握 ······	58
第4節 成果の報告 ······	58
附属資料1 三重県子ども・子育て支援事業支援計画	
附属資料2 第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画	

第1章 計画の策定にあたって

第1節 少子化の動向や子ども・子育てを取り巻く環境

平成2年の「1.57ショック」を契機に、国は少子化対策に取り組んできましたが、県の合計特殊出生率は平成16年の1.34を底に徐々に回復はしているものの、平成25年は1.49と依然として低い水準にあります。

「みえ県民意識調査」の結果によると、理想の子どもの数が2.5人に対し、実際の子どもの数は1.6人にとどまっています。また、同調査において20歳代の未婚者で9割を超える方が「いずれ結婚するつもり」と回答しているにも関わらず、50歳時の男性の未婚率は16%を超えており、結婚や出産について理想と現実のギャップが生じています。

人口減少社会が到来し、多くの市町が「消滅」危機にあることすら懸念される中で、自然減対策として、今、抜本的な少子化対策を強化しなければ手遅れになるという危機感があります。

一方、インターネットの普及や生活スタイルの変化などにより、子どもを取り巻く環境は以前よりも複雑かつ多様化しており、いじめや不登校、ひきこもり・ニートなどの問題に対する対応が引き続き求められています。

また、社会環境の変化を背景に、家族のあり方が多様化し、地域社会における人間関係が変容するなかで、児童虐待の相談対応件数は1,117件で過去最多となっています。

さらに、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は平成24年時点で16.3%と先進国の中でも深刻な状況となっているなど、子どもたちに関わるさまざまな問題が顕在化しています。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、平成 24（2012）年度からのおおむね 10 年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」の基本理念である「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」をふまえて策定するもので、取組項目の一部が重複するとともに相互に関連する以下の計画を一体化した計画です。

（1）少子化対策計画

平成 26 年 2 月に策定した「三重県地域少子化対策強化計画」は、平成 26 年度単年度の計画であり、国においても「少子化社会対策基本法」に基づく新たな少子化対策の「大綱」の策定に向けた検討が行われるなど、少子化対策を重要な課題として捉えていることから、少子化対策全般に関する中期的な計画として策定。

（2）次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項に規定される都道府県行動計画

平成 26 年 4 月に改正された「次世代育成支援対策推進法」をふまえ、子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくりについて定めた「第二期三重県次世代育成支援行動計画」（平成 22 年度～26 年度）を改定。

（3）子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に規定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から本格施行されるに向けて、児童期の学校教育・保育、子育て支援サービスの需要およびそれらの確保方策等について策定。

（4）母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 1 項に規定される自立促進計画

平成 26 年 10 月に改正された「母子及び寡婦福祉法」による父子家庭に対する支援の拡充や平成 26 年 8 月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」の内容等をふまえ、「第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」（平成 22 年度～26 年度）を改定。

第2章 計画のめざすべき社会像等

第1節 めざすべき社会像

本計画のなかでも特に少子化対策については、5年程度の期間で大きな成果が現れるとは考えにくいことから、長期的に取り組む必要があります。

本計画においては、おおむね10年先のめざすべき社会像を「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」として設定し、取り組んでいきます。

- ・本県の少子化対策は、結婚や子どもを持つことについての理想と現実のギャップを解消し、県民の幸福実感の向上につなげる視点で取り組むものです。
- ・「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶う」とは、県民の皆さんのが、結婚したいときに結婚でき、子どもを産みたい人が産みたいときに安心して子どもを産み育てることができるよう、社会的な制約やさまざまな要因^{*}がなくなっている状況を表しています。
- (※) 例えば、若者が経済的な要因により結婚できないこと、女性が仕事のキャリア形成との両立に不安を感じたり、困難であることを理由に妊娠・出産を躊躇^{ちゅうちょ}・先送りすること、年齢が高くなるに従い妊娠率が低下する等の医学的に正しい情報を探らず、結果として妊娠・出産の希望が叶わないこと、育児との両立に関する制度を利用しづらい雰囲気など。
- ・「すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」とは、すべての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、経済的、物質的にのみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことができる環境整備が進んでいる状況を表しています。
- ・すべての子どもが豊かに育つことができる三重に向けては、社会的養護等も含めた「家族」の支えが必要です。「家族」のあり方はさまざままで多様化していることから、県民の皆さんに対して、行政を含む地域社会により、「家族」の形成や機能を支えるきめ細かな取組が行われている状況も表しています。

※「みえ県民意識調査」では幸福感を判断する際に重視する事項として「家族関係」の割合が最も高くなっている。

第2節 計画推進の原則

めざすべき社会像の実現に取り組むうえで、三重県子ども条例の基本理念や、個人の価値観等を尊重するとともに、社会の基本ユニットである家族が多様化していること等をふまえ、5つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げます。

(1) 子どもの最善の利益を尊重する

- ・子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの最善の利益を尊重し、子どもの力を信頼します。

(2) 家族形成は当事者の判断が最優先される

- ・結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、子どもを産む・産まないについては、パートナーと相談しつつ女性の判断が最優先されることに留意します。
- ・この計画はめざすべき社会像の実現に向けて、多様な主体と協創すべく、県が取り組む内容をまとめたものであり、県民一人ひとりの価値観に踏み込むものではありません。

(3) 人や企業、地域社会の意識を変える

- ・妊娠、出産、子育てに関しては、女性だけが不安や負担感を感じることのないよう、一方の当事者である男性も大きく関係する問題であり、また、企業等における働き方に関する問題であるとの認識を持ちます。
- ・取組の効果を高めるためには、子育てに対する男性や地域の意識を変えていくことや、若い社員が結婚でき、仕事と子育てとの両立が可能となるような環境整備が必要との認識を企業等に広めていくことが重要です。

(4) 家族の特性に応じてきめ細かに支援する

- ・家族のあり方は多様化しており、社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援を含め、それぞれの「家族」を支えるきめ細かな取組を行うことで、県民が「家族」の一員として安心して暮らしていくよう、「家族」を計画全体を貫く視点としたうえで、取り組んでいきます。

(5) 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

- ・子どもは「社会の宝」「私たちの未来」であり、子どもの育ち、子育て家庭を地域社会全体で支えていきます。
- ・三重県子ども条例においては、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町は、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとされ、県は、これらの連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとされています。

(参考) 三重県子ども条例(平成23年4月施行)抜粋

(基本理念)

第三条 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 子どもを権利の主体として尊重すること。
- 二 子どもの最善の利益を尊重すること。
- 三 子どもの力を信頼すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、次条から第九条までに規定する役割に配慮するものとする。
- 3 県は、第十条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。

(保護者の役割)

第五条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。

(学校関係者等の役割)

第六条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保並びに子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、保護者が子どもを豊かに育てるために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第八条 県民及び子どもに関わる団体は、基本理念にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関心を持ち、理解を深めることによって、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。

(市町の役割)

第九条 市町は、基本理念にのっとり、子どもの育ちを見守り、及び支える施策の推進に努めるものとする。

(連携及び協働)

第十条 保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町は、前五条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

第3節 計画目標

めざすべき社会像はおおむね 10 年程度を目途に達成をめざすこととしていますが、取組の進捗状況や目標の達成度合いを県民の皆さんに「見える化」し、P D C A (計画・実行・評価・改善) のサイクルを回すため、計画期間を平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間とした上で、以下のような目標等を設定します。

(1) 総合目標

計画のめざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をふまえ、計画全体を包含する数値目標として 2 つの「総合目標」を設定します。

総合目標①

県の合計特殊出生率（平成 25 年 1.49）を、おおむね 10 年後を目途に、県民の結婚や出産の希望が叶った場合の水準（希望出生率^{※1}）である 1.8 台に引き上げる。

- ・ 計画のめざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶う」に着目。

※1 みえ県民意識調査のデータ等をもとに、既婚者における予定子ど�数と、未婚者における結婚希望割合と理想の子ど�数などにより試算すると 1.84。

総合目標②

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合^{※2}」（平成 25 年度 56.0%）を、平成 36 年度に 67.0%まで引き上げる。

- ・ 計画のめざすべき社会像「すべての子どもが豊かに育つ」に着目。

※2 みえ県民力ビジョンにおいて政策分野「子どもの育ちと子育て」に設定した幸福実感指標。現状値は第 3 回みえ県民意識調査（平成 26 年 1 月実施）の結果に基づくもので、目標値は 1 年あたり 1 ポイントの上昇が継続した場合に到達する水準。

(2) 重点目標

さまざまな課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後 5 年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけた上で、取組の進行管理を行うための数値目標として「重点目標」を設定します。

（例）「重点的な取組 8 男性の育児参画の推進」の重点目標

重点目標の項目	現状値	5 年後
育児休業制度を利用した従業員の割合（県、男性）※	4.2% (平成 25 年度)	→ (検討中)

※三重県内事業所労働条件等実態調査（雇用経済部）

(3) モニタリング指標

目標値は設定しないもの、対策を進める上でフォローが必要な指標をモニタリング指標として位置づけ、進行管理に活用します。

	モニタリング指標項目	現状値	関連する主な重点的な取組
1	幸福感を判断する際に重視した事項で「家族関係」を選択する県民の割合(みえ県民意識調査)	69.4% (平成 25 年度)	(計画全体)
2	ふだん生活しているなかで、周りの大人から「大切にされている」と感じる子どもの割合(県、キッズモニター)	43.79% (平成 26 年度)	(計画全体)
3	平均初婚年齢(県) (厚生労働省「人口動態統計特殊報告」)	男性 30.3 歳 女性 28.6 歳 (平成 24 年)	1 ライフプラン教育の推進 3 出逢いの支援
4	出生児の母の平均年齢(第 1 子、県) (厚生労働省「人口動態統計」)	29.7 歳 (平成 24 年)	1 ライフプラン教育の推進
5	25 歳~34 歳の不本意非正規社員割合(国)(総務省「労働力調査」)	30.3% (平成 25 年度)	2 若者の雇用対策
6	大学卒の 3 年後の離職率(県) (三重労働局職業安定部)	35.2% (平成 26 年 4 月)	2 若者の雇用対策
7	おしごと広場みえ利用満足度(「大変満足」、「満足」の回答割合)(県)	90%	2 若者の雇用対策
8	婚姻件数(県) (厚生労働省 人口動態統計)	8,844 件 (平成 25 年)	3 出逢いの支援
9	不妊専門相談センターへの相談件数(県)	285 件 (平成 25 年度)	4 不妊で悩む家族への支援
10	妊娠届出時等に市町と医療機関が情報提供等の連携をした件数(県)	調査中	5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
11	5 歳児健診等を実施している市町の割合(県)	調査中	5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 14 発達支援が必要な子どもへの対応
12	周産期死亡率(出産 1000 対)(県)	4.1 (平成 25 年)	6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援
13	保育士の勤続年数(県)	9 年 2 か月 (平成 25 年)	7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
14	病児・病後児保育所の実施地域数(県)	20 市町	7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
15	待機児童数(県)	48 人 (平成 26 年 4 月)	7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
16	労働者からのマタハラ関連の相談件数(県)(三重労働局雇用均等室)	40 件 (平成 25 年度)	10 企業による仕事と子育ての両立に向けた取組の支援
17	児童虐待相談対応件数(県)	1,117 件 (平成 25 年度)	12 児童虐待の防止
18	要保護児童数(県)	504 人 (平成 26 年 3 月)	13 社会的養護の推進
19	子どもの発達障がい等に関する相談件数(県)	577 件 (平成 25 年度)	14 発達支援が必要な子どもへの対応
20	生涯未婚率(県)(国立社会保障人口問題研究所「人口統計資料集」)	男性 16.29% 女性 7.09% (平成 22 年)	3 出逢いの支援
21	男性の家事・育児時間(県) (総務省「社会生活基本調査」)	45 分 (平成 23 年)	8 男性の育児参画の推進
22	25~44 歳女性の就業率(県) (総務省「就業構造基本調査」)	58.3% (平成 24 年)	9 子育て期女性の就労に関する支援

※「20 生涯未婚率」、「21 男性の家事・育児時間」「22 25~44 歳女性の就業率」は 5 年毎のデータ。

第3章 ライフステージ毎の取組方向

めざすべき社会像の実現に向けては、以下のとおり、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに加え、「働き方」や「県民の意識の高まり、環境の整備等」をあわせ、切れ目のない支援が必要です。

※ライフステージ毎に洗い出した課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけ、数値目標を設定し、進行管理を行っていきます。

※取組毎に＜現状と課題＞、＜5年後のめざす姿＞、＜主な取組内容＞に整理し、記載しています。

なお、取組の内容全てを「重点的な取組」に位置づける取組は、第4章において＜現状と課題＞、＜5年後のめざす姿＞、＜主な取組内容＞を記載しています。

第1節 子ども・思春期	(1) ライフプラン教育の推進 ⇒重点的な取組1 (2) 子どもの貧困対策 ⇒重点的な取組11 (3) 児童虐待の防止 ⇒重点的な取組7及び重点的な取組12 (4) 社会的養護の推進 ⇒重点的な取組13 (5) 子どもの育ちを支える取組の推進 (6) 不登校やいじめ等への対応 (7) 健全育成の推進 (8) 困難を有する子ども・若者への支援（再掲）
第2節 若者／結婚	(1) ライフプラン教育の推進（再掲）⇒重点的な取組1 (2) 若者の雇用対策 ⇒重点的な取組2 (3) 出逢いの支援 ⇒重点的な取組3 (4) 困難を有する子ども・若者への支援 (5) 自殺対策
第3節 妊娠・出産	(1) 不妊に悩む家族への支援 ⇒重点的な取組4 (2) 切れ目のない妊娠婦・乳幼児ケアの充実 ⇒重点的な取組5 (3) 周産期医療体制の充実 ⇒重点的な取組6
第4節 子育て	(1) 幼児教育・保育、地域子育ての推進 ⇒ 重点的な取組7 (2) 男性の育児参画の推進 ⇒重点的な取組8 (3) 小児医療の充実 (4) 在宅での療育・療養支援 ⇒重点的な取組6 (5) ひとり親家庭等の自立促進⇒一部について重点的な取組11 (6) 障がい児施策の充実⇒(発達支援が必要な子どもへの対応について) 重点的な取組14
第5節 働き方	(1) 子育て期女性の就労に関する支援⇒重点的な取組9 (2) 長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進 ⇒重点的な取組10 (3) マタニティ・パタニティ・ハラスメントのない職場づくり ⇒重点的な取組10
第6節 県民の意識の高まり、環境の整備等	(1) 県民の意識の高まり、さまざまな主体による取組の促進 (2) 安全・安心のまちづくり等環境整備 (3) 安全で安心な情報環境の整備 (4) 外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり

第1節 子ども・思春期

(1) ライフプラン教育の推進

核家族化が進行し、地域の絆が薄れる中、子どもが、家庭生活や家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。

また、年齢が高くなるに従い妊娠率が低下する等の医学的に正しい知識を知らず、結果として妊娠・出産の希望が叶わない方もいます。

➡ 「重点的な取組1 ライフプラン教育の推進」として重点的に取り組みます。

(2) 子どもの貧困対策

全国の子どもの貧困率は平成24年時点で16.3%、そのうち、大人が1人のひとり親家庭における貧困率は54.6%と過去最悪となっています。

また、生活保護世帯の中学生の高校進学率は、一般世帯と比較して低い傾向にあるなど、いわゆる「貧困の連鎖」が存在します。

➡ 「重点的な取組11 子どもの貧困対策」として重点的に取り組みます。

(3) 児童虐待の防止

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成25年度に1,117件となり、過去最高件数となっています。

また、児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があると指摘されています。

さらに、母親の悩みや孤立感が、第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘もあります。

➡ 「重点的な取組7 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実」及び
「重点的な取組12 児童虐待の防止」として重点的に取り組みます。

(4) 社会的養護の推進

虐待や親の養育困難など、さまざまな事情により社会的養護が必要な子どもが増加している中、そうした子どもに「あたりまえの生活」を保障するため、里親やファミリーホームといった家庭的な養護体制が十分ではありません。

➡ 「重点的な取組13 社会的養護の推進」として重点的に取り組みます。

(5) 子どもの育ちを支える取組の推進

◇現状と課題

県は平成23年4月に「三重県子ども条例」を施行し、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりをめざし、取組を進めています。

一方で、核家族化の進行や地域の絆が薄れる中、子どもの成長を見守り、子育てを支えるための、家族や地域社会がこれまで担ってきた機能が弱くなっています。

子どもが豊かに育つためにも、自分が丸ごと大人に受け止められ、認められたと実感する経験を通して自己肯定感を高めていくことが大切です。

また、子どもの頃に自然体験が豊富な人ほど、大人になって「最後までやり遂げたい」という意思が強く、「もっと深く学びたい」という意欲も強いという調査結果もあります。

子どもが、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができるよう、家庭や学校をはじめ、地域社会での経験や人とのかかわりを通じて、多様な価値観に触れる機会が多く設けられるよう進めていくことが必要です。

◇5年後のめざす姿

子どもの権利について、子ども自身や県民が学ぶ機会が提供され、理解が進むとともに、子どもに係る施策について、子どもの意見表明や参加の機会が提供され、子どもの意見が尊重され、子どもの主体的な活動が支援されています。

また、子どもの育ちを見守り、支える人材の育成が進み、子どもに関わる団体や市町の活動を促進する環境が整備されているとともに、子育て家庭を支援する取組がさまざまな主体により各地で行われています。

◇主な取組内容

- ①市町をはじめ、さまざまな主体と連携して、三重県子ども条例の趣旨や子どもの権利等を学ぶ機会、子どもの意見を表明する機会や子どもがさまざまな活動に参加できる機会などを提供するとともに、子どもからの相談に対応する窓口を設置します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②子どもの意見が県の取組に反映されるほか、市町などさまざまな主体が行う取組に反映されるよう働きかけます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③子どもの育ちや子育て家庭を支える人材を育成します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④企業やNPO、行政など地域社会のさまざまな主体が連携して、子どもの育ちや子育て家庭を支援する取組を実施します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑤子どもの農産漁村体験を提供する団体に対する体制整備の支援や取組のPRを進めます。【地域連携部】

(6) 不登校やいじめ等への対応

◇現状と課題

10代の自殺率はほぼ横ばいで推移しています。スクールカウンセラーの配置は公立中学では100%になったものの、引き続き、小学校への配置を進め、不登校やいじめ等のさまざまな課題に対応するための学校での相談体制の充実が必要です。

また、家庭的な要因が背景にあるなど学校だけでは解決が難しいケースについては、関係機関との連携が必要です。

◇5年後のめざす姿

不登校やいじめ等の未然防止や早期対応が図られるとともに、家庭的な要因が背景にあるケースについて、スクールソーシャルワーカーが地域の資源を活かし、学校と関係機関とが連携して支援が図られています。

◇主な取組内容

- ①スクールカウンセラーの中学校区配置を進めるなど、小中学校の連携を図り、教育相談体制をさらに充実します。【教育委員会】
- ②スクールソーシャルワーカーの派遣拡充を進めることにより、地域の資源を活かした学校と関係機関の連携の一層の強化を図ります。【教育委員会】

(7) 健全育成の推進

◇現状と課題

いわゆる「非行少年」は減少傾向にあるものの、少年による凶悪事件の発生や、犯罪の被害に遭う少年が後を絶たないことから、学校等関係機関・団体と連携し、少年の健全育成に向けた対策を推進する必要があります。

薬物乱用防止について、平成24年度に外部機関と連携した薬物乱用防止に関する取組を実施した中学校は79.8%、高校は100%となっていますが、近年、全国的に危険ドラッグが原因とされる事案が多発するなど社会問題化しており、児童生徒への啓発や指導の継続が必要です。

◇5年後のめざす姿

問題を抱える少年が立ち直り、地域社会における少年を見守る機運が醸成され、薬物乱用も含めた非行少年を生まない社会づくりが進んでいます。

◇主な取組内容

- ①学校等関係機関や、少年警察ボランティア等と連携し、「少年の居場所づくり」活動等を通じた立ち直りを図るほか、非行防止（薬物乱用防止）教室を開催し、規範意識の向上に努めます。【警察本部】

- ②スクールサポーターは警察と学校の橋渡し役として、巡回活動、相談活動、問題行動等への対応、児童の安全確保に関する助言を行い、少年の非行等の防止に努めます。【警察本部】
- ③薬物乱用教室等あらゆる機会を活用し、危険ドラッグを始めとする薬物の悪質性や危険性についての正しい理解の周知徹底に向けた広報啓発を推進します。【警察本部】
- ④市町と連携して、子どもの育ちや青少年の健全育成に関するサポートをする方が子育て支援の現場で活躍されるよう取組を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】

(8) 困難を有する子ども・若者への支援（再掲）



第2節「若者／結婚」において記載します。

第2節 若者／結婚

(1) ライフプラン教育の推進

➡ 第1節子ども・思春期における「ライフプラン教育の推進」及び「重点的な取組1 ライフプラン教育の推進」に記載しています。

(2) 若者の雇用対策

平成25年の厚生労働白書によると、非正規雇用で働く30歳から34歳までの男性の既婚率は28.5%で、正規雇用の59.3%より大幅に低く、若い世代で年収300万円以下では既婚率が10%に満たない状況にあります。また、みえ県民意識調査では、男性の4割を超える方が結婚していない理由として「収入が少ない」を挙げています。

➡ 「重点的な取組2 若者の雇用対策」として重点的に取り組みます。

(3) 出逢いの支援

みえ県民意識調査の結果によると、20歳代の未婚者で9割を超える方が「いずれ結婚するつもり」と回答している一方で、生涯未婚率は上昇し、平均初婚年齢も高くなっています。また、みえ県民意識調査では、結婚していない理由として「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」の割合が高くなっています。

➡ 「重点的な取組3 出逢いの支援」として重点的に取り組みます。

(4) 困難を有する子ども・若者への支援

◇現状と課題

厚生労働省が平成22年に策定した「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」によれば、ひきこもり状態にある家族がいる世帯は全国で約26万世帯とされており、本県でも多くのひきこもり世帯があると推測されます。

ニート、ひきこもり、不登校、発達障がい、精神疾患、非行など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者やその家族が、必要な相談を受けたり居場所などの社会資源につながることが難しいとの指摘があります。

また、学校段階でさまざまな支援を行っても、卒業後に支援が途切れ社会生活で困難を抱えた状態となってしまう課題や、青年期から成人期への移行が長期化しており、青年期の支援についても初期段階で重点的に行われることが重要であるとの指摘もあります。子ども・若者の乳幼児期から学童期、思春期、青年期といった人生初期のライフサイクルにおいて、教育・福祉を中心にさまざまな領域の多くの機関・団体が重層的に子ども・若者を見守り、育てる機能を果たす必要があります。

※子供・若者が抱えている問題は、生まれてから現在に至るまで成育環境や成育史におけるさまざまな問題が複合しており、例えば、非行少年については、家庭における虐待や貧困、低学力、発達障害、学校不適応、不就労といった問題を複合的に抱えていることが、いじめの加害者については、成育環境の問題や認知的な偏りなどが問題行動の背景となっている場合も多いことが指摘されていることから、子供・若者本人の表面的な状態に対処するのみならず、その背景にある成育環境の問題にアプローチし、支援する必要がある。（子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総点検報告書（平成26年7月）より）

◇5年後のめざす姿

困難を有する子ども・若者の情報を共有し、連携して対応や支援が行えるよう関係団体間を結ぶネットワークが構築されるとともに、困難を有する若者やその家族が孤立することなく、必要な支援に結びつくことができています。

◇主な取組内容

- ①ひきこもり支援に必要なスキル向上のための研修会や家族教室等の学びの場を提供します。【健康福祉部医療対策局】
- ②困難を有する子ども・若者やその家族を支援するため、教育・就労・福祉・精神保健など多分野の支援機関による連携体制の構築を促進します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③困難を有する子ども・若者やその家族に対する相談機能を確保するとともに、必要な情報が得られるよう支援するほか、地域における支援の輪が広がるよう啓発活動を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】

（5）自殺対策

◇現状と課題

本県の20歳から39歳までの各年齢階級において、自殺が死因の第1位となっています。特に20歳から24歳では死因の約半数を自殺が占めています。

平成24年度に行った三重県自殺企図者支援実態調査において、若年層の自殺企図者が5割を上回っています。

◇5年後のめざす姿

家庭、学校、地域など身近な場所で必要な支援を受けることができる環境があり、若年層が、問題に直面した際に周囲に必要な援助を求めるることができます。

◇主な取組内容

- ①第2次三重県自殺対策行動計画に基づく取組を推進します。【健康福祉部医療対策局】
- ②学校等と連携して生徒への精神保健授業や教職員及び保護者への啓発などを実施します。【健康福祉部医療対策局】
- ③自殺企図した若者やその家族を地域で支援するため、関係機関の職員を対象とした研修会を行う等、支援体制の整備を図ります。【健康福祉部医療対策局】
- ④若者のメンタルヘルスに関する相談窓口や社会資源等の情報提供を行います。【健康福祉部医療対策局】

第3節 妊娠・出産

(1) 不妊に悩む家族への支援

晩婚化の進展とともに子どもを希望しても授かれずに悩む夫婦が増えており、不妊治療を希望する方が増加しています。

不妊や不育症に悩む夫婦は、その治療にあたって経済的な負担を強いられるとともに、精神的にも不安を抱えていることが多くなっています。

 「重点的な取組4 不妊に悩む家族への支援」として重点的に取り組みます。

(2) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

核家族化や少子化等の進展に伴い妊産婦の孤立傾向が進む中、特に産院退院直後は体調が回復していない段階の産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘があります。

一方で、現在行われている市町母子保健事業のなかでもっとも手薄となっている時期が産院から退院して直後のケア体制となっています。29 市町で乳児家庭全戸訪問事業を実施していますが、その後のフォローを行う養育支援訪問事業の実施に至っていない市町もあります。

 「重点的な取組5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実」として重点的に取り組みます。

(3) 周産期医療体制の充実

周産期医療に従事する産婦・産婦人科医、小児科医が不足しており、その確保が必要です。また、晩婚化や出産年齢の高齢化などにより、母体や胎児に何らかの危険が生じる可能性が高い妊産婦や低出生体重児（出生時の体重が2,500グラム未満の新生児）に対する医療需要が増大しています。

 「重点的な取組6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援」として重点的に取り組みます。

第4節 子育て

(1) 幼児教育・保育、地域子育ての推進

◇現状と課題

全国的に少子化が進み、ライフスタイルの変化や家族形態の多様化、地域における人と人のつながりが希薄化するなか、家族や地域における養育力の低下や子育てに関するニーズの多様化が指摘されています。また、共働き家庭の増加や勤務形態の多様化などにより、子育て家庭の負担が高まっています。

平成27年度から本格施行する子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）や小規模保育等の給付（地域型保育給付）が始まります。

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざして、市町は子ども・子育て支援制度の実施主体として、市町の「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の実情に応じた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供していくことになります。

県においては、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を講じていく必要があります。

◇5年後のめざす姿

教育・保育の多様なニーズに対応し、子育て家庭が仕事と子育てを両立していくことができるよう、認定こども園、保育所等が整備され、保育士の確保も図られています。

在宅の子育て家庭を含む全ての子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の提供が図られています。

支援が必要な子どもと保護者に適切な支援が行われる、教育・保育現場、放課後児童クラブの従事者等の資質の向上が図られています。

◇主な取組内容

- ①市町等が実施する認定こども園・保育所等の整備、保育士確保、放課後児童クラブの整備・拡充を支援していきます。
- ②市町等が実施する地域子ども・子育て支援事業を支援していきます。
- ③教育・保育現場、放課後児童クラブ等の従事者の資質向上に向けて、市町、幼稚園・保育関係団体等と連携した取組を推進していきます。

 主な課題について、「重点的な取組7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援」として重点的に取り組みます。

※取組内容の詳細については、附属資料1の「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」をご参照ください。

(2) 男性の育児参画の推進

第3回みえ県民意識調査によると、本県の男性の多くは父親も育児に関わるべきと考えていますが、長時間労働等により男性の育児参画は十分に進んでおらず、地域の絆の希薄化や核家族化が進む中で、結果として、母親の育児に関する負担感は依然として改善されていません。

また、夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果があります。そのほか、子どもの頃の自然体験が豊かな人ほど、大人になっても「最後までやり遂げたい」という意思や「もっと深く学びたい」という意欲が強いという調査結果もあり、子どもの生き抜く力を育てる推進役としても、男性の積極的な育児参画が必要との指摘があります。

 「重点的な取組9 男性の育児参画の推進」として重点的に取り組みます。

(3) 小児医療の充実

◇現状と課題

子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかるよう小児医療の充実が求められていますが、人口10万人あたりの小児科医師数は全国平均を下回っており、小児医療を担う人材の確保と育成を進めていく必要があります。

また、救急医療機関のかかり方やかかりつけ医への早期受診等、保護者の理解をより深め、適切な受診行動がとれるよう啓発が必要であり、小児救急に関する情報提供や相談体制を充実していく必要があります。

◇5年後のめざす姿

普段からかかりつけ医を持ち、家庭でできる応急手当や病気に関する正しい知識を得られるような環境が整うとともに、限りある医療資源を有効に活用し、適切な小児医療が提供されています。

◇主な取組内容

- ①小児医療を担う人材の育成・確保に取り組みます。【健康福祉部医療対策局】
- ②小児医療に関する情報提供を行います。【健康福祉部医療対策局】

(4) 在宅での療育・療養支援

医療の高度化により救われる命が増えている中で、安心して子育てができるよう、長期入院をする小児の在宅移行への支援や、医療的ケアが必要な子どもの在宅での療育・療養支援体制の整備が求められています。

 「重点的な取組6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援」として重点的に取り組みます。

(5) ひとり親家庭等の自立促進

◇現状と課題

県内のひとり親家庭世帯数は増加傾向にあり、平成22年には17,820世帯、20歳未満の世帯員を含む世帯数の約10%を占めています。

ひとり親家庭の就業を取り巻く環境は依然として厳しく、県内の母子世帯の母の約8割が就労している一方で、約6割が就労収入200万円未満という状況です。安定した雇用と収入の確保に向け、就労支援を強化する必要があります。

また、平成26年には、母子及び寡婦福祉法の改正により父子家庭への支援が拡充されるとともに、子どもの貧困対策に関する法律が施行されました。

親への就労支援、子育てと生活のための支援、経済的な安定のための支援、相談機能の充実等の総合的な支援を進めるとともに、子どもへの学習支援や父子家庭への支援の充実などにも積極的に取り組む必要があります。

◇5年後のめざす姿

すべてのひとり親家庭等が、自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、ひとり親家庭の子どもたちが夢と希望をもって成長できる環境が整備されています。

◇主な取組内容

- ①ひとり親への就業を支援するため、就業相談や職業紹介などを実施するとともに、資格や技術取得の支援を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②子育てと生活のための支援として、幼児教育・保育サービスの充実、一時的な預かりや放課後児童クラブの実施などによる子どもの居場所づくりの推進、病気の時などに家事や育児の支援を行う日常生活支援事業の実施、生活の場の提供に関する支援を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③関係機関や地域と連携し、ひとり親家庭の子どもたちの学習環境を整えます。
【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④経済的な安定のための支援として、手当の支給や生活資金等の貸付けなどを実施します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑤三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等における相談機能の充実や各種支援施策の情報提供の充実を図ります。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑥父子家庭に対して、相談対応や情報提供を強化するとともに、父子の特性をふまえた各種支援を実施します。【健康福祉部子ども・家庭局】

ひとり親家庭等の自立促進の一部については、「重点的な取組11 子どもの貧困対策」として重点的に取り組みます。

※ひとり親家庭等の自立促進の詳細については、附属資料2「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」をご参照ください。

(6) 障がい児施策の充実

◇現状と課題

①体制の整備

障がい児等療育支援事業により、身近な地域で療育指導等の相談支援を行っていますが、引き続き、ニーズに応じた療育に関する専門的な相談支援を行う必要があります。

自閉症・発達障がい支援センターを県内2か所に設置し、専門的な相談支援を行っています。引き続き、自閉症・発達障がいに関する専門的な相談支援を行うとともに、地域における関係機関の機能強化を図るため、センターとしての専門性を活かした後方支援を行う必要があります。

福祉型障害児入所施設に入所している障がい児の、地域生活への移行を促進していますが、地域における関係機関へ途切れない支援を「つなぐ」ため、入所時から、18歳以降の地域における支援体制を視野に入れた関係機関との連携が求められています。

②発達支援・療育の充実

発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な関わりや支援が途切れなく行われるよう体制づくりが必要です。

県立草の実リハビリテーションセンターでは、肢体不自由児を対象とした入院・外来診療、短期入所事業、重症心身障害児通園事業を行うとともに、地域への巡回指導等の地域支援を行っていますが、医師等の専門人材の不足が課題となっています。

県立小児心療センターあすなろ学園では、自閉症児、情緒障がい児、広汎性発達障がい児等精神および行動に疾患・障がいのある子どもを対象とした入院・外来診療とともに、地域への巡回相談等の地域支援を行っています。発達障がい児等に対する支援ニーズが高まる一方で、医師等の不足により診療待機期間の長期化が課題となっています。

市町において発達障がい児等への適切な早期支援が行われるよう、保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置又は機能の整備を働きかけています。そのため、県が有する専門性をいかして、総合支援窓口を担う専門的な市町職員等の育成のための長期研修の受入や、保育所等における発達障がい児等の早期支援ツールの普及・指導等の支援を行っています。

児童相談センターでは、聴覚障がい児を対象とした相談や療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等を中心とした指導訓練等を行っています。

③特別支援教育等の充実

特別支援学校に在籍する児童生徒数が年々増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。特別支援学校では、自立と社会参加の実現に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応えるため、きめ細かな教育を行っています。今後も学習環境や教育課程のさらなる充実とともに、教員の専門性の向上を図る必要があります。

小中学校、高等学校等の教員が、障がいのある児童生徒等の指導・支援や発達障がい等の理解を深める必要があり、特別支援学校のセンター的機能による支援が求められています。

幼稚園・保育所や小中学校等では、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用を促進し、障がいのある子どもの個々のニーズに応じた教育支援の充実を図る必要があります。また、支援情報を途切れなく引き継ぎ、一貫した支援を進めることができます。

◇5年後のめざす姿

障がい児の個々のニーズに応じた丁寧な支援体制が、地域における関係機関の連携により構築され、他の子どもも含めた集団の中での「育ち」が保障されています。

◇主な取組内容

- 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」等に基づき、取組を進めます。【健康福祉部ほか関係部局】

〔発達支援が必要な子どもへの対応について〕

発達が気になる子どもの割合は増加傾向にあり、社会における発達障がいに対する認識度の高まりを受けて、発達障がい児等への支援ニーズが高まっています。

 「重点的な取組14 発達支援が必要な子どもへの対応」として重点的に取り組みます。

第5節 働き方（ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために）

（1）子育て期女性の就労に関する支援

日本の女性の就業率は30歳代の出産・育児期に低下しますが、「みえ県民意識調査」によると、20～50歳代の専業主婦等の90%以上が就労を希望しています。また、仕事と子育ての両立がしやすい環境にあるならば「子どもができても、ずっと働く方がよい」と考える方の割合が高くなっています。さらに、女性の社会進出が進んでいる国ほど、合計特殊出生率が高い傾向にあるという指摘もあります。

 「重点的な取組9 子育て期女性の就労に関する支援」として重点的に取り組みます。

（2）長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進

県内において、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む企業は年々増加しているものの、いまだ3割前後にとどまり、企業規模が小さいほど取組が弱い傾向となっています。

 「重点的な取組10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援」として重点的に取り組みます。

（3）マタニティ・パタニティ・ハラスメントのない職場づくり

いまだに第1子の出産を機に約6割の女性が退職しており、4人に1人は、職場に両立を支援する雰囲気がないことや勤務時間の問題など「仕事と育児の両立が難しいこと」を理由に挙げています。

また、出産経験がある働く女性の4人に1人がマタニティ・ハラスメントを経験している現状もあります。

 「重点的な取組10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援」として重点的に取り組みます。

第6節 県民の意識の高まり、環境の整備等

(ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために)

(1) 県民の意識の高まり、さまざまな主体による取組の促進

◇現状と課題

結婚や出産などについての理想と現実のギャップの解消に向けては、行政はもちろんのこと、県民の皆さんや企業、関係機関等の間で、少子化等の現状について危機感を共有し、対策の必要性について広く認識することが重要です。

また、既に少子化対策に資する取組や子育て支援等を行っている地域の活動団体等は数多くありますが、団体等の間における情報共有や連携は十分に行われているとは言えない状況にあることから、多様な主体の参画を得るためにもさらなる連携を図る必要があります。

◇5年後のめざす姿

多様な主体が少子化等に対する危機感、及び少子化対策や子どもの育ち、子育て家庭を応援する取組の必要性の認識を共有し、相互に連携しながらそれぞれの取組を継続、強化しています。

◇主な取組内容

- ①多様な主体で構成される「三重県少子化対策推進県民会議」における意見交換や情報発信を促進します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②子どもがいきいきと育ち、家庭が子育てに喜びを感じられるような社会の実現をめざして設置された「みえ次世代育成応援ネットワーク」をはじめ、地域社会全体で子どもの育ちや子育てを支えていくという趣旨に賛同する団体や企業を増やし、活発に活動できるような環境づくりを進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③みえの育児男子プロジェクト（重点的な取組8参照）の展開等により、企業をはじめとする意識の改革を促します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④12県で構成している「子育て同盟」における連携事業の実施など、他県と連携した取組を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑤子どもと遊べる場所やイベント情報を含め、分かりやすいウェブサイトの活用などにより、少子化対策等に関する情報提供を強化します。【健康福祉部子ども・家庭局】

(2) 安全・安心のまちづくり等環境整備

◇現状と課題

安心して子育てができ、次代を担う子どもが豊かに育つ環境を整えることが求められています。

良好な治安が保たれ、県民が安心して子育てができ、次代を担う子どもが豊かに育つ環境を整備するためには、地域住民による防犯ボランティア活動が極めて重要であり、関係機関、団体が連携を強化し、犯罪被害から子どもを守る活動を強化することが必要です。

また、安全で安心して子育てできる環境が脅かされている現状にある、子どもや高齢者等交通弱者が安心して生活できる環境が必要です。

さらに、子どもを含む自転車利用者や歩行者等、道路利用者の交通マナーが悪いことから、交通安全教育等を通じた遵法意識の醸成を図る必要があります。

加えて、ユニバーサルデザインの観点から、子どもや妊産婦、子育て中の方に対する配慮や支援を強化する必要があります。

◇5年後のめざす姿

地域住民の自主的な防犯活動を支援し、その活動を活性化・定着化させることにより、犯罪が減少し、県民が安心して子育てができ、次代を担う子どもが豊かに育つ環境が整うとともに、県内全域において、犯罪被害から子どもを守る活動の取組がなされています。

また、交通ルール遵守に係る機運の醸成による、道路利用者が主体となった安全・安心な交通環境の構築等により、安心して子育てができ、買い物等生活できる地域コミュニティが再形成されています。

さらに、子どもや妊産婦、子育て中の方にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいます。

◇主な取組内容

- ①防犯ボランティア団体を始めとする地域社会を支えるさまざまな主体による子どもの見守り活動や自治体等による治安インフラの整備・拡充を促進することにより、犯罪を発生させない環境づくりを推進します。【警察本部】
- ②通学路を始めとした生活道路等において道路交通環境の整備を推進し、安全性の向上を図ります。【警察本部】
- ③街頭での幼児・児童に対する交通安全教育及び保護・誘導活動を推進するとともに、参加・体験・実践型の安全教育推進により乗車用ヘルメット着用とシートベルト・チャイルドシートの安全利用を促進します。【警察本部】
- ④現在策定中の「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」(平成27年度～30年度)に基づき、子どもや妊産婦、子育て中の方に優しいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。【健康福祉部ほか関係部局】

(3) 安全で安心な情報環境の整備

◇現状と課題

スマートフォンを始めとする新たな情報機器やサービスが子ども・若者の間で急速に普及・浸透しており、「スマホへの利用依存」や、いわゆる「スマホ子守り」の問題も指摘されているほか、インターネット上でのいじめ等のトラブルが発生しており、情報モラルの低下や基本的な生活習慣への影響が懸念される状況にあります。また、インターネット空間には、子どもにとって有害な情報も氾濫し、コミュニティサイトの誤った利用をきっかけとする子どもの犯罪被害も多発しているほか、インターネットに接続可能なゲーム機の普及により、低年齢の子どもでも保護者の知らない間にインターネット環境にさらされている状況があります。

不安に感じる犯罪について「インターネット利用犯罪」が「空き巣等の侵入犯罪」に次いで2位に、犯罪に遭う危険を感じる場所には「路上」「繁華街」に次いで「インターネット空間」が第3位に位置づけされるなど、インターネット空間の危険性が県民に身近で不安を感じる要因となっています。(三重県の治安に関するアンケート)

◇5年後のめざす姿

子どもや若者が安全に安心してインターネットを利用し、スマートフォン等の利用依存にならないよう対策が講じられるとともに、ウェブサイト等から違法・有害情報等が削除され、インターネット空間の安全・安心が確保されています。

◇主な取組内容

- ①子どもや若者が使用する携帯電話端末等に対して、保護者等によるフィルタリング利用の徹底を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②三重県青少年健全者育成条例に基づき、携帯電話取扱店や書店等への立ち入り調査を実施し、子どもや若者が違法・有害情報に触れないように、適切な指導を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③子ども・若者に対する安全・安心なインターネット利用の啓発を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④家庭や学校からのネット被害の相談に対して、問題の早期解決を図るため、関係機関と連携した取組を実施します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑤サイバー犯罪の取締りやインターネット空間の浄化活動を行うサイバーパトロールを実施します。【警察本部】

(4) 外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり

◇現状と課題

三重県の総人口に占める外国人住民の割合は 2.21%と全国的にも高い状況にあります。ブラジル人等の日系定住外国人にあっては、ここ 5 年ほどは減少していますが、定住傾向が顕著です。また今後は、アジア系を中心に増加に転じることが予測されます。

外国人住民と日本人住民を比較すると、外国人住民は生産年齢人口（15～64 歳）と年少人口（14 歳以下）の割合が高くなっています。年齢別では、現在子どもを産み育てている世代とその少し前の世代である、10～30 歳代が外国人住民の約 6 割を占めています。また、年少人口の割合が全国で 3 位と高く、実際に子どもを産み育てている外国人住民とその子どもが多くなっており、子育て世代に対する環境づくりが大切です。

◇5 年後のめざす姿

外国人住民にも日本人と同様に、妊娠・出産に関する支援制度等の情報が広まり、子どもを安心して産み育てることができる環境になっています。

◇主な取組内容

- ①外国人住民が三重県で生活していく上で必要となる基本的な行政や制度に関する情報や生活情報を提供する多言語ホームページにおいて、出産や子育てに関する情報を提供します。【環境生活部】
- ②外国人相談窓口担当者向け研修会において、出産や子育てにかかる医療、保健指導、発達相談、療育、保育などの専門機関の情報を提供するとともに、臨床心理士などの専門家による個別相談会を開催して、出産や子育てに悩む外国人夫婦の相談に応じます。【環境生活部】
- ③外国人住民が安心して医療機関にかかることができるよう、医療通訳制度のより一層の利用促進に向け、医療通訳者を育成する研修を開催するとともに、虐待、DV、発達相談等の健康福祉分野においても、生活支援サービスの充実につなげるため、児童相談所や女性相談所、保健所などの関係機関と連携して、専門的な知識を持つ通訳者の育成を図ります。【環境生活部】

第4章 重点的な取組

めざすべき社会像の実現に向けて、さまざまな課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけ、数値目標を設定し、進行管理を行っていきます。

また、「家族」が計画全体を貫く一つの視点であることをふまえ、それぞれの項目の中で「『家族』の形成や機能を支える取組等」について整理しています。

重点的な取組	
1	ライフプラン教育の推進
2	若者の雇用対策
3	出逢いの支援
4	不妊に悩む家族への支援
5	切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
6	周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援
7	保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
8	男性の育児参画の推進
9	子育て期女性の就労に関する支援
10	企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援
11	子どもの貧困対策
12	児童虐待の防止
13	社会的養護の推進
14	発達支援が必要な子どもへの対応

重点的な取組1 ライフプラン教育の推進

(現状と課題)

核家族化が進行し、地域の結びつきも弱くなる中、子どもたちが、家庭を築き、家庭生活や家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。

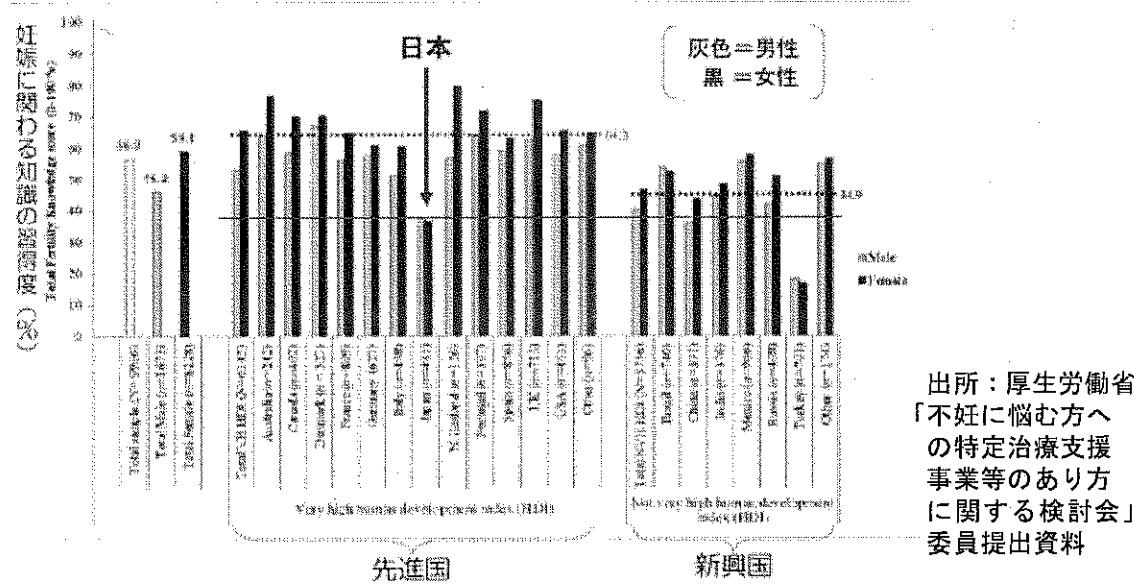
また、妊娠や出産に関して、不妊の原因の半分は男性にあるということや、医学的見地から妊娠・出産の適齢期があること^{*1}は十分に知られていません^{*2}。結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提ですが、医学的に正しい知識を知らないことにより、結果として妊娠・出産の希望が叶わないことは避ける必要があります。

これらのことから、子どもたちを含めた若い世代に、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい情報等の提供や自らのライフプランを考える機会を提供するとの必要性が高まっています。県では、平成26年度から、小中学生を対象として乳児ふれあい体験を行う市町を支援するほか、中学生へのライフプラン教育を行う市町に対して必要な経費の補助、成人式での啓発を行っています。

※1 女性の卵細胞は、年齢とともに老化をし、35歳前後から妊娠力が下がり始め、40歳を過ぎると妊娠はかなり難しくなります。また、流産や出産時のリスクも高くなります。ホルモンバランスがよく、子宮や卵巣の問題が少なく、心身、卵巣機能、卵細胞が元気な妊娠出産の適齢期は女性にとって25歳から35歳前後と言われています。また、男性も年齢によって妊娠しやすさに違いがあるとの指摘もあります。

※2 内閣府「母子保健に関する世論調査」(平成26年7月)によると、20歳代の16.4%は、女性の年齢によって妊娠しやすさに違いがあることを「知らない」と回答している。

図表：妊娠に関わる知識の習得度（国・男女別）



出所：厚生労働省
「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」
委員提出資料

(5年後のめざす姿)

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産に関する医学的知識等の習得が子どもたちを含めた若い世代の間に広がり、自らのライフプランを考える基盤ができるています。

(主な取組内容)

- ①各市町や教育委員会等と連携した乳児とのふれあい体験などの取組を進めることにより、小中学生が乳児への愛着を育んだり家族観を醸成できるよう努めます。また、中学生へのライフプラン教育を推進します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②高校生が家庭を築くことや子育てに関する意義を考えたり、妊娠・出産の医学的知識等を正しく身につけたりすることができるよう、保育体験の機会充実やライフプランや結婚、子育て等をテーマとした講演会の開催等を進めます。【教育委員会】
- ③県内の大学と連携し、大学生に対して妊娠・出産や性に関する正しい知識が身に付くよう、普及啓発を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④企業や経済団体等と連携し、企業の若手職員など卒業後の若者を対象として、妊娠・出産に関する正しい知識が身に付くよう普及啓発を進めるとともに、ライフプランとキャリアプランについて考える機会を提供します。【健康福祉部子ども・家庭局】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
ライフプラン教育を実施している市町の割合※ ¹	34.5% (26年度)		↗
県立学校において、ライフプランや結婚、子育て等についての講演会や保育実習、専門医等の派遣※ ² 等を実施している割合	・保育実習 8校 (H26.10月現在) ・講演会 3校 (H26.10月現在) ・専門医等の派遣 12回 (H26.9月末現在)		↗

※1 …妊娠・出産等についての医学的知識を持ち、自らの人生について考えることができる人を育てるためのライフプラン教育を実施している市町の割合（県健康福祉部子ども・家庭局調べ）

※2 …妊娠・出産の医学的知識等を正しく身につけることができる生徒を育てるために、産婦人科医等専門医の派遣を行う。

(モニタリング指標)

項目	現状値
平均初婚年齢（県） (厚生労働省「人口動態統計特殊報告」)	男性 30.3 歳 女性 28.6 歳（平成 24 年）
出生児の母の平均年齢（第 1 子、県） (厚生労働省「人口動態統計」)	29.7 歳（平成 24 年）

「家族」の形成や機能を支える取組

家庭や子どもを持ちたいと考える子どもや大人に対して、妊娠・出産等に関する正しい医学的知識が身につけられるとともにライフプランについて考えられる機会が提供されるように取り組みます。

重点的な取組2 若者の雇用対策

(現状と課題)

平成25年に総務省が実施した労働力調査によると、正規雇用として働く機会がなく、非正規雇用で働いている不本意非正規雇用の割合は、他の年齢層が10%台であるのに対し、25歳から34歳までの年齢層では30.3%と高くなっています。

また、平成25年の厚生労働白書では、30歳から34歳までの男性の既婚率は非正規雇用28.5%、正規雇用59.3%と大きく開きがあり、若い世代で年収300万円以下では既婚率が10%に満たないという現状について指摘されています。

第3回みえ県民意識調査によると、未婚の20歳代の9割以上の方が「いずれ結婚するつもり」と回答するなど、若い方の多くは結婚を希望していますが、男性の4割以上が「収入が少ない」ことを結婚していない理由として挙げています。

さらに、厚生労働省三重労働局によると、大学を卒業し三重県内企業に就職し3年以内に離職した方は、35.2%（平成26年4月25日現在）となっています。

これらのことから、若者の結婚についての希望を叶えるためにも安定した経済基盤を確保するための支援が重要となっています。

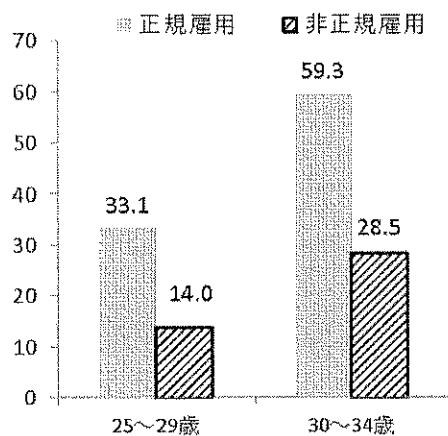
県では、「おしごと広場みえ」において若者の就労支援として、正規雇用を目指した、就職相談、セミナー等を実施しているところです。

これまで、不安定な雇用形態である非正規雇用の正規雇用化への取組は充分ではなく、今後は不本意非正規雇用に関する対策を進める必要があります。

さらに、県内高校卒業生で大学進学者のうち8割を占める県外大学への進学者に対するUターン就職の促進などについても取り組んでいく必要があります。

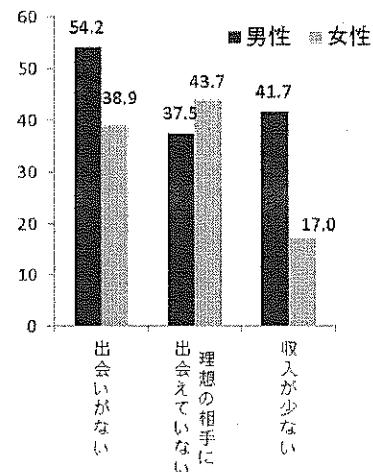
合わせて、若い世代の農林水産業への就業希望者は一定程度ありますが、定着率が他業種よりも低いことから、若者が安心して子どもを産み育てることができるよう就業・生活環境を整備する必要があります。

図：年齢別・雇用形態別にみた男性の有配偶率



出典：平成25年厚生労働白書

図：結婚していない理由（未婚）



出典：第3回みえ県民意識調査

(5年後のめざす姿)

結婚を希望する若者が安定した経済基盤を確保することができ、経済的な要因で結婚を躊躇することが少なくなっています。

(主な取組内容)

- ①若者が非正規雇用を安易に選択することを防止するための啓発を行うとともに、正規雇用への転換を希望する非正規雇用者に対する正規雇用への転換を支援します。【雇用経済部】
- ②県内企業に対して、正規雇用が企業にとっても有益で重要であることを認識、理解していただくための啓発等に取り組みます。【雇用経済部】
- ③おしごと広場みえにおいて中小企業のさまざまな魅力の情報発信や経営者等と若者との交流促進に取り組むなど、若者と中小企業との一層のマッチングを図ります。【雇用経済部】
- ④県内高校卒業生で大学進学者のうち県外大学へ進学している学生のUターン就職の促進などについて取り組みます。【雇用経済部】
- ⑤若者が安心して農林水産業へ参入できる環境づくりを進めます。【農林水産部】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
「おしごと広場みえ」 利用者の就職率	40.3% (平成25年度)		↗

(モニタリング指標)

項目	現状値
25歳～34歳の不本意非正規社員割合（国） (総務省「労働力調査」)	30.3% (平成25年度)
大学卒の3年後の離職率（県） (厚生労働省三重労働局職業安定部「新規学校卒業者の就職離職状況調査」)	35.2% (平成26年4月25日)
おしごと広場みえ利用満足度（「大変満足」、「満足」の回答割合）（県）	90% (平成25年度)

「家族」の形成や機能を支える取組

家庭や子どもを持ちたいと考える若者に対して、安定した経済基盤を確保できる就労環境づくりを進めます。

重点的な取組3 出逢いの支援

(現状と課題)

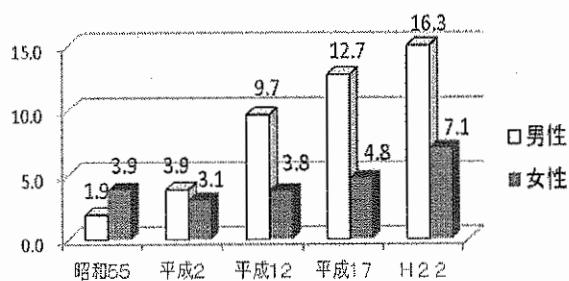
個人の結婚に対する考え方やライフスタイル、社会経済環境の変化などにより未婚化、晩婚化が進んでおり、少子化の大きな要因となっています。

「みえ県民意識調査」において、県民全体の幸福感をみると、過去3回の調査でいずれも既婚の方は未婚の方より幸福感が高いという結果が出ています。

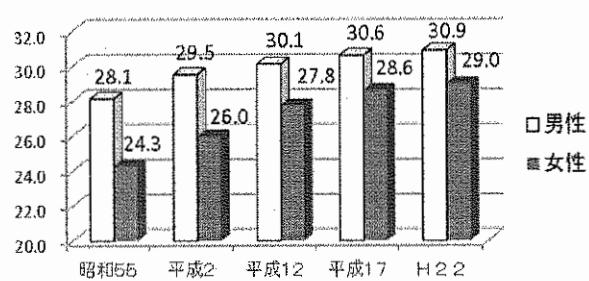
このうち、第3回調査（平成25年度）において、結婚に対する意識を調べたところ、20～30歳代の未婚者の8～9割の方が「いずれ結婚するつもり」と回答しており、結婚に対する希望は若い世代を中心に非常に高くなっています。一方、県の生涯未婚率は上昇し続け、平均初婚年齢も年々高くなっていることから、理想と現実の間には深刻なギャップが生じている状況です。

前述の第3回調査において、未婚者に対して結婚していない理由を併せて聞いたところ、「出逢いがない」、「理想の相手に出逢えていない」が上位を占めていることから、県民の結婚の希望を叶えるために「みえ出逢いサポートセンター」を設置し、市町等が取り組む結婚支援に関する情報提供を進めることとしており、結婚を希望する方に対して、これまで以上にさまざまな出逢いの機会に関する情報の提供が必要であるとともに、地域の企業や市町などが行う結婚支援の取組を活性化させ、社会全体で結婚を望む人を支援する地域づくりを進めが必要です。

図表：県の生涯未婚率の推移（性別：%）

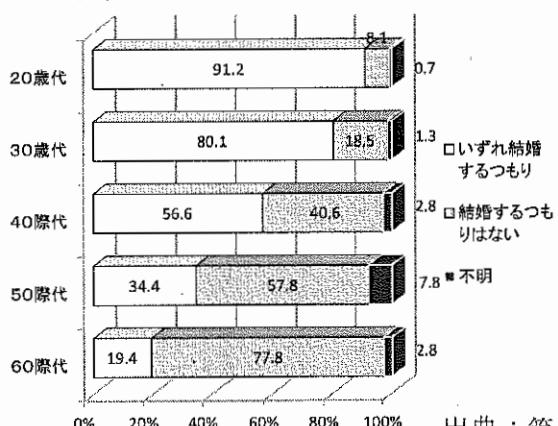


図表：県の平均初婚年齢の推移（性別：歳）

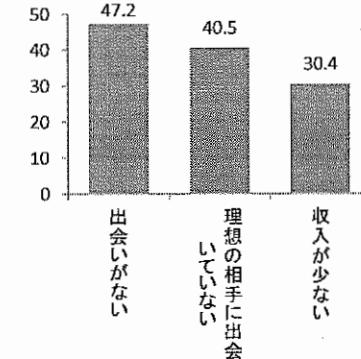


出典：人口統計資料集2014（国立社会保障・人口問題研究所）

図表：結婚の意向[未婚者]（%）



図表：結婚していない理由[未婚者]（%）



出典：第3回みえ県民意識調査（平成26年1月～2月実施）

(5年後のめざす姿)

結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、県及び企業・団体・市町などの多様な主体が、それぞれの立場で結婚支援にかかる取組を推進し、県内各地域で結婚を支援する体制が整っています。

(主な取組内容)

- ①結婚を希望する方に、数多くの出逢いの場が提供されるよう、みえ出逢いサポートセンターにおいて、各種の情報ツールを活用しながら、県内各地で開催される出逢いの機会（出逢いイベント等）について積極的に情報提供するとともに、特に若い人を中心に、結婚の意義や良さを認識していただく啓発等を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②市町や商工団体、観光団体などに対して、結婚を支援する取組の活性化を図るため、情報提供や結婚支援イベントの運営などにかかる支援を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③南部地域では独身男女の出逢いの場が特に少ないとから、南部地域各市町における独身男女の出逢いの場づくりなどに関する取組の支援を行います。【地域連携部南部地域活性化局】
- ④従業員の結婚支援に取り組もうとする企業に対して、その取組の一助となるよう、出逢いの場の情報提供などの支援を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】

(計画の目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
出逢いの場の情報提供数*	21件 (平成26年10月)		
結婚支援に取り組む市町数	11市町 (平成25年11月)		

*みえ出逢いサポートセンター等における提供数

(モニタリング指標)

項目	現状値
平均初婚年齢（県） (厚生労働省「人口動態統計特殊報告」)	男性30.3歳、女性28.6歳 (平成24年)
婚姻件数（県） (厚生労働省「人口動態統計」)	8,844件 (平成25年)
生涯未婚率（県）(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」)	男性16.29%、女性7.09% (平成22年)

「家族」の形成や機能を支える取組

結婚を希望する方の結婚に向けた活動を支援するほか、さまざまな主体に家庭や子どもを持つことの良さや結婚支援の必要性を認識していただくことにより、取組の活性化を図ります。

重点的な取組 4 不妊に悩む家族への支援

(現状と課題)

晩婚化の進展とともに子どもを希望しても授かれずに悩む夫婦が増えており、不妊治療を希望する方は増加しています。

しかし、特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されません。また、不育症は、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっています。

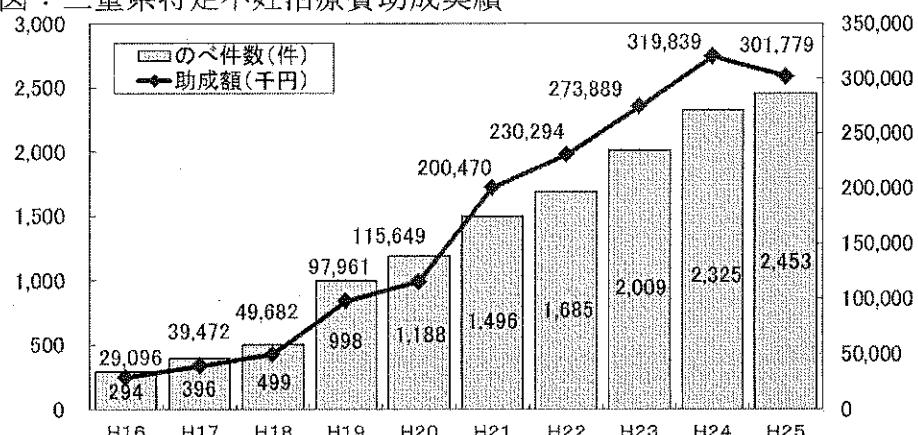
また、不妊の原因の半分は男性にあることは広く知られていないことから、不妊に悩む夫婦の大半は、まず妻が産婦人科を受診し、妻に原因がないと分かって初めて夫の検査や治療を行うケースが多いのが現状です。

これらのことから、不妊や不育症に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられるとともに、精神的にも不安を抱えていることが多くなっています。

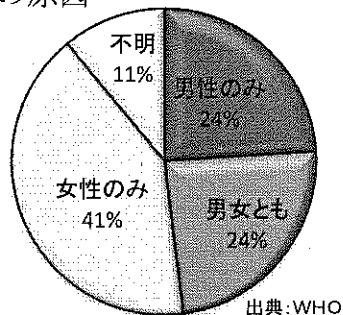
県では、平成 26 年度から男性の不妊治療にかかる助成制度を実施し、女性だけでなく男性も一緒に治療に参加するという意識の高まりや環境づくりを進めています。

県民の妊娠・出産についての希望が叶えられるよう、特定不妊治療や不育症治療等を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することにより、不妊や不育症に悩む夫婦を経済的に支援するとともに、専門的な相談により精神的な負担を軽減する必要があります。

図：三重県特定不妊治療費助成実績



図：不妊の原因



(5年後のめざす姿)

不妊や不育症に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるようになります。また、男性不妊をはじめとする不妊や不育症に関する正しい知識が県民の間に広がっています。

(主な取組内容)

- ①不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、不妊専門相談センターにおいて不妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報提供を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、三重県独自の上乗せ助成事業を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③男性不妊治療や第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加や不育症治療等に対する助成事業を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
男性不妊治療等、県独自の助成事業を利用する市町数	19市町 (平成26年度)		➡

(モニタリング指標)

項目	現状値
不妊専門相談センターへの相談件数(県)	285件 (平成25年度)

「家族」の形成や機能を支える取組等

不妊に悩む夫婦に対して、安心して相談・治療できる体制づくりに取り組みます。また、不妊の原因の半分は男性にもあることから、女性だけが悩むことの無いように、正しい情報の普及に努めます。

重点的な取組5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

(現状と課題)

県内では、1歳6か月児健診を受診する保護者のうち、1人も相談相手がいない方が毎年100人程度いると推計^{*1}されるなど、妊産婦や育児中の親等の孤立が問題となっています。特に産院退院直後は体調が回復していない段階で初めての育児や環境変化への適応等、産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘^{*2}があります。

また、児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があると指摘されています。

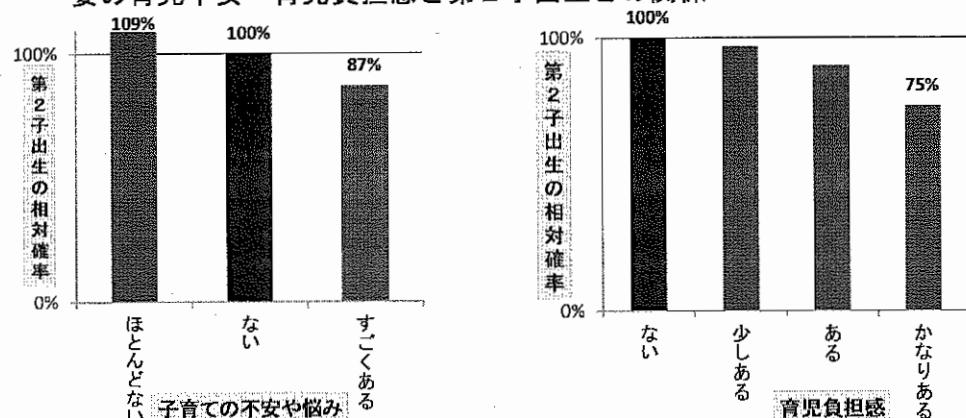
一方で、現在行われている市町母子保健事業のなかでもっとも手薄となっている時期が産院から退院した直後のケア体制となっています。29市町で乳児家庭全戸訪問事業を実施していますが、その後のフォローを行う養育支援訪問事業の実施に至っていない市町もあります。

これらのことから、妊娠の経過や子どもの成長過程に応じて産婦人科医、小児科医、助産師等や市町の保健師などがそれぞれ提供するサービスを強化するとともに、例えばフィンランドで提供されている「ネウボラ」のように、妊産婦・乳幼児ケアが全ての家族に対し継続的に提供され、利用者がワンストップで利用できる仕組みづくりが重要となっており、母子保健の実施主体である市町の体制や取組に差があることもふまえ、市町の取組や仕組みづくりに向けた支援が必要となっています。

※1 1歳6か月児健診を受診した保護者を対象としたアンケート調査。平成25年度の調査(n=1,692)によると、「日常の育児で相談相手はいますか。」との質問に1人も「いない」と回答した割合は0.6%。

※2 「21世紀出生児縦断調査及び21世紀成人者縦断調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)に基づき作成。第1子が6か月の時点における妻の育児不安と育児負担感が第2子の出生とどのように関わるかを調査しており、子育ての不安や悩みが「少しある」と回答した女性を基準とすると、「すごくある」と回答した女性の第2子の出生確率は低く、同様に育児負担感が「かなりある」層も低くなっている。

図表 妻の育児不安・育児負担感と第2子出生との関係



(5年後のめざす姿)

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関するすべての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが進んでいます。

(主な取組内容)

- ①各市町の実情に応じて、産婦人科、小児科、助産師、子育て支援センター等の既存の資源をネットワークでつなぎ、切れ目のない母子保健サービスを包括的にコーディネートする仕組みづくりを支援します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②必要な妊婦に対し産前から計画を立て、助産所や産婦人科を利用して産後ケアの支援を受けられるようコーディネートする市町の取組を支援し、拡大をはかります。【健康福祉部子ども・家庭局】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
日常の育児について相談相手のいる親の割合*	99.4% (平成26年度)		
妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町の割合	75.9% (平成26年度)		
訪問・通所・宿泊等による産後ケアを実施できる体制がある市町の割合	6.9% (平成26年度)		

*1歳6か月児健診を受診した保護者を対象としたアンケート調査で「日常の育児で相談相手はいますか。」との質問に「1人もいない」と回答した保護者以外の割合。

(モニタリング指標)

項目	現状値
妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町の割合	75.9% (26年度)
5歳児健診等を実施する市町の割合	

「家族」の形成や機能を支える取組等

出産前後の家族のうち、課題のある家族だけへの支援（ハイリスクアプローチ）だけではなく、全ての家族への支援（ポピュレーションアプローチ）を進めます。

重点的な取組6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

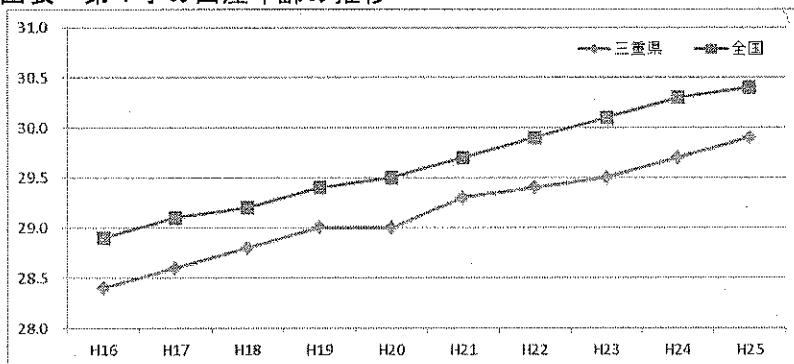
(現状と課題)

本県の人口10万人あたりの産科・産婦人科、小児科の医師数、出産1000人あたりの分娩取扱い病院に勤務する産科・産婦人科、小児科の医師数が全国平均を下回っており、周産期医療を担う人材の確保と育成を進めていく必要があります。

また、女性の晩婚化・出産年齢の高齢化などの社会情勢の変化に伴い、出産にかかるリスクが高まる恐れがあることから、リスクの高い分娩に対応する県内5つの周産期母子医療センターのネットワーク体制の構築やNICU等の設備整備、新生児ドクターカーの運用などにより、周産期医療体制を充実していく必要があります。

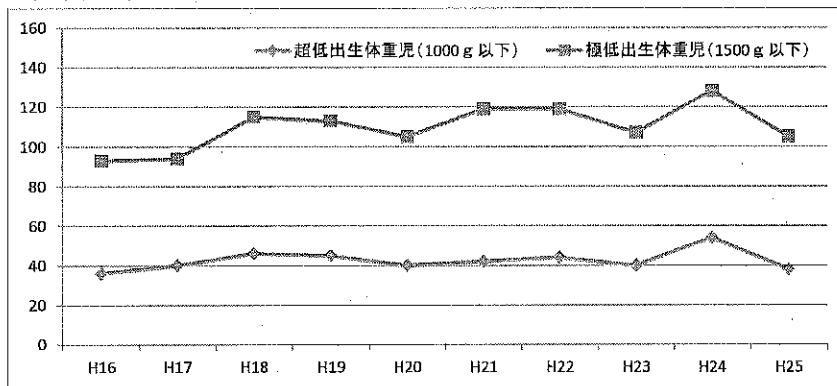
さらに、医療の高度化により救われる命が増えている中で、長期入院を要する小児の在宅移行への支援や、医療的ケアが必要な子どもの在宅での療育・療養支援が必要となっています。

図表：第1子の出産年齢の推移



出典：厚生労働省
「人口動態調査」

図表：県における超・極低出生体重児数の推移



出典：厚生労働省
「人口動態調査」

(5年後のめざす姿)

必要な産婦人科医、小児科医等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整うとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、リスクの高い出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されています。また、医療的ケアが必要な子どもが安心して健やかに育てられるよう、保健・医療・福祉・教育分野が連携し、総合的かつ継続的な支援が行われています。

(主な取組内容)

- ①医師修学資金貸与制度および研修医研修資金貸与制度の活用等により、産婦人科医や小児科医等、専門医の養成・確保を進めるとともに、認定看護師や助産師等の周産期医療を担う専門性の高い人材の確保と育成を進めます。【健康福祉部医療対策局】
- ②高度で専門的な周産期医療を効果的に提供する総合的なネットワーク体制を構築するために必要となる調査・研究を行います。【健康福祉部医療対策局】
- ③ハイリスク分娩に対応する周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援します。【健康福祉部医療対策局】
- ④重症の新生児に対し高度で専門的な医療を提供するための新生児ドクターカー（すくすく号）の運用を行います。【健康福祉部医療対策局】
- ⑤医療的ケアが必要な小児が在宅で療育・療養するために必要となる保健・医療・福祉・教育等の連携体制や人材の育成を支援します。【健康福祉部医療対策局】

(計画の目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
出産1万あたりの産科・産婦人科医師数※1	96人 (平成24年)		
就業助産師数※2	359人 (平成24年)		
周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率	97.4% (平成26年度)		

※1、※2 2年毎に確認する指標です。

(モニタリング指標)

項目	現状値
周産期死亡率（出産1000対）（県）	4.1（平成25年）

「家族」の形成や機能を支える取組等

病気を抱えた子どもを持つ家族に対して、安心して子育てできるように、関係機関の連携を進めるとともに、周産期医療や在宅医療に関する環境整備を進めます。

重点的な取組 7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援

(現状と課題)

県内の保育所において待機児童が発生しやすいのは、0～2歳の低年齢児です。平成26年10月現在、保育士の配置基準は、0歳児が児童おおむね3人に保育士1人、1・2歳児がおおむね6人に1人となっており、低年齢児保育を充実するためには、多くの保育士を必要とします。特に低年齢児は、母親の職場復帰により年度途中で入所希望が増えることから、受け入れに支障が生じないように年度当初から保育士を確保しておく必要があります。そのためには県内の保育団体、指定保育士養成校、ハローワーク等と連携し、保育士の就職ガイダンスや就職フェアの開催、潜在保育士の就職相談を行うとともに、就業支援や処遇改善により保育士が働きやすい環境を整備する必要があります。

また、子どもが病気になったとき、仕事を休んで子どもの世話ができればそれが一番良いことですが、どうしても仕事を休めないとき、子どもを預けることができる病児・病後児保育が求められています。病児・病後児保育に取り組む地域は平成26年度上半期で18市町、また、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児の預かり事業は10市町、両方合わせると20市町にとどまり、病児・病後児保育に対応する市町を拡大する必要があります。

さらに、子どもが小学校に入学すると、預け先が確保できないなど仕事と子育ての両立が困難であるとの理由から、子どもが小学生になるのを機に働き方を見直さざるを得ない、いわゆる「小1の壁」といわれる現象も発生しています。放課後の子どもの居場所づくりとして、放課後児童クラブや放課後子ども教室を開設しています。小規模クラブへの支援の充実など、市町や保護者の要請に的確に対応していく必要があります。

親世代と同居または住まいが近接しているほうが子どもの数が多いという調査結果もあることから、祖父母の子育て支援を後押しすることも必要となる一方、子育て世代の全ての方が祖父母の支援を受けられるとは限られないことから、これまで以上に地域や社会が子どもの育ちや子育て家庭を支援していく必要があります。

これまでの少子化対策は、どちらかというと共働き夫婦を対象とした保育サービスの提供による就労支援等が中心でしたが、これからは就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取組が必要となっています。

また、第3子以上を持ちたいと考える家族が、経済的な負担が大きいために希望の子どもを持つことを躊躇しているのではないかという指摘があります。

地域や社会では、すでに子どもの育ちや子育て家庭の支援を行っている団体や企業等がありますが、これらの取組を継続的な活動に発展させていく必要があります。

(5年後のめざす姿)

低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策など、子育て家庭を支える取組が進み、地域で安心して子育てができます。

(主な取組内容)

- ①保育士・保育所支援センターにおいて、就職ガイダンスや就職フェアの開催、潜在保育士の就職相談など、保育士確保に向けた取組を進めるとともに、保育士の処遇改善等に努めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②年度途中の入所希望に対応するため、年度当初から保育士を確保する際の、低年齢児保育の保育士加配を支援します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③病児・病後児保育の施設整備等を支援します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④放課後児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブ・子ども教室の整備、拡充の支援を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑤子育て家庭を支える人材の育成や祖父母世代の子育て支援を行うための取組のほか、地域で活動している子育て団体の取組について、市町と連携して子育て家庭のニーズに応じた支援を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑥多子世帯における経済的支援の必要性について、国に対して提言します。【健康福祉部子ども・家庭局】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
待機児童数（県）	48人 (平成26年4月1日)		➡
放課後児童クラブ・放課後こども教室を設置する小学校区の割合（県）	88.0% (平成26年5月)		➡

(モニタリング指標)

項目	現状値
保育士の平均勤続年数（県）	9年2か月（平成25年）
低年齢児（0～2歳）保育所利用児童数（県）	13,042人（平成26年4月1日）
病児・病後児保育所の実施地域数※（県）	20市町（平成26年）

※広域利用、ファミリー・サポート・センター対応も含む

「家族」の形成や機能を支える取組等

夫婦が共働きの子育て家庭に対して、安心して仕事ができるように低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策を進めるとともに、専業主婦（夫）家庭も含め、子育ての負担や不安を軽減できるような子育て支援策を進めます。

※子ども・子育て支援事業支援計画に関する取組の詳細については、附属資料1をご参照ください。

重点的な取組8 男性の育児参画の推進

(現状と課題)

第3回みえ県民意識調査によると、父親の育児参画に関する意識について、男性は女性より「積極型」（父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき）と回答する割合は低いものの、「許容範囲型」（父親は時間の許す範囲で、育児をすればよい）も合わせると、およそ9割の方が父親も育児に関わるべきと考えています。

また、年齢層が低くなるにつれ「積極型」の割合が高くなっています。

さらに、夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果や、夫が育児参画していないと第3子の女性の出産意欲は低下するという調査結果もあります。

しかしながら、職場においては長時間労働やパタニティ・ハラスメント等も存在する中で、男性の育児参画が十分に進んでいない状況にあり、地域の絆の希薄化や核家族化が進む中で、結果として、母親の育児に関する負担感は大きくなっているものと考えられます。

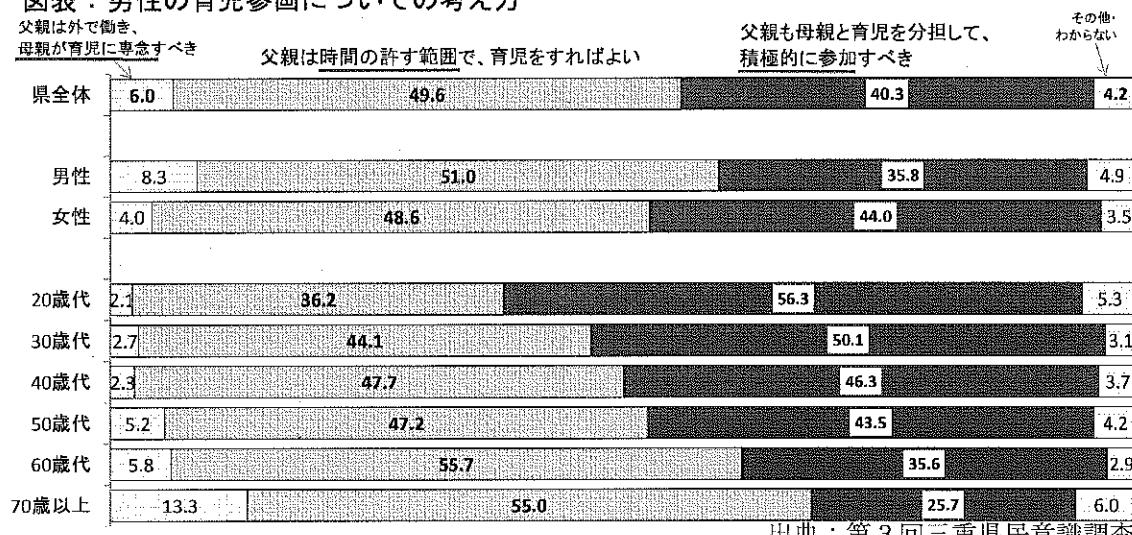
そのほか、子どもの頃の自然体験が豊かな人ほど、大人になっても「最後までやり遂げたい」という意志や「もっと深く学びたい」という意欲が強いという調査結果もあり、子どもの生き抜く力を育てる推進役として、男性の積極的な育児参画が求められています。

また、男性自身が家事や育児を楽しむことが家族の幸せにつながるという指摘もあります。

こうしたことから、本県においては、男性の育児参画の意識を高めるため、「みえの育児男子プロジェクト」を進めているところです。

今後も、夫婦が希望する人数の子どもを産むことができる環境づくりや男性が育児に進んで取り組むことができる環境づくりを進めるために、男性の育児参画の必要性に関する普及啓発や人材の育成、企業等への働きかけが必要となっています。

図表：男性の育児参画についての考え方



出典：第3回三重県民意識調査

(5年後のめざす姿)

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方方が広まるとともに、子どもの生き抜く力を育む子育てに男性が積極的にかかわることができます。

(主な取組内容)

- ①男性の育児参画についての機運を高めるため、男性の育児参画に関する活動の紹介や情報交換等を行う機会の提供を進めるほか、子育て中の男性や子育て中の従業員を抱える上司（イクボス）の取組や事例等の周知等を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②男性の育児参画の重要性について、県民の皆さんに対する啓発活動を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③子どもの生き抜く力を育てる子育てに男性が積極的にかかわることのできる環境づくりを進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
育児休業制度を利用した従業員の割合（県、男性）※1	4.2% (平成25年度)		

※1…三重県内事業所労働条件等実態調査（雇用経済部）

(モニタリング指標)

項目	現状値
男性の家事・育児時間（県） (総務省「社会生活基本調査」)	45分 (平成23年)

「家族」の形成や機能を支える取組等

家庭で安心して子育てしたいと希望する夫婦のために、男性の育児参画の重要性について、企業をはじめ地域社会に対して啓発するとともに、積極的に育児参画したいと希望する男性に対する支援を進めます。

重点的な取組9 子育て期女性の就労に関する支援

(現状と課題)

日本の女性の就業率は30歳代の出産・育児期に低下し、子育てが一段落した40歳代で再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いており、他の先進国に比べるとその傾向が顕著となっています。

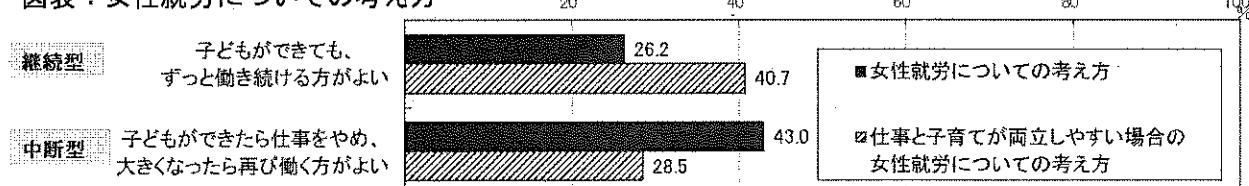
一方、「みえ県民意識調査」によると、20~50歳代の専業主婦等の90%以上が就労を希望するなど、子育て期女性の就労ニーズは高くなっています。

また、女性就労についての考え方は「中断型」(子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び働く方がよい)の割合が「継続型」(子どもができるても、ずっと働く方がよい)よりも高くなっていますが、仕事と子育ての両立がしやすい環境にあるとするならば、という条件を付けると「継続型」が「中断型」を上回る結果となっています。

さらに、ライフプラン・キャリア教育を受けた女子学生は「継続型」を希望する割合が高い傾向にあるとの指摘があるほか、子育て期の女性は短時間勤務等の柔軟な働き方を希望する傾向も見られます。

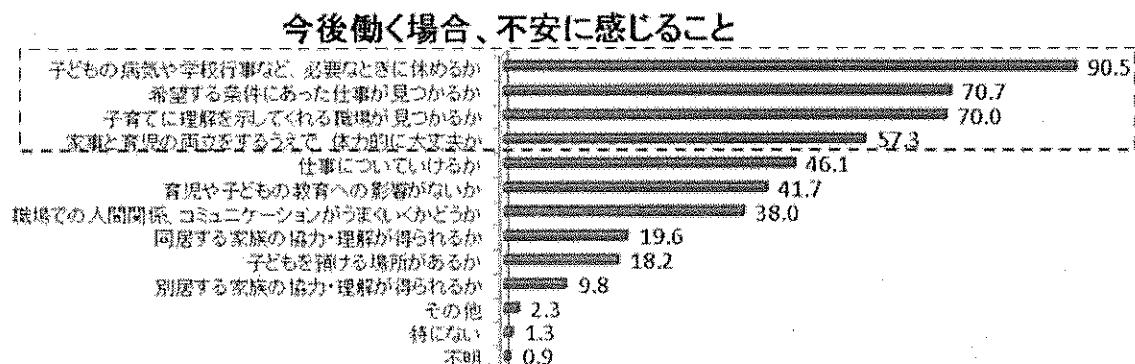
OECD諸国では女性の労働参加率が高いほど合計特殊出生率が高い傾向にある(平成18年版男女共同参画白書)とされていることなどもふまえ、妊娠・出産・子育て等と両立しながら就労を希望する女性への支援が必要となっています。

図表：女性就労についての考え方



出典：第3回みえ県民意識調査

図表：今後働く場合、不安に感じること



出典：子育て中の女性の就労意識に関するアンケート調査(平成25年度)(県雇用経済部)

(5年後のめざす姿)

就労継続や再就職支援の取組により、妊娠・出産・子育て等と両立しながら働きたいと考える多くの女性が、希望する形で就労できています。

(主な取組内容)

- ①学生が妊娠・出産・子育て等のライフプランとキャリアデザインを考える機会の提供を支援します。【雇用経済部】
- ②女子学生が県内企業で働き続けることができる、また再就職後の女性が希望する形で就労継続が叶う労働環境づくりを支援します。【雇用経済部】
- ③再就職後の女性の非正規雇用から正規雇用への移行など、安定就労するために必要なスキルの習得、能力に応じたキャリアアップ、子育てと仕事を両立しているロールモデルとの交流による学習機会の提供などの支援を行います。【雇用経済部】
- ④再就職した女性に対して、再就職後の課題等を把握し、解決に向けたフォローアップを行います。【雇用経済部】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
女子学生に対するキャリア形成支援を行う高等教育機関数	0校 (平成26年度)		

(モニタリング指標)

項目	現状値
25~44歳女性の就業率(県) (総務省「就業構造基本調査」)	58.3% (平成24年)

「家族」の形成や機能を支える取組等

仕事と子育ての両立を希望する女性に対して、出産後の就労継続や再就職支援などの取組を進めます。

重点的な取組 10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援

(現状と課題)

「みえ県民意識調査」によると、男性の9割近くは「積極的に参加すべき」、「時間の許す範囲で育児をすればよい」と回答するなど、父親も育児に関わるべきと考える一方で、末子が就学前の男性の6割以上が一週間に49時間以上働き、帰宅時刻が20時以降の割合が4割程度となっています。

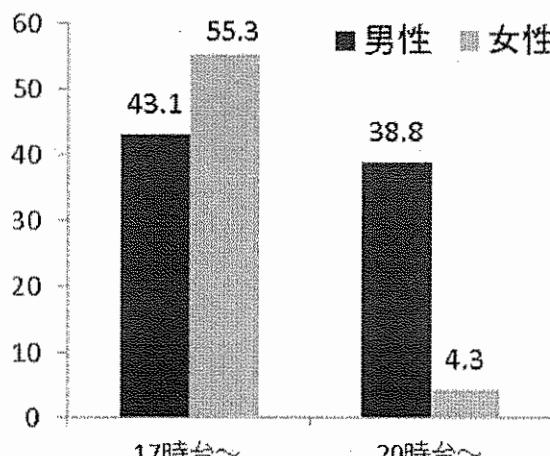
また、いまだに第1子の出産を機に約6割の女性が退職している現実があり、その理由として4人に1人は「仕事と育児の両立が難しかった」と回答しています（国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」）。両立が難しかったという具体的な理由としては、職場に両立を支援する雰囲気がなかったことや勤務時間の問題を挙げる方が多くなっています。

さらに、働く女性の4人に1人がマタニティ・ハラスメントを経験しているという状況もあります。

加えて、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む企業は、年々増加しているものの、3割前後にとどまり、企業規模が小さいほど取組が弱い傾向となっている（三重県内事業所労働条件等実態調査）とともに、取組項目の一つである長時間勤務の縮減については、所定外労働時間が年々増加している傾向にあります（毎月勤労統計調査）。

このため、男性の育児参画、女性が働き続けることができる環境づくりなどのため、企業による仕事と子育てとの両立に向けて、制度と機運の両面から取り組む必要があります。

図：末子が就学前の方の帰宅時刻



出典：第3回みえ県民意識調査

年度	取組企業の割合	従業員規模			
		10～29人	30～49人	50～99人	100～299人
22年度	23.4%	21.2%	24.9%	20.7%	33.2%
23年度	27.1%	16.1%	25.6%	22.0%	36.3%
24年度	28.6%	16.4%	22.0%	28.2%	33.4%
25年度	31.8%	14.5%	27.0%	24.3%	34.2%

出典 県事業所労働条件実態調査

(5年後のめざす姿)

安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりに向けた企業の取組が進むとともに、職場の管理職が「育bos」となるなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む、子育てに優しい企業が増えています。

(主な取組内容)

- ①所定外労働時間の削減や育児休業の取得促進など子育てしながら安心して働くことができる職場づくりに向け、企業におけるワーク・ライフ・バランスへの取組を促進します。【雇用経済部】
- ②地域社会全体で子どもの育ちや子育てを支えていくという趣旨に賛同する企業等を増やし、活発に活動されるような環境づくりを進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントのない職場づくりに向けた企業の取組を支援します。【環境生活部】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	31.8% (平成25年度)		

(モニタリング指標)

項目	現状値
労働者からのマタニティ・ハラスメント関連の相談件数(県)※ (三重労働局雇用均等室)	40件 (平成25年度)

※出所：三重労働局雇用均等室「男女雇用機会均等法の施行状況」における不利益取扱い（9条）と母性健康管理（12条、13条）の合計値

「家族」の形成や機能を支える取組等

仕事と子育ての両立を希望する家庭を支援するため、企業に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進や両立支援の風土づくりなどさまざまな働きかけを図ります。

重点的な取組 11 子どもの貧困対策

※子どもの貧困対策に関しては、平成 27 年度に「三重県子どもの貧困対策計画(仮称)」を策定する予定です。ここでは現時点の内容を記載しており、「三重県子どもの貧困対策計画(仮称)」の策定をふまえ、改定する予定です。

(現状と課題)

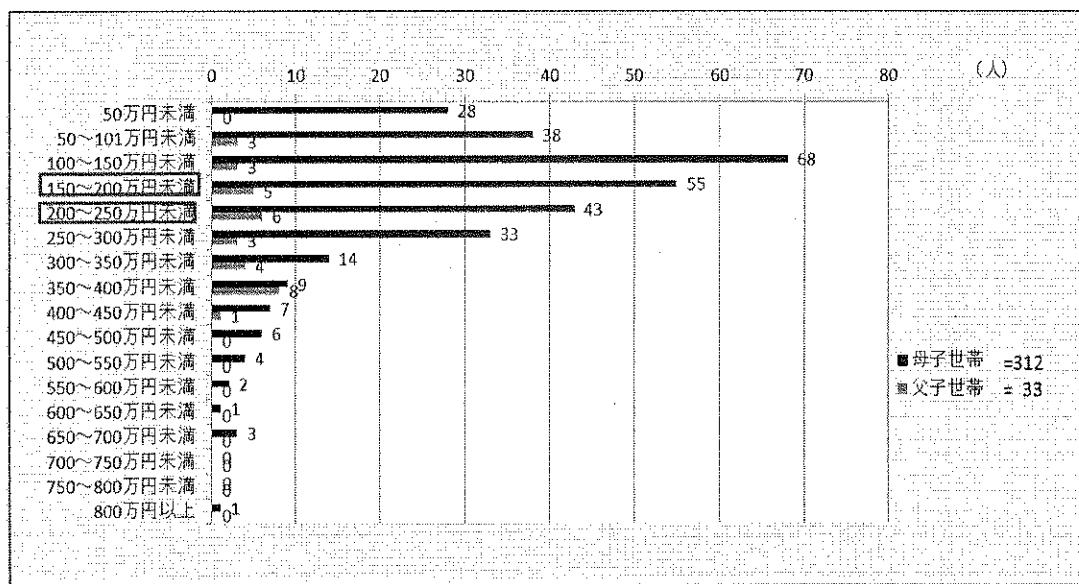
平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」(全国) は平成 24 年時点で 16.3%、大人が 1 人のひとり親家庭では、54.6% と過去最悪となっています。(平成 25 年国民生活基礎調査)

ひとり親家庭の就業を取り巻く環境は依然として厳しく、県内の母子世帯の母の約 8 割が就労している一方で、約 6 割が就労収入 200 万円未満という状況です。安定した雇用と収入の確保に向け、就労支援を強化する必要があります。

また、生活保護世帯の中学生の高校進学率は、一般世帯と比較して低い傾向にあるなど、いわゆる「貧困の連鎖」防止に向けて取り組む必要があります。

貧困の連鎖を断ち切るためにも、子どもの貧困の実態をふまえて、総合的な対策を推進する必要があります。

三重県のひとり親世帯の就労収入



平成 26 年三重県ひとり親家庭等実態調査(平成 26 年 7 月 1 日現在 回答 391 名)

母子世帯：中央値「150～200 万円未満」父子世帯：中央値「200～250 万円未満」

(5 年後のめざす姿)

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られています。

(主な取組内容)

- ①学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの効果的な配置を進めていくとともに、地域による学習支援の活動を推進します。また、ひとり親家庭の子ども等、支援を要する緊急度の高い子どもに対して、学習支援を行います。【教育委員会】
【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②ひとり親への就業を支援するため、就業相談や職業紹介などを実施するとともに、資格や技術取得の支援を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③生活困窮家庭の子どもについて、生活保護法または生活困窮者自立支援法に基づき相談、支援を行います。また、ひとり親家庭等が集い、情報交換を行うとともに、互いの悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④母子父子寡婦福祉資金による子どもの進学資金等の貸付けを行うとともに、児童扶養手当の適正な支給を行います。また、生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考查料等を支給します。【健康福祉部】【健康福祉部子ども・家庭局】

(計画の目標やモニタリング指標)

子どもの貧困対策に関する計画の目標やモニタリング指標については、例えば次の項目が考えられます。

- ・就学援助率* 現状値 11.3%

*公立小中学校を対象として、要保護児童生徒数¹と準要保護児童生徒数²を合わせた児童生徒数の全児童生徒数に対する割合

- 1 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数
- 2 準要保護児童生徒数：市町教育委員会が要保護に準ずる程度に困窮していると認める児童生徒数

- ・生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率 現状値 91.9%
- ・児童扶養手当受給者数 14,811人

*ひとり親家庭等の自立促進に関する取組の詳細については附属資料2「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」をご参照ください。

重点的な取組 12 児童虐待の防止

(現状と課題)

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 21 年度以降、毎年過去最高を更新しており、平成 25 年度には 1,117 件となっています。

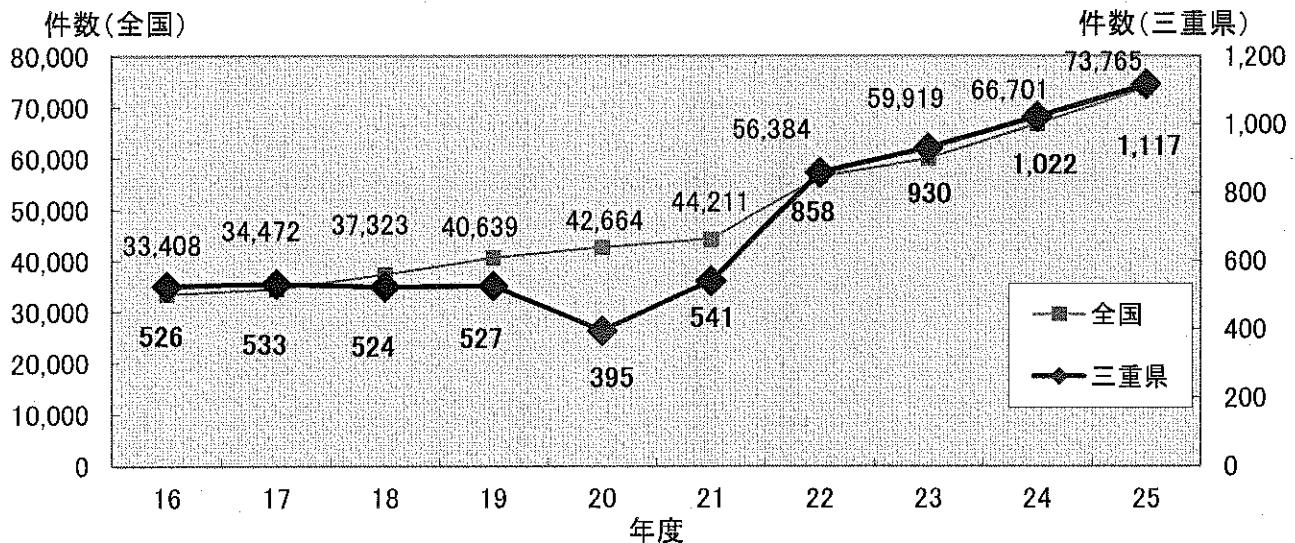
また、虐待者の 6 割弱が実母で、被虐待児童の約半数が 0 歳から 5 歳の乳幼児となっているなど、子育て中の母親に育児をはじめとするさまざまなストレスがかかることが虐待を誘発している現状があります。

特に、生命の危険を伴う乳児への虐待においては、望まない妊娠など妊娠期からのリスクが大きな要因となっており、虐待予防に向けて、医療と保健、福祉との一層の連携強化が課題です。

虐待通告時の初期対応の的確性、客観性を高めるために開発したリスクアセスメントツールに加え、初期対応以後における児童・家庭への的確な支援を行うためのアセスメントの充実が必要となっています。

市町における児童相談体制の強化に向けて、引き続き、定期協議の充実を図るなどしながら、市町においてその規模、実情に応じた体制、取組が実現できるよう支援を行うことが必要です。

○児童虐待相談対応件数の年次推移



(5 年後のめざす姿)

地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られています。

(主な取組内容)

- ①妊娠期からの虐待予防に向けて、望まない妊娠など予期せぬ妊娠に対する適切な支援を行うとともに、望まない妊娠の予防に向けた取組を推進します。併せて、市町、医療機関等との連携により特定妊婦を早期に把握し、必要な支援を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②児童虐待への的確な初期対応とともに、その後の再発防止、家族の再統合など家族支援に向けた適切なアセスメントを行い、関係機関による支援を的確に実施します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③市町の児童相談体制の強化に向け、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう、人材育成支援の取組を充実します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④市町をはじめとする関係機関の連携強化を図るため、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化にむけた各市町の取組を支援します。【健康福祉部子ども・家庭局】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
児童虐待により死亡した児童数	0人 (平成25年度)		➡

(モニタリング指標)

項目	現状値
児童虐待相談対応件数 (県)	1,117件 (平成25年度)

「家族」の形成や機能を支える取組等

出産後の家庭は子育ての不安が大きいため、虐待が起きないように見守るとともに、虐待予防のためのさまざまな取組のほか、虐待があった家族の再統合の支援や、被虐待児への家庭的ケアなどを進めます。

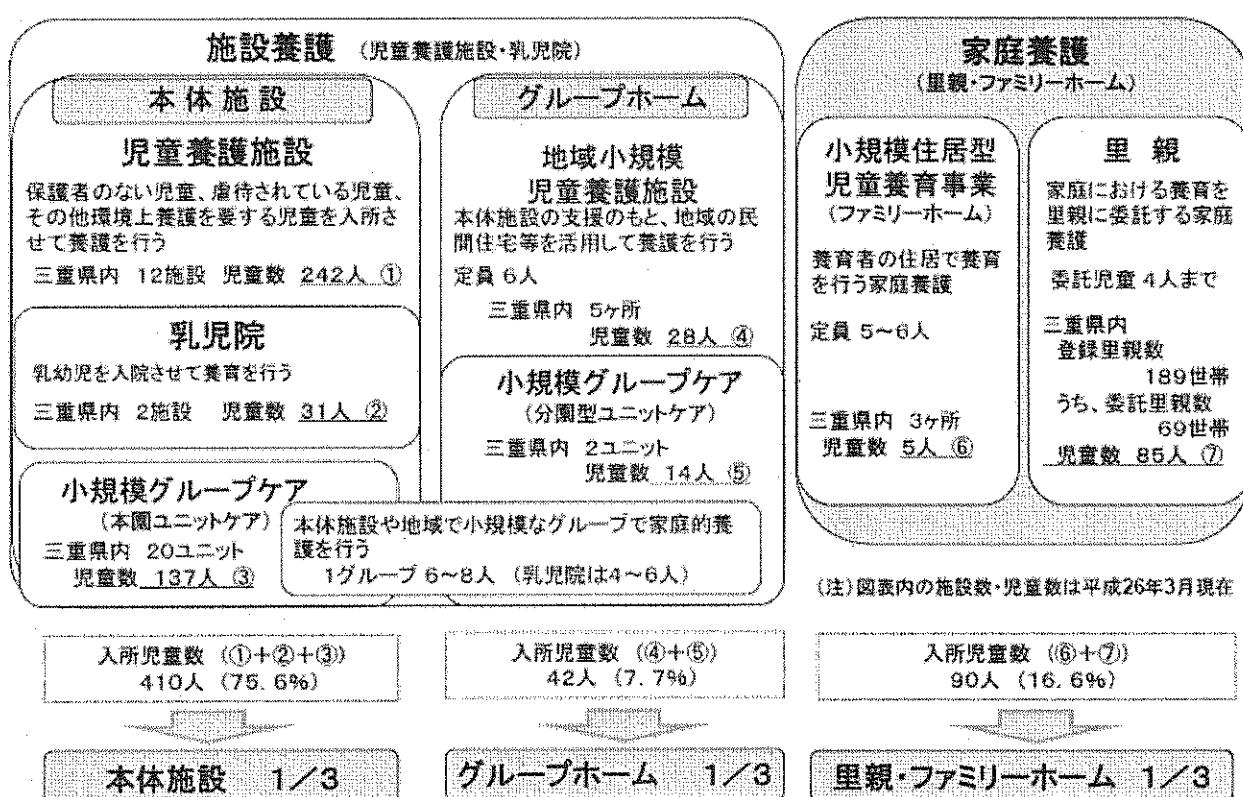
重点的な取組 13 社会的養護の推進

(現状と課題)

虐待や親の養育困難など、さまざまな事情により社会的養護が必要な子どもたちがいます。そうした子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくため、里親やファミリーホームといった家庭養護での養育を優先的に検討するとともに、施設養護においても、できる限り家庭的な養育環境を提供していく必要があります。

三重県における社会的養護の現状は、平成26年3月現在で、542人の要保護児童が施設本体に410人、グループホームに42人、里親・ファミリーホームに90人と、その割合はおよそ10:1:2であるところ、15年後には1:1:1にしていくことをめざし、今後、施設本体の小規模化（定員45人以下）・小規模グループケア化、グループホームの創設、及び里親・ファミリーホームへの委託の推進を図っていく必要があります。

三重県の社会的養護の現状とめざす方向



(5年後のめざす姿)

社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、「三重県家庭的養護推進計画」（平成26年度策定）に基づき、児童養護施設等本体施設の小規模化及び小規模グループケア化、施設のない地域への分散化、及び里親・ファミリーホームの新規開拓・委託が進んでいます。

(主な取組内容)

- ①市町や里親支援専門相談員等との連携を密にし、1中学校区1里親登録をめざして、里親制度の周知を図るとともに、新たな里親開拓に取り組みます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②里親に対する相談・交流支援の充実を図るとともに、里親に対する研修を充実し、養育技術の向上等を図ります。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③児童養護施設・乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するため、計画的に施設整備を促進します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④要保護児童の自立支援や家庭復帰に向けて、施設の職員体制の充実や人材育成を支援します。【健康福祉部子ども・家庭局】

(計画の目標)

目標項目	現状値	目標（1年後）	目標（5年後）
グループホームでケアを受けている要保護児童の割合	7.7% (平成26年3月)		
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合	16.6% (平成26年3月)		

(モニタリング指標)

項目	現状値
要保護児童数（県）	542人 (平成26年3月)

「家族」の形成や機能を支える取組等

さまざまな理由により、家族と暮らすことができない子どもに対して、家庭的な養護体制の確立に向けた取組を進めます。

重点的な取組 14 発達支援が必要な子どもへの対応

(現状と課題)

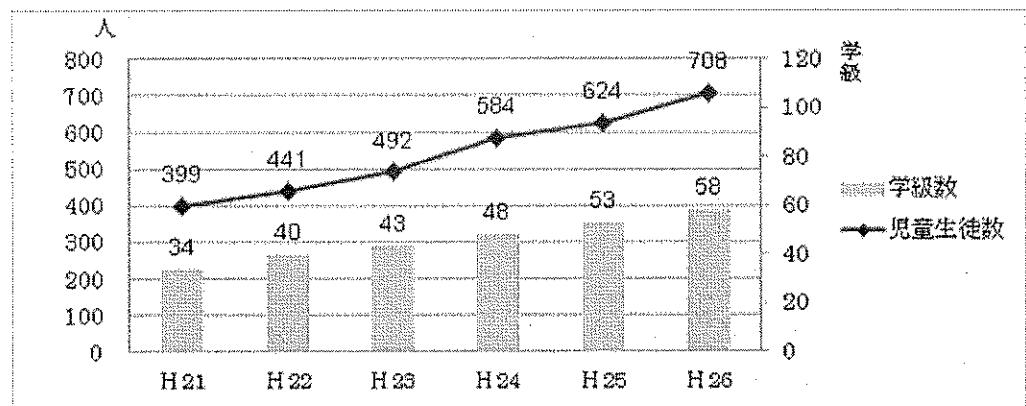
平成 24 年に実施された文部科学省の調査では、通常の学級において知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は 6.5% で、増加傾向にあります。

また、県内の小中学校でも、言語障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等を対象とする通級指導教室において指導・支援を受ける児童生徒数は、平成 21 年度の 399 人から平成 26 年度の 708 人へと約 1.8 倍に増加しています。

さらに、社会における発達障がいに対する認識の高まりを受けて、発達障がい児等への医療、福祉に関する支援ニーズも高まっています。

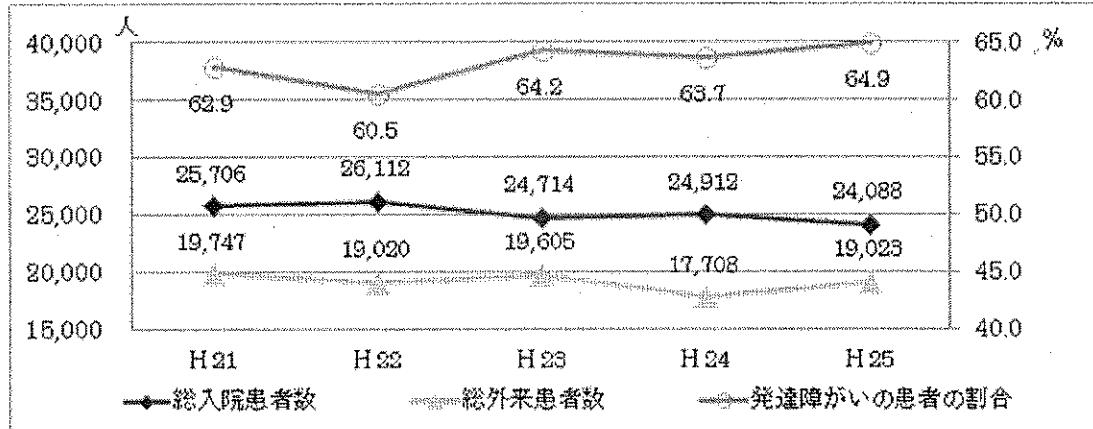
発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な関わりや支援が途切れることなく行われるよう体制づくりが必要です。

図表：三重県の公立小中学校における通級指導教室在籍者数および設置学級数の推移



出典：三重県教育委員会調べ

図表：三重県小児心療センターあすなろ学園外来患者に占める発達障がいの割合の推移



出典：健康福祉部子ども・家庭局調べ

(5年後のめざす姿)

発達支援が必要な子どもに対する途切れのない支援体制が、市町等との連携により構築され、本県で生まれ育つ子どもが健やかに成長できる環境が整備されています。

(主な取組内容)

- ①県立草の実リハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園、児童相談センターの言語聴覚機能を統合し、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」として一体的に整備します。また、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携することにより、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②市町に対して保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置又は機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう環境を整備します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③発達障がい児等に対する支援ツール「C L M (Check List in Mie : 発達チェックリスト) と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進し、適切な支援が早期に行われることにより、不登校や暴力等の二次的な障がいの回避等につなげていきます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④入退所時等の関係機関（児童相談所、学校、市町）との調整や、障がいの理解を深めること等の不安解消に向けた取組、総合相談窓口での相談対応、短期入所事業の実施等を行うことで、家族支援を充実していきます。【健康福祉部子ども・家庭局】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
「C L M と個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園の割合	20.5% (平成25年度)		

(モニタリング指標)

項目	現状値
子どもの発達障がい等に関する電話相談件数(県)	577件 (平成25年度)
5歳児健診等を実施する市町の割合	

「家族」の形成や機能を支える取組等

発達支援が必要な子どもを抱えた家庭に対し、途切れのない支援を図ります。

第5章 計画を推進するために

第1節 基本的な考え方

本計画の対象領域は多岐にわたることから、取組を効果的に進めるためには、市町、医療、教育、子育て等関係機関のほか、企業や若者、子育て経験者などの多様な主体の参画が必要です。

計画の推進にあたっては、P D C A（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、目標達成に向けて的確な進行管理に努めるとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況や目標の達成度合いについて報告していきます。

第2節 庁内外の連携の確保

（1）府外の連携

多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議に、取組の進捗状況に関する評価を報告するとともに、同会議において以後の取組の改善方策等について検討いただきます。

（2）府内の連携

本計画に基づく取組の分野は多岐にわたることをふまえ、三重県少子化対策総合推進本部会議等により府内関係部局の連携を確保し、推進していきます。

第3節 取組の進捗状況や達成度合いの把握

第2章第3節「計画目標」に記載のとおり、計画の目標やモニタリング指標により取組の進捗状況や達成度合いの把握に努めます。

- 総合目標…計画全体を包含する数値目標として設定します。
- 重点目標…重点的な取組の進行管理を行うための数値目標として設定します。
- モニタリング指標…目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標として位置づけます。

第4節 成果の報告

取組の進捗状況や達成度合い等については、三重県少子化対策推進県民会議や三重県少子化対策総合推進本部に諮ったうえで、ホームページ等で公表する予定です。

(三重県子ども・少子化対策計画（仮称）附属資料1)

**三重県子ども・子育て支援事業支援計画
中間案**

目 次

1 趣旨	4
2 区域の設定	5
(1) 区域設定にあたって	
(2) 県設定区域	
3 教育・保育の量の見込み、確保方策	7
(1) 量の見込みの設定にあたって	
(2) 確保方策の設定にあたって	
(3) 教育・保育の量の見込み、確保方策	
(4) 認可、認定に係る需給調整の考え方	
4 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保	11
(1) 認定こども園の目標設置数、移行の支援および普及に係る考え方	
(2) 県が行う必要な支援	
(3) 質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の推進方策	
(4) 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策	
(5) 認定こども園、幼稚園および保育所と小学校との連携方策	
5 地域子ども・子育て支援事業の推進	14
(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策	
(2) 県による重点的な取組	
6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等	
(1) 人材確保	19
(2) 資質の向上、専門性の確保	
7 教育・保育情報の公表	22
(1) 公表の方法	
(2) 公表の内容	
(3) 情報の公表時期および更新頻度	

8 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携	24
(1) 児童虐待防止対策の充実	
(2) 社会的養護体制の充実	
(3) 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進	
(4) 障がい児施策の充実等	
9 職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	33
10 計画を推進するために	34

- 別紙1 各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策
別紙2 認定こども園の目標設置数、幼稚園・保育所から認定こども園への移行
を促進するため定める「県計画で定める数」
別紙3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策（市町単位）

1 趣旨

国は、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法（※）」に基づき、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度を本格施行し、すべての子どもに良質な成育環境を保障していくとしています。

新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすとしており、市町は、新制度の実施主体として、「子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町計画」という。）を策定し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。

こうしたことをふまえて、県では、「子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「県計画」という。）を策定し、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援していくとともに、子ども・子育て支援のうち特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施していきます。

※子ども・子育て関連 3 法

子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法および認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 区域の設定

(1) 区域設定にあたって

区域とは、教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期（確保方策）を定める単位として設定するもので、県が認定こども園および保育所の認可、認定を行う際には、区域の需給調整を勘案して決定することになります。

県では、県内市町間での教育・保育の広域利用の実態等を勘案して県設定区域を定めます。

(2) 県設定区域

ア 1号認定（子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望する場合）

私立幼稚園では、市町域を超えた広域利用が行われており、全利用児童数に占める広域利用対象児童の割合が高いため、生活圏域等を考慮して、次の8区域とします。

区 域 名	構 成 市 町
桑名・いなべ・員弁郡	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市・三重郡	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪・多気郡	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩・度会郡	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

イ 2号認定（子どもが満3歳以上で保育の必要性の認定を受ける場合）、

3号認定（子どもが満3歳未満で保育の必要性の認定を受ける場合）

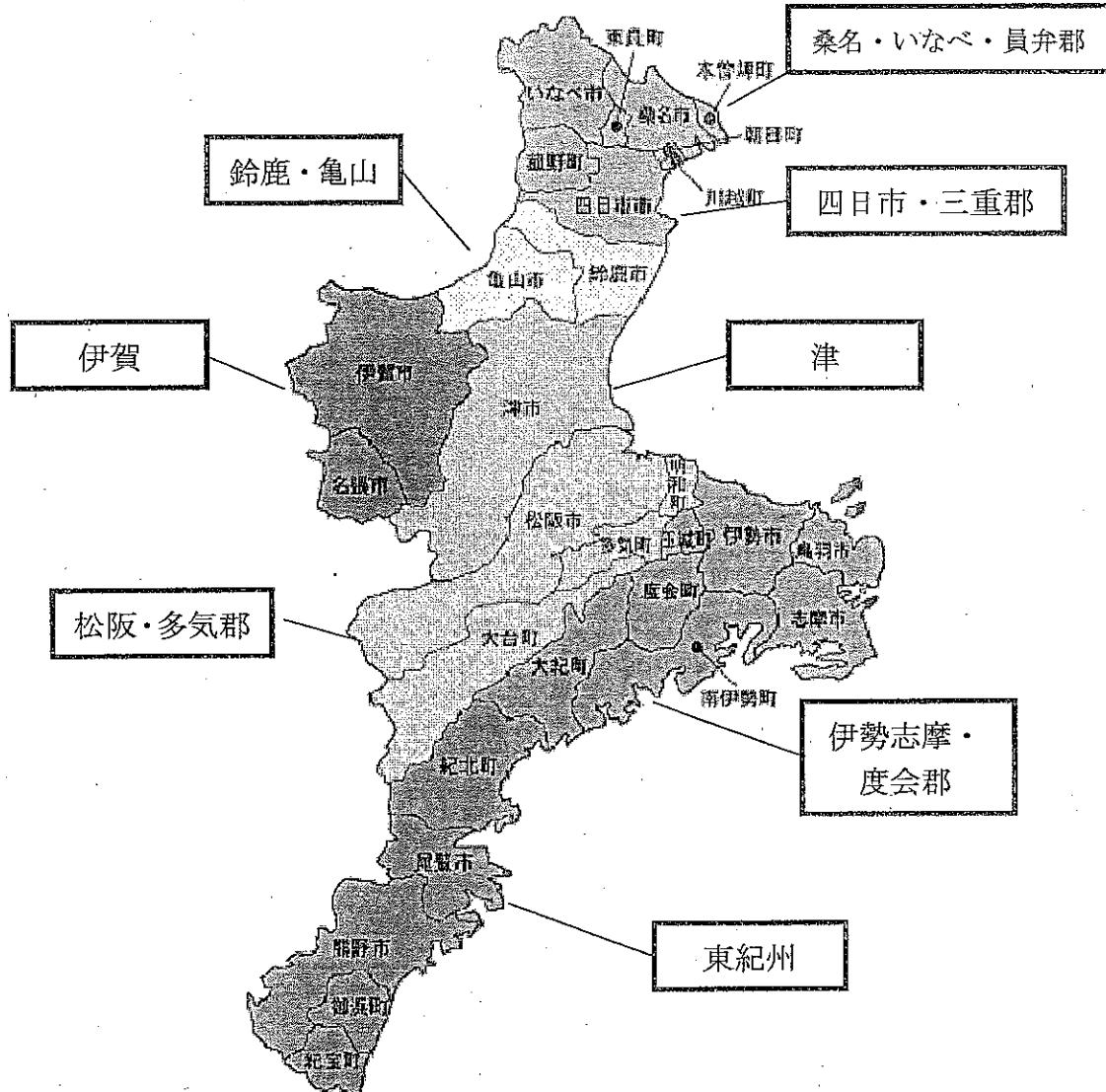
保育所では、保護者の勤務等の都合から広域利用が行われていますが、対象となる児童は少数であり、大半は居住地の保育所を利用することから、29区域（市町ごと）とします。

ウ 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業では、全体的に広域利用は少ないことから、29区域（市町ごと）とします。

<参考>

1号認定に係る区域図



3 教育・保育の量の見込み、確保方策

(1) 量の見込みの設定にあたって

市町では、市町計画に定める各年度の教育・保育の量の見込みを算定するにあたり、子どもの保護者等を対象に利用希望等把握調査（教育・保育施設の現在の利用状況、今後の利用希望、保護者の就労状況、今後の就労見込み等）を実施しました。

その調査結果から必要に応じて地域の実情（住民ニーズ、社会的な流出入など）を勘案して算定した量の見込みは、市町子ども・子育て会議での議論、調整を経て、市町計画における量の見込みとして定められています。

県計画における量の見込みは、市町計画の量の見込み（数値）を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別（3号認定は0歳、1・2歳に区分）に定めます。

(2) 確保方策の設定にあたって

市町計画では、国が平成29年度末までに量の見込みに対応する教育・保育施設の整備、地域型保育事業の実施をめざすとした「待機児童解消加速化プラン」をふまえて、確保方策を定めます。

県計画における確保方策は、市町計画の確保方策（数値）を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別に定めます。

こうして定めた確保方策により、市町と連携して、待機児童の解消、すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供をめざしていきます。

(3) 教育・保育の量の見込み、確保方策

県全域での量の見込み、確保方策は次のとおりです。

※各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策は別紙1のとおりです。

<参考> ○用語の説明

用語	説明
教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園
施設型給付	教育・保育施設に対する共通の財政措置
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給対象施設として確認する主に満3歳未満の子どもを対象として小規模保育事業（※1）、家庭的保育事業（※2）、居宅訪問型事業（※3）、事業所内保育事業（※4）を行う事業 ※1：利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業 ※2：利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業 ※3：保育を必要とする子どもの居宅で家庭的保育者による保育を行う事業 ※4：事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業
特定教育保育施設としての確認を受けない幼稚園	施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園
認可外保育施設	保育所として児童福祉法による認可を受けていない保育施設。確保の内容として記載する認可外保育施設は、市町が一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている施設のみ。

◎教育・保育の量の見込み、確保方策（暫定値）

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①量の見込み	1号認定	17,457	17,174	16,777	16,510	16,336	
	教育ニーズ	3,590	3,540	3,474	3,432	3,402	
	2号認定	23,196	22,752	22,330	21,992	21,796	
	小計	26,786	26,292	25,804	25,424	25,198	
	0歳	2,908	2,887	2,863	2,831	2,798	
	3号認定	12,160	12,110	11,991	11,856	11,730	
	小計	15,068	14,997	14,854	14,687	14,528	
	1号認定	14,725	14,810	14,817	14,782	14,844	
	2号認定	27,308	27,259	27,262	27,214	27,163	
②確保の内容	特定教育・保育施設	0歳	2,892	2,984	3,094	3,101	3,112
	3号認定	1・2歳	12,729	12,871	12,968	13,001	13,018
	小計	15,621	15,855	16,062	16,102	16,130	
	合計	57,654	57,924	58,141	58,098	58,137	
	1号認定						
	2号認定						
	特定地域型保育事業	0歳	52	61	54	57	63
	3号認定	1・2歳	127	142	154	157	163
	小計	179	203	208	214	226	
確保の内容	確認を受けない幼稚園	1号認定	13,396	13,352	13,352	13,352	13,352
	2号認定						
	3号認定	0歳					
		1・2歳					
	認可外保育施設	1号認定					
	2号認定	0	0	0	0	0	0
	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
認定区分別	1号認定・合計	28,121	28,162	28,169	28,134	28,196	
	2号認定・合計	27,308	27,259	27,262	27,214	27,163	
	3号認定	0歳	2,944	3,045	3,148	3,158	3,175
	合計	1・2歳	12,856	13,013	13,122	13,158	13,181
	小計	15,800	16,058	16,270	16,316	16,356	
		合計	0	0	0	0	0
確保の内容一量の見込み (②-①)	1号	10,664	10,988	11,392	11,624	11,860	
	2号	522	967	1,458	1,790	1,965	
	3号	0歳	36	158	285	327	377
		1・2歳	696	903	1,131	1,302	1,451
	小計	732	1,061	1,416	1,629	1,828	
		合計	0	0	0	0	0

※2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、当面、実際上の過不足は生じないと想定される。

<参考>

対象者	利用の対象となる教育・保育施設、事業
1号認定の子ども	特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園）、特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園
2号認定の子ども (教育ニーズ)	特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園 ※主に幼稚園を利用
2号認定の子ども (保育ニーズ)	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）、認可外保育施設
3号認定の子ども	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）、特定地域型保育事業、認可外保育施設

(4) 認可、認定に係る需給調整の考え方

ア 基本的な考え方

県は、適格性、認可、認定基準を満たす申請者からの申請があった場合には、認定こども園および保育所の認可、認定を行います。

ただし、認定区分別に県設定区域における特定教育・保育施設等（※）の確保の内容（供給）が、県計画で定める当該年度の量の見込み（需要）に既に達しているか、その認可、認定により超えることになるときは、原則として認可、認定を行いません。

※特定教育・保育施設等

- ・1号認定の子ども、2号認定の子ども：特定教育・保育施設
- ・3号認定の子ども：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業

イ 市町計画に予定していない認定こども園および保育所の認可、認定申請があつた場合の調整

県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等（整備が具体的に進められている教育・保育施設等を含む。）の確保の内容（供給）が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等に係る量の見込み（需要）にすでに達しているか、その認可、認定申請に係る教育・保育施設の設置により超えることになるときは、原則として認可、認定を行いません。

ただし、待機児童が現に発生している、または発生する可能性が高く、迅速な対応が必要な場合などは、地域の実情に応じて、認可、認定を行います。

- ・需要（量の見込み）>供給（確保の内容）→原則、認可・認定
 - ・需要（量の見込み）<供給（確保の内容）→原則、認可・認定を行わない

※確保の内容には、確認を受けない幼稚園を含みます。

※需要（量の見込み）、供給（確保の内容）は認定区分別に確認します。

ウ 幼稚園・保育所から認定こども園への移行の認可、認定の申請があつた場合の調整

県設定区域における特定教育・保育施設等の確保の内容（供給）（※）が、県設定区域における特定教育・保育施設等の当該年度の量の見込み（需要）（※）に県計画で定める数を加えた数（4－（1）－ア－（ウ）に記載）にすでに達しているか、その認可、認定申請に係る認定こども園の設置によって超えることになるときは、原則として認可、認定は行いません。

・需要(量の見込み) + 「県計画で定める数」 > 供給(確保の内容) → 原則、認可・認定

・需要(量の見込み) + 「県計画で定める数」 < 供給(確保の内容) → 原則、認可・認定を行わない

※需要（量の見込み）、供給（確保の内容）を確認する認定区分

- ・幼稚園からの移行：2号認定の子ども、3号認定の子ども
- ・保育所からの移行：1号認定の子ども

※県計画で定める数

幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等をふまえて設定します。

4 教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保

(1) 認定こども園の目標設置数、移行の支援および普及に係る考え方

ア 認定こども園の目標設置数および設置時期など

(ア) 市町の認定こども園の設置予定、私立幼稚園の認定こども園への移行希望等をとりまとめた結果、県全域では、今後5年間で18園の設置が見込まれています。

(イ) また、認定こども園の潜在的な利用ニーズとして、幼児期の学校教育の利用希望が強い共働き家庭等（2号認定に相当）を考慮する必要があります。こうした家庭のなかには、居住地の近くに認定こども園がないため、やむを得ず1号認定を受けて幼稚園を利用する場合や、2号認定を受けて保育所を利用する場合があります。

このうち、(ア)に反映されていない認定こども園の潜在的利用ニーズ（量の見込み）は、今後5年間で●●人が見込まれています。

●認定こども園目標設置数（詳細は別紙2のとおり）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	計
市町設置予定 および私立幼 稚園移行希望	3	7	6	2	0	18

※参考 平成26年4月1日現在の認定こども園設置数：5施設

(ウ) 幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するために定める「県計画で定める数」

幼稚園から幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園への移行の認可、認定申請があった場合、保育所から幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園への認可、認定申請があった場合における「県計画で定める数」は別紙2のとおりです。

イ 認定こども園への移行に必要な支援

(ア) 情報提供、相談対応等

県では平成26年4月から認定こども園に関する総合窓口を設置し、認定こども園に関する情報提供、相談対応などを実施しています。

今後も、認定こども園への移行を検討している市町、事業者に対して、必要な情報を迅速に提供し、適切な相談対応を実施していきます。

(イ) 財政支援

国の補助制度等を最大限に活用し、施設整備に必要な財政支援を行うことにより、施設の設置を促進していきます。

また、市町を通じた施設型給付（利用児童の認定区分に応じた給付）に

より、移行後の認定こども園の運営を支援していきます。

ウ 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能を持ち、保護者の就労状況やその変化にかかわりなく継続して利用することができ、地域の子育て支援も行う施設です。

県では、市町と連携して、認定こども園の周知、広報を図り、地域の実情や住民の利用希望に沿えるよう普及に取り組んでいきます。

特に、幼保連携型認定こども園については、法的にも学校と児童福祉施設を兼ねる単一の認可施設として設置手続きが簡素化され、財政措置も施設型給付に一本化されたことから、教育・保育施設の確保が必要な市町に対して設置、移行を働きかけていきます。

また、幼稚園や保育所の利用者の中には、可能であるならば認定こども園の利用を希望する方（幼児期の学校教育の利用希望が強い共働き家庭等）がいることから、市町に対して、こうしたニーズを的確に把握し、必要に応じて設置、移行するよう働きかけていきます。

さらに、過疎地域などで、少子化により集団教育・保育が困難な場合には、必要に応じて施設の統廃合等を契機とした認定こども園への移行を促しています。

（2）県が行う必要な支援

今後、認定こども園の設置数の増加に対応し、教育・保育を一体的に提供していくためには、幼稚園教諭と保育士がお互いの仕事、役割について理解しあうことが重要です。

そのために、幼稚園教諭と保育士がともに「教育の学び」「養護の学び」を深めていくことができるようしていく必要があります。

幼稚園教諭と保育士の連携を支援するため、これまで幼稚園教諭、保育士のそれぞれを対象に実施してきた研修について、両者が参加できるよう、県が実施する研修の参加対象を拡大するとともに、県教育委員会、幼稚園・保育所関係団体等の他の研修実施機関に対しても、参加対象の拡大を検討するよう働きかけ、合同研修の機会を確保していきます。

（3）質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の推進方策

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであり、一人ひとりの個人差が大きいことから、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育および地域での子ども・子育て支援を提供していくことが必要です。

県は、国の補助制度等を最大限に活用して認定こども園の設置促進を図るとともに、市町が幼稚園・保育所関係団体、幼稚園教諭養成機関、保育士養成施設などの関係機関と連携し、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供できるよう支援していきます。

(4) 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策

質の高い教育・保育を提供するためには、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園および保育所と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。

教育・保育施設は、地域における子育ての中核的な役割を担うことが求められており、特に地域型保育事業の連携施設となった場合には、地域型保育事業を行う者に対して、保育内容への支援（※）、代替保育の提供を行うとともに、子どもが地域型保育事業を卒園した後の受け皿になる必要があります。

県としては、関係者会議の開催等により市町担当者間の情報共有および情報交換の機会を設け、市町の積極的な関与を促進し、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者が円滑に連携を図ることができるよう支援していきます。

※保育内容への支援

地域型保育事業を利用する子どもが集団保育を体験できるような機会（合同保育、園庭開放等）の設定、地域型保育事業を行う者が実施する保護者支援に対する助言等

(5) 認定こども園、幼稚園および保育所と小学校等との連携方策

認定こども園、幼稚園および保育所から小学校や特別支援学校に入学する際、生活環境や学習環境の著しい変化により、子どもが学校に十分に適応できず、学習に集中できない、教員の話を聞けずに授業が成立しないといった問題（小1プロブレム）が生じる場合があります。

子どもの発達段階に応じて一貫した教育を推進するため、子どもを中心に据え、認定こども園、幼稚園および保育所と小学校や特別支援学校がそれぞれ主体となった取組を推進するとともに、相互に連携を図る必要があります。

また、地方公共団体の長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」において、認定こども園、幼稚園および保育所と小学校との連携のあり方などについて、協議・調整を行うこととなっています。

現在、各施設間で保育・授業の公開、合同行事・合同学習・合同研修などによる交流、教育課程の編成についての小学校との情報交換などが行われていますが、幼児教育・保育と小学校教育との連携・接続に関する基本的な考え方について、市町の教育委員会および福祉部局等と情報共有を図ることにより、幼児期から児童期への教育・保育のつながりを一層強化する取組を推進していきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の推進

市町計画では、平成31年度末までに、量の見込みに対応する地域子ども・子育て支援事業の実施をめざして、確保方策を定めています。

県では、市町計画をふまえながら、国の補助制度等を最大限に活用し、市町が事業の実施に必要な経費等を補助することにより支援するとともに、市町と連携して、人材確保・育成に向けた取組を進めています。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町計画に基づく県全域での量の見込み、確保方策は次のとおりです。

なお、市町単位の詳細は、別紙3のとおりです。

<参考> ○各事業の概要

事業名	事業概要
延長保育事業	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用日、利用時間以外の日・時間に認定こども園、保育所等で保育を実施する事業
放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に学校の余裕教室、児童館等で遊びや生活の場を提供する事業
子育て短期支援事業	保護者が病気等により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児、保護者同士が交流等を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行う事業
一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等に対して、昼間等に保育所等で、一時的に預かる事業
病児保育事業	病児等に対して、病院・保育所等に付属して設けられた専用スペース等で、看護師、保育士等が一時的に保育を実施する事業
ファミリー・サポート・センター事業	地域での育児の相互援助活動を推進し、病児等の預かり、早晨・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズに対応する事業
利用者支援事業	子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報の提供、相談への対応等、関係機関との連絡調整を実施する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育の実施を確保する事業
妊婦に対する健康診査	妊婦の健康の保持、増進のため妊婦に対する健康診査を実施する事業

●地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策（暫定値）

			平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位		
延長保育事業			量の見込み(実人数)	/	7,642	7,534	7,448	7,321	7,260	人	
			確保の内容	実人数	6,122	7,498	7,389	7,358	7,325		
放課後児童健全育成事業			量の見込み	全学年	/	12,505	12,578	12,630	12,696	12,713	人
			確保の内容	登録児童数	10,420	13,299	13,638	13,842	14,016	14,072	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)			量の見込み	/	920	911	904	897	894	人日	
			確保の内容(延べ人数)		685	1,237	1,232	1,230	1,227	1,227	
地域子育て支援拠点事業			量の見込み	/	74,420	74,118	73,758	73,423	73,117	人回／月	
			確保の内容		179	179	180	184	185	189	箇所
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)			量の見込み	/	89,982	89,098	84,176	81,476	77,895	人日	
			確保の内容	1号認定による利用	/	397,186	390,436	381,970	376,622	372,029	
			確保の内容	延べ人数	319,771	421,658	444,257	448,616	457,841	464,750	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)			量の見込み	/	130,893	128,800	126,558	124,593	123,047	人日	
			確保の内容	一時預かり事業 延べ人数	29,465	65,400	73,764	82,917	91,032	97,105	
			確保の内容	ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応を除く)	7,997	14,403	19,595	14,753	14,917	15,105	
			確保の内容	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)			量の見込み	/	17,697	17,434	17,133	16,879	16,686	人日	
			確保の内容	病児保育事業 延べ人数	6,568	10,425	11,974	14,105	15,085	16,356	
			確保の内容	ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応)	493	509	514	534	538	558	
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児)			量の見込み	/	20,914	20,950	20,979	21,092	20,926	人日	
			確保の内容		14,228	18,553	19,172	19,821	20,538	21,161	
利用者支援事業			量の見込み	/	40	42	42	42	42	か所	
			確保の内容		0	31	40	40	41	41	
乳児家庭全戸訪問事業			量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数		14,388	14,505	14,349	14,201	14,017	13,828	件
			事業実施予定		29	29	29	29	29	29	市町
養育支援訪問事業			量の見込み	訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の 実数	1,837	1,832	1,826	1,832	1,853	1,850	件
			量の見込み	訪問延べ件数	3,443	4,097	4,161	4,222	4,260	4,279	
			量の見込み	事業実施予定	21	24	24	24	24	25	市町
妊婦に対する健康診査	量の見込み	人数			15,424	15,383	15,166	14,963	14,748	14,511	人

(2) 県による重点的な取組

県では、それぞれの事業が抱える課題等をふまえ、特に次の事業について市町の取組を重点的に支援していきます。

ア 病児保育事業の充実

子どもが病気になったとき、仕事を休むことができない場合には、子どもを預けることができる病児・病後児保育が必要となります。

県内で病児・病後児保育に取り組む地域は、平成26年度上半期で20市町（病児・病後児保育：18市町、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かり事業：10市町（重複する市町あり））となっており、病児・病後児保育のニーズに応じて、対応する市町を拡大していく必要があります。

こうしたことから、病児・病後児保育の施設整備、運営に要する経費、広域利用に向けた取組について補助することにより支援していきます。

イ 放課後児童対策の促進

(ア) 放課後児童クラブへの支援の拡充と放課後子ども教室との連携

県内の放課後児童クラブの設置数は、平成26年5月1日現在、309箇所と年を追うごとに増加しており、全小学校区数(375校区)に占める割合は82.4%となっています。

児童数が多い小学校区では、利用児童の増加に伴い、放課後児童クラブの分割など、クラブ室の新たな整備が必要になっています。児童数の少ない小学校区では、放課後児童クラブが開設されていないところも多く、また、開設されても小規模であるため国庫補助が受けられず財政的に運営が厳しいところもあることから、複数のクラブの統合を促すとともに、運営に要する経費を支援していく必要があります。

また、ひとり親家庭の児童、生活保護世帯の児童、障がいのある児童などについては、優先的な受け入れを行う必要があります。

さらに、国は、平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン（※1）」において、放課後児童クラブと放課後子ども教室（※2）の一体的な又は連携した実施を一層進めるとしており、今後は、可能な限り、放課後子ども教室と一体的に又は連携して運営していくことが求められています。

こうしたことから、放課後児童クラブの創設に対する補助に加え、改築に対する補助を行うことや、国庫補助が受けられない小規模な放課後児童クラブの運営費に対する補助などについて検討していきます。

※1：放課後子ども総合プラン

共働き家庭の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の計画的な整備を進めようとするものです。

※2：放課後子ども教室

市町が放課後の子どもの居場所づくりの確保や多様な学習・体験プログラムの提供を目的に設置しており、県内の平成26年3月31日現在の設置数は63箇所(20市町)となっています。

(イ) 「放課後子ども総合プラン」の推進

今後、市町は、次世代育成支援対策推進法に基づき、国が策定する「行動計画策定指針」に沿って策定した「市町行動計画」により、「放課後子ども総合プラン」の取組を進めていく必要があります。

県では、実施主体である市町が、円滑に「放課後子ども総合プラン」に取り組めるよう次のとおり支援するとともに、三重県子ども・子育て会議を「推進委員会」として位置付け、三重県子ども・子育て会議において、県内の放課後対策の総合的なあり方について検討していきます。

a 福祉部局と教育委員会との連携

平成27年度に設置する総合教育会議を活用し、教育委員会と福祉部局との連携による総合的な放課後対策を検討していきます。

具体的には、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用のほか、放課後児童クラブと放課後子ども教室に従事する者、参画する者の間で円滑な情報交換・情報共有ができる場を提供するといった連携方策などを検討していきます。

b 研修計画

放課後児童クラブや放課後子ども教室に従事する者、参画する者の資質の向上を図るため、放課後児童支援員資格認定研修(仮称)(※1)や子育て支援員(仮称)養成研修(※2)の実施について検討します。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するため、市町と連携して、両事業に従事する者、参画する者と小学校の教職員等との間で情報交換・情報共有ができる場の提供を検討していきます。

※1：放課後児童支援員資格認定研修(仮称)

県が実施する放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するための研修

※2：子育て支援員(仮称)養成研修

育児経験豊かな主婦等を主な対象として、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業等に従事するために必要な知識等を習得するための研修

ウ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

妊娠中は公費による妊婦健診が14回受診できます。各市町が妊婦健診を円滑に実施できるように必要に応じ市町とともに県内医療機関と内容の見直し等の調整を行っていきます。

赤ちゃんが生まれた後、生後4か月を迎えるまでにすべての家庭を訪問し、

保護者の不安や悩みに対応し子育ての孤立化を防ぎ、必要な支援を行う乳児家庭全戸訪問事業は三重県では全市町で実施されています。

しかし、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、保健医療の連携体制に基づく情報提供や関係機関からの連絡等により把握された養育支援が特に必要と認められる家庭に対し、保健師・助産師・保育士等による必要な助言・指導や、子育てOBやヘルパーなどによる育児・家事支援を行う養育支援訪問事業の実施は、平成26年10月末現在、24市町にとどまっています。

県では2つの事業をすべての市町が実施し、市町の母子保健コーディネーターを中心とした切れ目のない支援がどの市町に住んでいても受けられるよう働きかけていきます。

また、市町の取組の推進のため、母子保健コーディネーターや、子育て支援に携わる人材の育成に取り組み、事業の質の向上を図ります。

6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

(1) 人材確保

県内の保育所では平成26年4月1日現在、0～2歳の低年齢児を中心に48人の待機児童が発生しています。低年齢児は配置基準上、3歳以上児に比べて多くの保育士が必要であり、保護者の職場復帰により年度途中での入所希望が増える傾向にあることから、円滑に児童を受け入れていくには年度当初から保育士を確保しておく必要があります。

また、県内の放課後児童クラブの利用児童数は、平成26年5月1日現在、11,189人と年を追うごとに増加しています。こうした利用ニーズの増加に伴い、従事する者を確保していく必要があります。

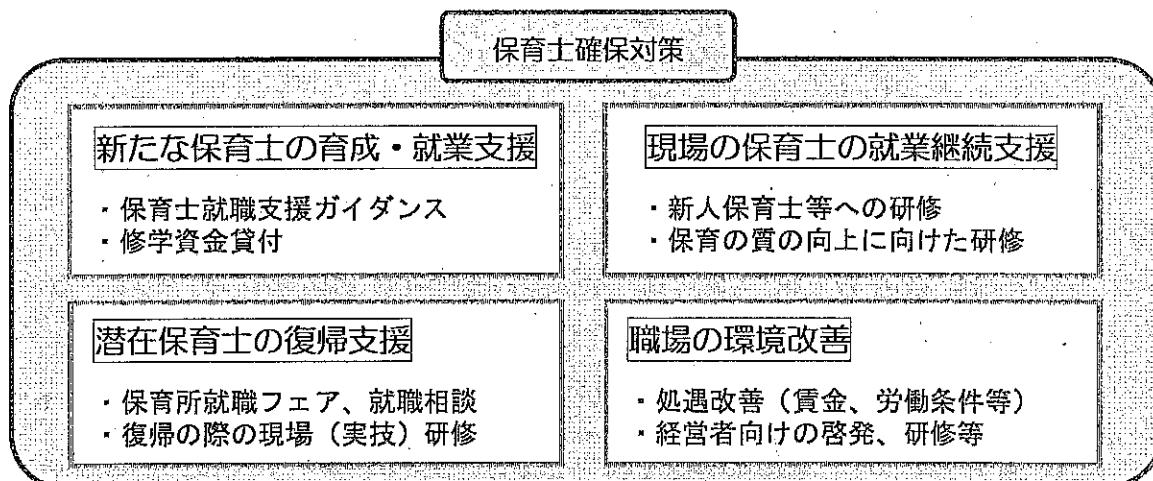
さらに、子育てに不安や孤立感を感じる家庭の増加により、地域での子育て支援ニーズも高まっており、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保も必要です。

ア 幼児期の学校教育・保育等に従事する者

保育所での待機児童解消に向けて、保育士の人材確保が重要となります。

平成25年度から設置している保育士・保育所支援センターを中心に、新たに保育士となる者の就業、保育士の就業継続、保育士資格を持っていても保育所等で就業していない者（潜在保育士）の復帰、保育士の待遇改善など労働環境の改善に向けた取組を支援していきます。

また、保育士修学資金貸付制度を創設し、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得をめざす学生の修学を支援することにより、新たに保育士となる者を育成し、保育士確保につなげていけるよう検討していきます。



また、幼保連携型認定こども園の設置を促進していくためには、幼稚園教諭免許と保育士資格を併せて持っている者の確保が必要となります。

国は、平成27年度からの5年間で、片方の免許、資格のみを持っている者が、

両方の免許、資格を併せ持つことを促進するよう特例措置を講じることとしており、市町等と連携して対象者への周知等を行っていきます。

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する者

(ア) 放課後児童健全育成事業に従事する者

放課後児童クラブに従事する者については、国が定める基準（放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準）により、放課後児童クラブごとに2人以上の放課後児童支援員（うち1人は補助員でも可）を置く必要があります。

放課後児童支援員には、「所定の資格等を持っている者等で、県が行う研修を修了していること」が求められるため、平成27年度以降、順次、放課後児童支援員資格認定研修（仮称）を実施することを検討し、資格を持つ者の確保を進めています。

また子育て支援員（仮称）養成研修を実施することを検討し、補助員や放課後子ども教室との連携、障がい児の受入に対応できる人材の確保も進めています。

(イ) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に向けた取組として、地域子ども・子育て支援事業のうち、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を充実させていく必要があり、母子保健コーディネーターや、子育て支援に携わる人材の育成に取り組みます。

(2) 資質の向上、専門性の確保

幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員等は、被虐待児童、外国籍児童、障がい児、養育困難家庭の子どもや、その保護者への支援など、以前にも増して資質の向上、専門性の確保が求められており、研修の充実が重要となっています。

ア 幼児期の学校教育・保育等に従事する者

保育士、幼稚園教諭等が資質の向上、それぞれに必要な専門性の確保に取り組むことができるよう、県教育委員会とも連携しながら、子どもたちを取り巻く現状、現場のニーズに沿った研修の実施体制を強化するとともに、今後の認定こども園の増加に対応するため、これまで実施が少なかった幼稚園教諭と保育士の合同研修を充実させていきます。

また、市町の資質の向上、専門性の確保に向けた取組（研修の実施や研修への派遣など）を補助することにより支援していきます。

イ 地域子ども子育て支援事業に従事する者

(ア) 放課後児童健全育成事業に従事する者

放課後児童支援員、補助員等の資質の向上、専門性を確保するために必要な研修を実施していきます。

(イ) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の円滑な実施のため、市町の母子保健コーディネーターの養成、保健師、助産師等専門職の資質向上のほか、子育て支援に携わる人材の育成に取り組み、市町の事業を支援していきます。

<保育士・幼稚園教諭等の必要見込み数>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育士					
幼稚園教諭					
保育教諭					
保育従事者					
家庭的保育者					
家庭的保育補助者					

※保育教諭：幼保連携型認定こども園に従事し、幼稚園免許と保育士資格の両方を持つ者

※保育従事者：小規模保育事業（B 型）における保育従事者

※家庭的保育者：家庭的保育事業における家庭的保育者

※家庭的保育補助者：家庭的保育事業における家庭的保育補助者

7 教育・保育情報の公表

県では、教育・保育施設、地域型保育事業を利用又は利用しようとする子どもの保護者等が、適切かつ円滑に利用する機会を確保できるよう、市町・事業者等が提供する教育・保育に関する情報を次のとおり公表します。

(1) 公表の方法

県ホームページ等により公表します。

(2) 公表の内容

- ア 子ども・子育て支援法施行規則別表第一（※1）に掲げる項目
- イ 子ども・子育て支援法施行規則別表第二（※2）に掲げる項目

※1：子ども・子育て支援法施行規則別表第一

1 施設等を運営する法人について
(1) 法人の名称、所在地および連絡先
(2) 法人の代表者の氏名および役職
(3) 法人の設立年月日
2 施設等に関することについて
(1) 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
(2) 施設等の名称、所在地および連絡先
(3) 施設等の管理者の氏名および役職
3 施設等の従業者について
(1) 職種別の従業者の数
(2) 従業者の業務に従事した経験年数
(3) 従業者の勤務形態および労働時間数
4 教育・保育の内容について
(1) 施設等の開所時間、利用定員および学級数
(2) 施設等の利用手続きおよび選考基準
(3) 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況
5 利用するにあたっての利用料等について

※2：子ども・子育て支援法施行規則別表第二

1 教育・保育の内容について
(1) 利用者に対する説明および同意の取得の状況
(2) 利用者が負担する利用料に関する説明の実施
(3) 相談や苦情対応のための状況

2 施設等の運営状況について

- (1) 安全管理および衛生管理のために講じている措置
- (2) 情報の管理、個人情報保護
- (3) 教育・保育の提供内容の改善状況

(3) 情報の公表時期および更新頻度

情報の公表時期および更新頻度については、「教育・保育に関する情報の公表内容等を定める要綱（仮称）」に定めます。

8 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

平成 22 年度に鈴鹿市で発生した重篤事例、平成 24 年度に桑名市および四日市市で発生した死亡事例の検証等をふまえ、児童相談所等の体制整備、児童相談所職員の資質向上等に取り組んでいます。

また、県全体の児童相談対応力の向上にむけては、第一義的な相談窓口となる市町における職員の資質向上を支援し、体制強化を働きかけるとともに、関係機関との一層の連携強化に取り組んでいます。

①児童相談所の体制強化

現状と課題

ア 児童虐待相談対応件数

平成 21 年度以降、児童相談所が対応する虐待相談件数は毎年最多を更新しております、平成 24 年度からは 1,000 件を超えて推移しています。

イ 児童相談体制の強化

- ・ 平成 25 年度に児童虐待対応にかかる組織体制を充実して取り組んでいます。
- ・ 児童相談所職員の資質向上に向けて研修体系を確立し、役職、職種、経験年数に応じた研修を実施しています。
- ・ 虐待通告時の初期対応の的確性等を向上するためのリスクアセスメントツールを開発し、児童相談所で運用しています。今後は、的確な初期対応をより確実に行うため、ツールの運用精度を高めていく必要があります。
- ・ さらに、初期対応後、それぞれの家庭の個別ニーズに対応し、支援方法を検討するためのニーズアセスメントツールについて、現在、研究・開発に取り組んでおり、これを活用して虐待の再発防止、家庭の再統合につなげるためのきめ細かい対応を行う必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 児童相談所職員の研修体系に基づき、さらにその時々の課題を見極めた、有効な研修を実施し、人材育成、資質向上を進めます。
- ・ アセスメントツールを活用した的確な対応がすべての児童相談所で定着するよう、取組精度の向上を図ります。

②市町や関係機関との役割分担および連携の推進

現状と課題

- ・ 市町の児童相談体制の充実等を目的に市町、児童相談所、児童相談センターの三者で定期協議を実施し、市町ごとの強み弱みを把握したうえで、アドバイザーの派遣や児童相談センター等によるフォローアップによる支

援を行っています。市町によって体制が異なり、抱えている課題も多様であることから、市町の状況に応じた支援が求められています。

- ・市町の児童福祉、母子保健担当者を対象に適時性のあるテーマ設定や事例検討などによる研修を実施し、人材育成を支援しています。引き続き、市町のニーズをとらえたテーマ、実施方法を検討していく必要があります。
- ・市町（児童福祉担当・教育委員会）、警察、県教育委員会、児童相談所による連絡会議において、児童虐待対応に関する意見交換のほか、虐待通告から立入調査に至る実務訓練などを実施し、相互理解と連携を推進しています。
- ・保育所、幼稚園、学校その他多くの子どもが利用する施設は、通所・通学の状況などから、子どもや家庭の様子を把握し、虐待の兆候などの早期発見・通告に努める必要があります。

計画期間における取組内容

- ・市町との連携強化に向けて、定期協議の充実を図るなどしながら、市町の実情を把握し、的確な支援に努めます。
- ・市町の人才培养を支援する研修の実施については、引き続き、研修テーマ、実施方法など市町のニーズをふまえて充実を図ります。
- ・保育所、幼稚園、学校等関係機関を対象に、児童虐待防止意識の向上を図るための研修等に取り組む市町を支援します。

③妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

現状と課題

- ・核家族化や少子化等に伴い妊産婦の孤立傾向が進む中、特に産院退院直後は体調が回復していない段階で初めての育児や環境変化への適応等、産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘があります。
- ・また、児童虐待による死亡事例は、乳幼児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるとの指摘があります。
- ・一方、妊娠・出産・育児期における健診や相談が産婦人科・小児科・市町等の様々な窓口に分かれており、個々の健康情報が一元化されにくい状況にあります。
- ・また、ハイリスクアプローチに重点がおかれており、すべての妊産婦や家族を対象としたポピュレーションアプローチが必要です。
- ・子育て支援は、より身近な地域での対応が望まれることから、地域に密着した細やかな子育て相談を行うことのできる体制の拡充が求められます。

計画期間における取組内容

ア 妊娠の経過や子どもの成長過程に応じて産婦人科医、小児科医、助産師等や市町の提供するサービスが、利用者に継続的かつワンストップで提供される仕組みづくりに取り組んでいきます。

- ・母子保健コーディネーターや、子育て支援に携わる人材の育成。
- ・妊娠届出時アンケートの県内統一による医療機関と市町との連携を推進。
- ・市町への母子保健事業報告等の資料提供および事業推進にかかる相談・支援。

イ 市町や児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな子育て相談を行う施設である児童家庭支援センターの児童相談所単位での設置をめざします。

④児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

現状と課題

ア 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会の設置

- ・児童虐待による死亡事例等の重大事例が発生した場合は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会を「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会」と位置づけ、検証にあたります。
- ・事例の詳細を振り返り、その背景や特性をふまえた検証を行い、事例から学ぶべきこと、再発防止にむけた提言等がなされることとなります。

イ 過去の検証事例

- ・県内でこれまでに検証が実施された事例は、平成22年に発生した鈴鹿市における重篤事例、平成24年に桑名市と四日市市で発生した2件の乳児死亡事例の計3件となっています。さまざまな角度で検証、分析を行い、再発防止にむけた提言がなされています。
- ・本県ではこれまで、この3件の検証をふまえた児童虐待対応の取組を進めています。

計画期間における取組内容

- ・検証に基づく児童虐待対応施策を今後も引き続き、着実に実施します。

(2) 社会的養護体制の充実

社会的養護体制については、平成27年度から平成41年度を計画期間とする「三重県家庭的養護推進計画（仮称）」により充実を図っていきます。

計画期間を3期（前期・中期・後期）に区分して、目標設定したうえで、計画期間を通じて、乳児院・児童養護施設の小規模グループケア化、地域分散化や家庭養護を推進していきます。

①家庭的養護の推進

ア 里親委託等の推進

現状と課題

- ・里親等委託率は、平成26年3月現在で、16.6%となっています。
- ・県内では67世帯の里親に85人の児童が委託され、3カ所のファミリーホームに5人の児童が委託され、家庭的な環境の中で養育が行われています。
- ・平成26年度には、12人の里親支援専門相談員が乳児院（3施設）、児童養護施設（9施設）に配置されています。
- ・里親委託優先の原則に基づき、里親等委託を増やしていくためには、里親の新規開拓や里親支援のより一層の充実が求められます。

計画期間における取組内容

- ・家庭的な生活環境の中で、より多くの児童が養育されるよう、新規里親の開拓を行うとともに、里親・里子に対する支援の充実を図ります。
- ・家庭養護の中心となる養育里親や専門里親の登録数の増加を図り、児童の委託先としての選択肢を増やすとともに、研修の充実によって里親の養育の質の向上を図りつつ、里親委託を推進します。
- ・家庭的な環境で子どもを養育することができるファミリーホームの設置促進を図ります。

イ 施設の小規模化および地域分散化の推進

現状と課題

- ・平成26年3月現在、乳児院に31人、児童養護施設に379人、グループホームに42人（分園型小規模グループケア14人、地域小規模児童養護施設28人）の児童が入所しています。このうち、児童養護施設の本体施設において、137人の児童が小規模グループケアを受けています。
- ・平成25年度に乳児院、児童養護施設が策定した家庭的養護推進計画においては、定員45人以上の施設の小規模化や、本体施設の小規模グループケア化および地域小規模児童養護施設の設置が予定されており、こうした整備を計画的に促進していく必要があります。

計画期間における取組内容

- ・乳児院や児童養護施設において、「三重県家庭的養護推進計画（仮称）」に基づき、本体施設の小規模グループケア化や地域小規模児童養護施設の設置等による地域分散化を計画的に進めます。
- ・施設養護においても、家庭的な環境で細かなケアが行われるよう、生活環境の改善、子どもの処遇向上を図ります。

②専門的ケアの充実および人材の確保・育成

現状と課題

- ・虐待を受けた子ども等社会的養護を必要とする子どもたちは、適切な愛着関係に基づき、安定した人格形成や精神的成长等が図れるよう専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要です。

- ・ 乳児院や児童養護施設には発達障がいや知的障がい等のある子どもがいることから、より専門性の高いケアが必要であり、処遇の質の向上を図る必要があります。
- ・ 家庭復帰に向けて、健康な親子関係を形づくる等家庭環境の支援力も必要であり、そのための人材育成が求められています。
- ・ 他方、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもには、情緒障害児短期治療施設等における心理療法等の支援が必要であり、非行の子どもや生活指導を要する子どもには児童自立支援施設における社会的自立に向けた支援が必要です。さらに、母子生活支援施設については、DVや貧困、母親の精神疾患、子どもの発達障がい等入所者が抱える課題が多岐にわたることから、こうした課題に対応する幅広い専門的な支援が求められています。

計画期間における取組内容

- ・ 児童養護施設等においては、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門職員の配置を推進する等、専門ケアの体制を整備し、配置の主旨に則った適切な専門性の向上と発揮を図るとともに、県においては、基幹的職員研修や専門研修の実施等により施設職員の支援技術の向上を支援します。

③自立支援の充実

現状と課題

- ・ 児童養護施設を退所しても、基本的な生活管理、金銭管理、健康管理等にかかる生活技術の知識や経験不足から、自立生活に必要とされる力が身についていないような状況があります。
- ・ そのため、要保護児童が、可能な限り社会生活へのスタートが公平に切れるよう自立支援の充実が必要です。
- ・ 県では、それらの背景の一つである基本的な学習習慣や学力の不足を補つてもらうため、施設に入所する小学生に対し学習支援員を派遣する事業を行っています。

計画期間における取組内容

- ・ 児童養護施設においては、より家庭的なケアを推し進めることで、児童の自立する力を向上させていくとともに、生活が不安定な子どもなどに 20 歳までの措置延長を活用し、社会的自立を支援するとともに、県内 2 つの自立援助ホームにおいて生活指導や職業指導等、児童養護施設を退所した児童の社会的自立を支援します。
- ・ 児童養護施設を退所する児童が就職する際の身元保証や未成年後見人の選定を支援します。
- ・ 引き続き、児童養護施設に入所する小学生に対する学習支援を行います。

④家族支援および地域支援の充実

現状と課題

- ・児童虐待の防止、家庭環境の調整等家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等による地域の子育て家庭への支援等、家族支援や地域支援の充実がより重要となっています。
- ・地域における子育て支援の充実を図るため、各児童相談所管内で、児童養護施設等に併設される児童家庭支援センターの設置を進める必要があります。

計画期間における取組内容

- ・児童養護施設等における家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員の配置や児童家庭支援センターの設置促進と積極的活用により、地域の子育て相談の充実、里親・里子支援等の充実を図り、施設のソーシャルワーク機能を強化します。
- ・母子が一緒に生活しつつ、母と子の関係に着目した支援が可能である母子生活支援施設について、福祉事務所、女性相談所、児童相談所等の関係機関との連携により、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図ります。

⑤子どもの権利擁護の推進

現状と課題

- ・平成13年度に作成した子どもの権利ノートについては、平成20年度に改訂版を作成し、児童養護施設入所児童に対し配布し、説明しています。
- ・平成19年度から児童養護施設向けに開発された権利擁護プログラムである「子どもへの虐待防止（CAP）プログラム」を、CAPみえに委託して実施しています。
- ・ケアの質の向上を進めるため、各施設の特徴を生かした施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、平成24年度から3年に1度の実施が義務化された第三者評価の受審と、その評価をふまえた改善を求めているところです。
- ・子どもの権利擁護の強化を図るため、被措置児童虐待等の虐待の禁止について施設職員等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組みます。また、被措置児童等虐待に関する通告や届出の受付、通告等があった場合には、的確に対応できる体制を取っています。

計画期間における取組内容

- ・子どもの権利ノートのより適切な活用の見直しと要保護児童への説明を行い、児童の権利擁護を推進します。
- ・児童養護施設等社会的養護を担う施設における第三者評価受審および自己評価を促進します。

- ・被措置児童等虐待については、迅速な対応を行います。

(3) 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

※第3期ひとり親家庭等自立促進計画（附属資料2）に記載しています。

(4) 障がい児施策の充実等

障がい児施策については、療育や発達障がい等に関する専門的な相談支援を行うとともに、草の実リハビリテーションセンターや小児心療センターあすなろ学園において、入院・外来診療や地域支援等を行っています。また、特別支援教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応えるきめ細かな教育を行っています。

引き続き、障がい児の地域社会への参加と包容を推進するため、ライフステージに応じた途切れない支援や、地域における保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携による支援により、個々の子どものニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

現状と課題

①体制の整備

- ・障がい児等療育支援事業により、身近な地域で療育指導等の相談支援を行っていますが、引き続き、ニーズに応じた療育に関する専門的な相談支援を行う必要があります。
- ・自閉症・発達障がい支援センターを県内2か所に設置し、専門的な相談支援を行っています。引き続き、自閉症・発達障がいに関する専門的な相談支援を行うとともに、地域における関係機関の機能強化を図るため、センターとしての専門性を活かした後方支援を行う必要があります。
- ・福祉型障害児入所施設に入所している障がい児の、地域生活への移行を促進していますが、地域における関係機関へ途切れない支援を「つなぐ」ため、入所時から、18歳以降の地域における支援体制を視野に入れた関係機関との連携が求められています。

②発達支援・療育の充実

- ・発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な関わりや支援が途切れなく行われるよう体制づくりが必要です
- ・県立草の実リハビリテーションセンターでは、肢体不自由児を対象とした入院・外来診療、短期入所事業、重症心身障害児通園事業を行うとともに、地域への巡回指導等の地域支援を行っていますが、医師等の専門人材の不足が課題となっています。

- ・県立小児心療センターあすなろ学園では、自閉症児、情緒障がい児、広汎性発達障がい児等精神および行動に疾患・障がいのある子どもを対象とした入院・外来診療とともに、地域への巡回相談等の地域支援を行っています。発達障がい児等に対する支援ニーズが高まる一方で、医師等の不足により診療待機期間の長期化が課題となっています。
- ・市町において発達障がい児等への適切な早期支援が行われるよう、保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置又は機能の整備を働きかけています。そのため、県が有する専門性をいかして、総合支援窓口を担う専門的な市町職員等の育成のための長期研修の受入や、保育所等における発達障がい児等の早期支援ツールの普及・指導等の支援を行っています。
- ・児童相談センターでは、聴覚障がい児を対象とした相談や療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等を中心とした指導訓練等を行っています。

③特別支援教育等の充実

- ・特別支援学校に在籍する幼児、児童、生徒数が年々増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。特別支援学校では、自立と社会参加の実現に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応えるため、きめ細かな教育を行っています。今後も学習環境や教育課程のさらなる充実とともに、教員の専門性の向上を図る必要があります。
- ・小中学校、高等学校等の教員が、障がいのある児童、生徒等の指導・支援や発達障がい等の理解を深める必要があり、特別支援学校のセンター的機能による支援が求められています。
- ・幼稚園・保育所や小中学校等では、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用を促進し、障がいのある子どもの個々のニーズに応じた教育支援の充実を図る必要があります。また、支援情報を途切れなく引き継ぎ、一貫した支援を進めることができます。

計画期間における取組内容

①支援のための体制整備等

- ・障がい児が、支援機関が変わってもライフステージに応じた一貫した支援が受けられるような仕組みづくりを行います。
- ・福祉型障害児入所施設における入所者の地域移行を進めるための体制づくりを進めます。
- ・行動障がいや発達障がいのある人が地域で生活していくため、地域における相談支援体制づくり、支援のための人材育成など地域における受入体制づくりを進めます。

②発達支援・療育の充実

- ・県立草の実リハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園、児童相談センターの言語聴覚機能を統合し、「三重県こども心身

「発達医療センター（仮称）」として一体的に整備し、かつ、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携することにより、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行います。

- 市町に対して保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置又は機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう環境を整備します。
- 発達障がい児等に対する支援ツール「CLM（Check List in Mie：発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進し、適切な支援が早期に行われることにより、不登校や暴力等の二次的な障がいの回避等につなげていきます。
- 入退所時等の関係機関（児童相談所、学校、市町）との調整や、障がいの理解を深めること等の不安解消に向けた取組、総合相談窓口での相談対応、短期入所事業の実施等を行うことで、家族支援を充実していきます。

③特別支援教育等の充実

- 幼稚部、小学部から高等部までの計画的・組織的な指導、キャリア教育にもとづいた教育課程の見直しを進め、一人ひとりの自立と社会参加に向け、障がいの状況や特性に応じた指導を充実させます。また、教員の専門性向上を図るため、研修会等を実施するとともに、大学等と連携し、認定講習による特別支援学校教諭免許状保有率の向上に取り組みます。
- 特別支援学校のセンター的機能では、地域の小中学校、高等学校等における研修会の開催に加え授業研究等の成果を発信することで、特別支援教育に対する理解を深めます。また、特別支援学校の教員は、発達障がいを含む複数の障がい種に対応する専門性の向上を図ります。
- 幼稚園・保育所や小中学校等における個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用について、特別支援学校のセンター的機能を活用することで充実を図ります。また、パーソナルカルテ等の情報引継ぎツールを活用し、支援情報が円滑に引き継がれる体制の整備に向けて、県教育委員会と市町等教育委員会が連携して体制の整備を進めます。

9 職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

「三重県子ども・少子化対策計画」の第4章「重点的な取組9 子育て期女性の就労に関する支援」「重点的な取組10 企業による仕事と子育ての両立に向けた取組の支援」に記載しています。

10計画を推進するために

(1) 進捗管理

県は、毎年度、子ども・子育て会議において、本計画に基づく施策の実施状況（公立・私立とともに教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価を行い、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施することとします。

また、法の施行後、認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となります。このため、市町は、認定の状況をふまえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うことになっており、県においても、市町子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等をふまえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこととします。

県は、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講じることとします。

(2) 広域利用を行う特定教育・保育施設の利用定員の変更手続き

広域利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を変更しようとする場合は、あらかじめ知事へ協議を行うこととします。

県への協議は、広域利用の協議対象市町（村）と十分調整し、市町（村）間で協議が整ったうえで行うこととします。

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策(暫定値)
(1)1号認定・2号認定

<別紙1>

区域名	市町名	26年度実績		27年度								28年度								29年度													
		H26.5.1 幼稚園 利用児童数	H26.9.1 保育所 利用児童数	①量の見込み		②確保の内容				②-①		①量の見込み		②確保の内容				②-①		①量の見込み		②確保の内容				②-①							
				1号認定	2号認定	特定教育・保育施設 認可を受けない 幼稚園		認可外 保育施設	1号認定	2号認定	特定教育・保育施設 認可を受けない 幼稚園		認可外 保育施設	1号認定	2号認定	特定教育・保育施設 認可を受けない 幼稚園		認可外 保育施設	1号認定	2号認定	特定教育・保育施設 認可を受けない 幼稚園		認可外 保育施設	1号認定	2号認定								
桑名・いなべ・員弁郡	桑名市	1,717	1,973	1,826	1,958	281	1,677	750	1,723	1,490	0	414	-235	1,700	1,822	261	1,561	720	1,723	1,490	0	510	-99	1,594	1,708	245	1,463	720	1,723	1,490	0	616	15
	いなべ市	0	1,162	160	770	14	756	0	930	0	0	-160	160	158	760	14	746	0	918	0	0	-158	158	160	772	14	758	0	932	0	0	-160	160
	木曾岬町	50	83	34	58	29	29	80	80	0	0	46	22	27	46	23	23	80	80	0	0	53	34	25	42	21	21	80	80	0	0	55	38
	東員町	403	295	315	360	111	249	525	465	0	0	210	105	326	373	115	258	525	465	0	0	199	92	322	368	114	254	525	465	0	0	203	97
四日市・三重郡	四日市市 (広域委託: 姫路市)	4,331	3,276	3,873	3,830	943	2,687	2,570	3,138	3,838	0	2,535	-602	3,855	3,820	936	2,884	2,570	3,138	3,838	0	2,553	-592	3,788	3,756	924	2,832	2,570	3,138	3,838	0	2,620	-528
	轟野町	519	562	483	671	56	615	496	758	0	0	13	87	468	649	54	595	496	758	0	0	28	109	444	616	51	565	496	758	0	0	52	142
	新日町	239	176	262	165	29	136	291	169	0	0	29	4	252	158	28	130	262	169	0	0	10	11	240	151	27	124	262	169	0	0	22	18
	川越町	215	229	167	294	101	193	167	294	0	0	0	0	172	304	105	199	172	304	0	0	0	0	164	289	100	189	164	289	0	0	0	0
鈴鹿・龜山	鈴鹿市 (広域委託: 四日市市)	2,459	2,871	2,163	3,036	293	2,743	1,050	2,860	2,610	0	1,497	-266	2,115	2,913	287	2,626	1,050	2,860	2,610	0	1,545	-143	2,100	2,896	284	2,612	1,050	2,860	2,610	0	1,560	-126
	龜山市	714	722	505	934	191	743	599	990	0	0	84	56	510	965	193	772	597	992	0	0	87	27	496	938	188	750	602	987	0	0	106	49
津	津市	3,427	3,501	2,924	4,033	578	3,455	3,095	3,563	2,090	0	2,261	-470	2,913	4,016	575	3,441	3,095	3,567	2,090	0	2,272	-449	2,834	3,908	560	3,348	3,095	3,563	2,090	0	2,351	-345
松阪・多気郡	松阪市	1,580	2,614	1,387	2,603	317	2,286	2,195	2,733	330	0	1,138	130	1,363	2,533	310	2,223	2,195	2,754	330	0	1,162	221	1,366	2,533	311	2,222	2,195	2,850	330	0	1,159	317
	多気町	0	381	36	374	0	374	380	0	0	-36	6	36	367	0	367	410	0	0	-36	43	35	359	0	359	410	0	0	-35	51			
	明和町	222	321	157	391	102	289	542	435	0	0	385	44	158	394	103	291	542	435	0	0	384	41	155	385	100	285	542	435	0	0	387	50
	大台町	0	193	11	147	0	147	0	190	0	0	-11	43	11	144	0	144	20	190	0	0	9	46	9	124	0	124	20	190	0	0	11	66
伊勢志摩・度会郡	伊勢市	1,339	1,739	1,190	1,975	180	1,795	760	2,055	1,580	0	1,150	80	1,160	1,950	175	1,775	775	2,055	1,580	0	1,195	105	1,155	1,965	175	1,790	785	2,055	1,580	0	1,210	90
	鳥羽市	64	292	55	252	5	247	90	495	0	0	35	243	59	272	6	266	90	495	0	0	31	223	58	263	6	257	90	495	0	0	32	232
	志摩市	371	578	363	572	0	572	650	825	0	0	287	253	367	524	0	524	630	777	0	0	263	253	329	518	0	518	630	675	0	0	301	157
	玉城町	0	426	73	299	8	291	0	405	0	0	-73	106	70	286	7	279	100	305	0	0	30	19	70	286	7	279	100	305	0	0	30	19
	度会町	0	196	7	160	3	157	0	280	0	0	-7	120	7	158	3	155	0	280	0	0	-7	122	7	163	4	159	0	280	0	0	-7	117
	大紀町	0	139	2	95	0	95	0	180	0	0	-2	85	2	88	0	88	0	180	0	0	-2	92	2	92	0	92	0	180	0	0	-2	88
	南伊勢町	0	155	17	122	0	122	0	151	0	0	-17	29	17	117	0	117	0	145	0	0	-17	28	16	114	0	114	0	141	0	0	-16	27

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策(暫定値)
(1)1号認定・2号認定

区域名	市町名	30年度										31年度									
		①量の見込み				②確保の内容				②-①		①量の見込み				②確保の内容				②-①	
		1号認定	2号認定	特定教育・保育施設 教育ニーズ 保育ニーズ	1号認定 2号認定	施設を 受けない 幼稚園	認可外 保育施設	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	特定教育・保育施設 教育ニーズ 保育ニーズ	1号認定 2号認定	施設を 受けない 幼稚園	認可外 保育施設	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定		
桑名 いなべ 員弁郡	桑名市	1,492	1,599	229	1,370	660	1,723	1,490	0	658	124	1,444	1,548	222	1,326	660	1,723	1,490	0	706	175
	いなべ市	161	774	14	760	0	935	0	0	-161	161	162	780	14	766	0	942	0	0	-162	162
	木曾岬町	24	42	21	21	80	80	0	0	56	38	24	42	21	21	80	80	0	0	56	38
	東員町	321	367	113	254	525	465	0	0	204	98	318	363	112	251	525	465	0	0	207	102
四日市 三重郡	四日市市 (広域委託: 鈴鹿市)	3,765	3,732	918	2,814	2,570	3,138	3,838	0	2,643	-504	3,718	3,694	912	2,782	2,570	3,138	3,838	0	2,690	-466
	五郷町	418	579	48	531	496	758	0	0	78	179	408	566	47	519	496	758	0	0	88	192
	朝日町	245	154	27	127	262	169	0	0	17	15	260	164	29	135	262	169	0	0	2	5
	川越町	171	301	104	197	171	301	0	0	0	0	170	299	103	196	170	299	0	0	0	0
鈴鹿 龜山	鈴鹿市 (広域委託: 四日市市)	2,079	2,868	281	2,587	1,050	2,860	2,610	0	1,581	-98	2,098	2,933	284	2,649	1,050	2,860	2,610	0	1,562	-163
	龜山市	489	925	185	740	605	984	0	0	116	59	480	908	182	726	608	981	0	0	128	73
津	津市	2,807	3,871	554	3,317	3,095	3,563	2,090	0	2,378	-308	2,766	3,815	546	3,269	3,095	3,563	2,090	0	2,419	-252
松阪 多気郡	松阪市	1,361	2,511	309	2,202	2,195	2,850	330	0	1,164	339	1,352	2,497	308	2,189	2,195	2,850	330	0	1,173	353
	多気町	33	357	0	357	庄城利用 (調整中)	410	0	0	-33	53	31	354	0	354	庄城利用 (調整中)	410	0	0	-31	56
	明和町	160	399	104	295	542	435	0	0	382	36	155	387	101	286	542	435	0	0	387	48
	大台町	9	125	0	125	20	190	0	0	11	65	9	126	0	126	20	190	0	0	11	64
伊勢志摩 度会郡	伊勢市	1,115	1,925	170	1,755	800	2,055	1,580	0	1,265	130	1,095	1,920	170	1,750	860	2,055	1,580	0	1,345	135
	鳥羽市	59	271	6	265	90	495	0	0	31	224	54	248	5	243	90	495	0	0	36	247
	志摩市	311	495	0	495	630	607	0	0	319	112	318	493	0	493	630	559	0	0	312	66
	玉城町	70	284	7	277	100	305	0	0	30	21	72	291	7	284	100	305	0	0	28	14
	度会町	7	151	3	148	0	280	0	0	-7	129	7	155	3	152	0	280	0	0	-7	125
	大紀町	2	93	0	93	0	180	0	0	-2	87	2	91	0	91	0	180	0	0	-2	89
	南伊勢町	17	116	0	116	0	144	0	0	-17	28	16	112	0	112	0	138	0	0	-16	26
伊賀	名張市	786	1,155	217	938	350	961	1,090	0	654	-194	785	1,154	217	937	350	962	1,090	0	655	-192
	伊賀市	445	1,397	70	1,327	216	2,045	324	0	95	648	433	1,360	69	1,291	216	2,045	324	0	107	685
東紀州	尾鷲市	37	206	0	206	135	235	0	0	98	29	35	197	0	197	135	235	0	0	100	38
	熊野市 (広域委託: 鶴浜町)	18	204	14	190	36	313	0	0	14	107	18	197	14	183	36	313	0	0	14	114
	紀北町	35	230	25	205	50	250	0	0	15	20	35	230	25	205	50	250	0	0	15	20
	御浜町 (広域委託: 熊野市)	7	159	8	151	24	208	0	0	21	51	6	143	7	136	24	208	0	0	22	67
	紀宝町	66	134	5	129	80	275	0	0	14	141	65	131	4	127	80	275	0	0	15	144

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策(暫定値)

(2) 3号認定・0歳

区域名	市町名	26年度実績	27年度										28年度										29年度										②-①
			H26.9.1 保育所 入所 児童数		① 量の 見込み	②確保の 内容 (A)+(B)+(C)		特定教育 保育施設 (A)	地域型 保育 (B)	小規模 保育				家庭的 保育				居宅訪問 型保育				事業所内 保育				②-①							
			小規模 保育	家庭的 保育		居宅訪問 型保育	事業所内 保育			小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所内 保育	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所内 保育	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所内 保育	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所内 保育	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所内 保育				
桑名・いなべ・員弁郡	桑名市	137	179	183	183	0	0	0	0	0	0	0	4	174	183	183	0	0	0	0	0	0	9	170	183	183	0	0	0	0	0	13	
	いなべ市	37	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0	9	9	9	0	0	0	0	0	0	
	木曽岬町	3	9	12	12	0	0	0	0	0	0	0	3	9	12	12	0	0	0	0	0	0	3	9	12	12	0	0	0	0	0	3	
	東員町	22	21	27	27	0	0	0	0	0	0	0	6	21	27	27	0	0	0	0	0	0	6	21	27	27	0	0	0	0	0	6	
四日市・三重郡	四日市市 (広域委託: 鈴鹿市)	231	367	327	313	14	-	-	-	-	0	-30	362	339	325	14	-	-	-	-	0	-13	359	360	346	14	-	-	-	-	0	11	
	菰野町	29	79	80	80	0	0	0	0	0	0	1	78	80	80	0	0	0	0	0	0	2	78	80	80	0	0	0	0	0	0	2	
	朝日町	9	14	15	15	0	0	0	0	0	0	1	14	15	15	0	0	0	0	0	0	1	14	15	15	0	0	0	0	0	0	1	
	川越町	17	48	48	48	0	0	0	0	0	0	0	49	49	49	0	0	0	0	0	0	0	49	49	49	0	0	0	0	0	0	0	
鈴鹿・龜山	鈴鹿市 (広域委託: 四日市市)	343	341	420	420	0	0	0	0	0	0	69	345	420	420	0	0	0	0	0	0	65	342	420	420	0	0	0	0	0	0	68	
	龜山市	47	151	139	129	10	10	0	0	0	0	-12	148	142	132	10	10	0	0	0	0	-6	146	142	132	10	10	0	0	0	0	-4	
津	津市	448	627	508	496	12	4	0	0	8	0	-119	617	554	539	15	7	0	0	8	0	-63	611	617	602	15	7	0	0	8	0	6	
松阪・多気郡	松阪市	267	244	276	276	0	0	0	0	0	0	32	241	281	281	0	0	0	0	0	0	40	237	301	301	0	0	0	0	0	0	64	
	多気町	10	35	45	40	5	0	5	0	0	0	10	45	55	50	5	0	5	0	0	0	10	46	55	50	5	0	5	0	0	0	9	
	明和町	31	77	77	77	0	0	0	0	0	0	0	76	77	77	0	0	0	0	0	0	1	76	77	77	0	0	0	0	0	0	1	
	大台町	5	8	7	7	0	0	0	0	0	0	-1	8	7	7	0	0	0	0	0	0	-1	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	
伊勢志摩・度会郡	伊勢市	152	115	115	115	0	0	0	0	0	0	0	115	115	115	0	0	0	0	0	0	0	120	120	120	0	0	0	0	0	0	0	
	鳥羽市	12	20	20	20	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20	0	0	0	0	0	0	0	
	志摩市	48	53	57	57	0	0	0	0	0	0	0	4	52	63	63	0	0	0	0	0	0	11	50	63	63	0	0	0	0	0	0	13
	玉城町	18	38	45	45	0	0	0	0	0	0	0	7	38	45	45	0	0	0	0	0	0	7	39	45	45	0	0	0	0	0	0	6
	度会町	4	35	40	40	0	0	0	0	0	0	0	5	35	40	40	0	0	0	0	0	0	5	35	40	40	0	0	0	0	0	0	5
	大紀町	6	9	20	20	0	0	0	0	0	0	0	11	8	20	20	0	0	0	0	0	0	12	8	20	20	0	0	0	0	0	0	12
	南伊勢町	1	4	46	46	0	0	0	0	0	0	0	42	4	44	44	0	0	0	0	0	0	40	4	42	42	0	0	0	0	0	0	38
伊賀	名張市	88	167	138	127	11	0	11	0	0	0	-29	168	153	136	17	0	17	0	0	0	-15	169	149	139	10	0	10	0	0	0	-20	
	伊賀市	116	195	226	226	0	0	0	0	0	0	0	31	190	226	226	0	0	0	0	0	0	36	186	226	226	0	0	0	0	0	0	40
東紀州	尾鷲市	24	30	30	30	0	0	0	0	0	0	0	28	35	35	0	0	0	0	0	0	7	27	35	35	0	0	0	0	0	0	8	
	熊野市	12	11	12	12	0	0																										

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策(暫定値)

(2) 3号認定・0歳

区域名	市町名	30年度									31年度										
		① 量の 見込み	②確保の 内容 (A)+(B)+(C)							②-①	① 量の 見込み	②確保の 内容 (A)+(B)+(C)							②-①		
			待定教育・ 保育施設 (A)	地域型 保育 (B)	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所内 保育	認可外 保育施設 (C)			待定教育・ 保育施設 (A)	地域型 保育 (B)	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所内 保育	認可外 保育施設 (C)			
桑名・いなべ・員弁郡	桑名市	166	183	183	0	0	0	0	0	17	163	183	183	0	0	0	0	0	20		
	いなべ市	9	9	9	0	0	0	0	0	0	9	9	9	0	0	0	0	0	0		
	木曽岬町	9	12	12	0	0	0	0	0	3	9	12	12	0	0	0	0	0	3		
	東員町	21	27	27	0	0	0	0	0	6	21	27	27	0	0	0	0	0	6		
四日市・三重郡	四日市市 (広域委託: 鈴鹿市)	360 357	346	14	-	-	-	-	0	13	360 353	346	14	-	-	-	-	0	17		
		10	10	0	0	0	0	0	0		10	10	0	0	0	0	0	0			
	蓮野町	76	80	80	0	0	0	0	0	4	75	80	80	0	0	0	0	0	5		
	朝日町	15	15	15	0	0	0	0	0	0	15	15	15	0	0	0	0	0	0		
鈴鹿・亀山	川越町	50	50	50	0	0	0	0	0	0	50	50	50	0	0	0	0	0	0		
	鈴鹿市 (広域受託: 四日市市)	420 338	420	0	0	0	0	0	0	72	420 333	420	0	0	0	0	0	0	77		
		-10	-10	0	0	0	0	0	0		-10	-10	0	0	0	0	0	0			
	亀山市	145	145	140	5	5	0	0	0	0	145	145	140	5	5	0	0	0	0		
津	津市	602	617	602	15	7	0	0	8	0	15	591	617	602	15	7	0	0	8	0	26
松阪・多気郡	松阪市	235	301	301	0	0	0	0	0	66	231	301	301	0	0	0	0	0	0	70	
	多気町	42	55	50	5	0	5	0	0	13	41	55	50	5	0	5	0	0	0	14	
	明和町	75	77	77	0	0	0	0	0	2	75	77	77	0	0	0	0	0	0	2	
	大台町	7	7	7	0	0	0	0	0	0	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	
伊勢志摩・度会郡	伊勢市	120	120	120	0	0	0	0	0	0	125	125	125	0	0	0	0	0	0	0	
	鳥羽市	20	20	20	0	0	0	0	0	0	20	20	20	0	0	0	0	0	0	0	
	志摩市	48	63	63	0	0	0	0	0	0	15	47	63	63	0	0	0	0	0	16	
	玉城町	40	45	45	0	0	0	0	0	0	5	40	45	45	0	0	0	0	0	5	
	度会町	35	40	40	0	0	0	0	0	0	5	34	40	40	0	0	0	0	0	6	
	大紀町	8	20	20	0	0	0	0	0	0	12	8	20	20	0	0	0	0	0	12	
	南伊勢町	4	40	40	0	0	0	0	0	0	36	3	38	38	0	0	0	0	0	35	
伊賀	名張市	170	157	139	18	0	18	0	0	0	-13	171	171	147	24	0	24	0	0	0	
	伊賀市	183	226	226	0	0	0	0	0	43	178	226	226	0	0	0	0	0	0	48	
東紀州	尾鷲市	25	35	35	0	0	0	0	0	10	24	35	35	0	0	0	0	0	0	11	
	熊野市	10	12	12	0	0	0	0	0	2	9	12	12	0	0	0	0	0	0	3	
	紀北町	10	10	10	0	0	0	0	0	0	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	
	御浜町	8	9	9	0	0	0	0	0	1	8	9	9	0	0	0	0	0	0	1	
	紀宝町	3	3	3	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策(暫定値) (3) 3号認定・1歳、2歳

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策(暫定値)

(3) 3号認定・1歳、2歳

30年度								31年度											
① 量の 見込み	②確保の 内容 (A)+(B)+(C)				②-①	① 量の 見込み	②確保の 内容 (A)+(B)+(C)				②-①								
	特定教育・ 保育施設 (A)	地域型 保育 (B)	小規模 保育	家庭的 保育			認可外 保育施設 (C)	特定教育・ 保育施設 (A)	地域型 保育 (B)	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所内 保育	認可外 保育施設 (C)					
740	879	879	0	0	0	0	0	139	716	879	879	0	0	0	0	0	163		
272	272	272	0	0	0	0	0	0	273	273	273	0	0	0	0	0	0		
31	34	34	0	0	0	0	0	3	31	34	34	0	0	0	0	0	3		
70	150	150	0	0	0	0	0	80	70	150	150	0	0	0	0	0	80		
1,662	1,646	1,592	54	-	-	-	0	24	1,649	1,646	1,592	54	-	-	-	0	37		
	40	40	0	0	0	0	0			40	40	0	0	0	0	0			
271	290	290	0	0	0	0	0	19	268	290	290	0	0	0	0	0	22		
94	95	95	0	0	0	0	0	1	95	95	95	0	0	0	0	0	0		
139	139	139	0	0	0	0	0	0	140	140	140	0	0	0	0	0	0		
1,200	1,435	1,435	0	0	0	0	0	195	1,182	1,435	1,435	0	0	0	0	0	213		
	-40	-40	0	0	0	0	0			-40	-40	0	0	0	0	0			
371	371	357	14	14	0	0	0	0	367	367	353	14	14	0	0	0	0		
2,054	2,099	2,052	47	31	0	0	16	0	45	2,029	2,099	2,052	47	31	0	0	16	0	70
1,216	1,454	1,454	0	0	0	0	0	238	1,205	1,454	1,454	0	0	0	0	0	0	249	
138	155	150	5	0	5	0	0	0	17	133	155	150	5	0	5	0	0	0	22
161	169	169	0	0	0	0	0	8	160	169	169	0	0	0	0	0	0	9	
60	60	60	0	0	0	0	0	0	60	60	60	0	0	0	0	0	0	0	
940	940	940	0	0	0	0	0	0	955	955	955	0	0	0	0	0	0	0	
125	175	175	0	0	0	0	0	50	121	175	175	0	0	0	0	0	0	54	
336	417	417	0	0	0	0	0	81	325	405	405	0	0	0	0	0	0	80	
120	130	130	0	0	0	0	0	10	122	130	130	0	0	0	0	0	0	8	
85	90	90	0	0	0	0	0	5	85	90	90	0	0	0	0	0	0	5	
42	70	70	0	0	0	0	0	28	41	70	70	0	0	0	0	0	0	29	
13	88	88	0	0	0	0	0	75	12	83	83	0	0	0	0	0	0	71	
498	492	475	17	0	17	0	0	-6	499	499	476	23	0	23	0	0	0	0	
730	855	855	0	0	0	0	0	125	717	855	855	0	0	0	0	0	0	138	
163	200	200	0	0	0	0	0	37	159	200	200	0	0	0	0	0	0	41	
126	133	133	0	0	0	0	0	7	120	133	133	0	0	0	0	0	0	13	
100	140	120	20	20	0	0	0	40	100	160	140	20	20	0	0	0	0	60	
47	89	89	0	0	0	0	0	42	45	89	89	0	0	0	0	0	0	44	
52	91	91	0	0	0	0	0	39	51	91	91	0	0	0	0	0	0	40	

●認定こども園の目標設置数

H27設置見込数：平成26年10月実施の私立幼稚園新制度移行の意向調査(第2回)による。

H28以降設置見込数：平成26年7月実施の私立幼稚園新制度移行の意向調査(第1回)及び平成26年7月実施の認定こども園設置予定調べによる。

※認定こども園の類型：幼保＝幼保連携型、幼＝幼稚園型、保＝保育所型、地＝地方裁量型

No.	区域名	市町名	認定こども園設置数 (平成26年4月1日現在)	認定こども園年度別設置見込数								区域別 設置見込数	市町別 設置見込数			
				H27		H28		H29		H30						
				新設	既存施設 からの移行	新設	既存施設 からの移行	新設	既存施設 からの移行	新設	既存施設 からの移行	新設	既存施設 からの移行			
1	桑名・ いなべ・ 員弁郡	桑名市							幼保 3		幼保 1			4	4	
2		いなべ市													0	
3		木曽岬町													0	
4		東員町													0	
5	四日市・ 三重郡	四日市市												0	0	
6		菰野町	保 1												0	
7		朝日町													0	
8		川越町													0	
9	鈴鹿・ 龜山	鈴鹿市					幼保 1		類型未定 1					3	2	
10		龜山市					幼保 1								1	
11	津市	津市		幼保 1										1	1	
12	松阪・ 多気郡	松阪市												0	0	
13		多気町													0	
14		明和町	幼保 1											1	1	
15		大台町					保 1								1	
16	伊勢志摩・ 度会郡	伊勢市	幼保:3、幼:1 4				幼 1			幼 1				3	2	
17		鳥羽市													0	
18		志摩市													0	
19		玉城町					保 1								1	
20		度会町													0	
21		大紀町													0	
22		南伊勢町													0	
23	伊賀	名張市					類型未定 1		幼 1					4	2	
24		伊賀市					幼保 1		類型未定 1						2	
25	東紀州	尾鷲市												1	0	
26		熊野市													0	
27		紀北町													0	
28		御浜町		保 1											1	
29		紀宝町													0	
設置見込数計			総合計	5	1	2	0	7	0	6	0	2	0	0	23 (18)	
			幼保連携型	3	1	1		3		3		1			12 (9)	
			幼稚園型	1				1		1		1			4 (3)	
			保育所型	1		1		2							4 (3)	
			地方裁量型												0 (0)	
			類型未定					1		2					3 (3)	

●幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するために定める「県計画で定める数」

単位：人

県計画で定める数	H27	H28	H29	H30	H31	計
幼稚園から認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)への移行	○○	△△	□□	☆☆	◇◇	▽▽
保育所から認定こども園(幼保連携型、保育所型)への移行	○○	△△	□□	☆☆	◇◇	▽▽

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	津市
-----	----

			平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)		1,469	1,456	1,426	1,410	1,390		人
	確保の内容	実人数	1,352	1,367	1,355	1,328	1,410	1,390	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	1,168	1,154	1,140	1,106	1,103		人
		高学年	960	932	932	929	918		
	確保の内容	登録児童数	1,938	2,247	2,284	2,300	2,287	2,272	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		210	210	210	210	210		人日
	確保の内容(延べ人数)		350	210	210	210	210	210	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		9,672	9,532	9,407	9,279	9,147		人回／月
	確保の内容		73	74	74	75	75	76	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み	1号認定による利用	4,873	4,854	4,723	4,678	4,611		人日
		2号認定による利用	106,818	106,398	103,512	102,550	101,059		
	確保の内容	延べ人数	62,285	99,200	99,200	99,200	106,200	113,200	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		31,737	31,400	31,002	30,591	30,267		人日
	確保 の内容	一時預かり事業 延べ人数	2,501	6,897	13,915	21,039	25,652	30,267	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応を除く)	0	0	0	0	0	0	
		子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み		4,566	4,525	4,433	4,382	4,319		人日
	確保 の内容	病児保育事業 延べ人数	688	1,560	3,120	3,120	3,120	4,319	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	0	0	0	0	0	0	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		3,900	3,900	3,900	3,900	3,900		人日
	確保の内容		2,342	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	
利用者支援事業	量の見込み		3	5	5	5	5		か所
	確保の内容		0	3	5	5	5	5	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数		2,066	2,181	2,145	2,125	2,093	2,055	件
	事業実施予定			1	1	1	1	1	
養育支援訪問事業	量の見込み 訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数		2	3	3	3	3	3	件
	訪問延べ件数		11	18	18	18	18	18	
	事業実施予定			1	1	1	1	1	
妊婦に対する健康診査	量の見込み 人数		2,277	2,145	2,125	2,093	2,055	2,010	人
	健診回数(一人あたり)		14	14	14	14	14	14	回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	四日市市
-----	------

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位	
延長保育事業	量の見込み(実人数)		315	313	310	307	304	人	
	確保の内容	実人数	194	229	229	265	265		
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	全学年		1,575	1,678	1,792	1,915	2,044	人
	確保の内容	登録児童数	1,382	2,252	2,372	2,444	2,514	2,530	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		200	200	200	200	200	人日	
	確保の内容(延べ人数)		141	200	200	200	200		
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		8,060	8,311	8,648	9,031	9,396	人回／月	
	確保の内容		16	17	19	20	21		
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み	1号認定による利用		7,467	7,393	7,218	7,170	7,050	人日
		2号認定による利用		48,073	47,971	47,114	46,964	46,452	
	確保の内容	延べ人数(H25実績:概算)	53,000	53,261	53,261	54,461	55,361	55,361	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		10,621	10,565	10,488	10,427	10,340	人日	
	確保 の内容	一時預かり事業 延べ人数	5,132	8,880	8,880	9,600	9,600	9,600	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応を除く)	1,306	1,815	1,901	1,992	2,087	2,187	
		子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み		3,161	3,139	3,105	3,084	3,052	人日	
	確保 の内容	病児保育事業 延べ人数	1,650	1,650	1,650	3,300	3,300	3,300	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	3	0	0	0	0	0	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		2,176	2,302	2,435	2,575	2,723	人日	
	確保の内容		1,690	2,097	2,244	2,399	2,568	2,746	
利用者支援事業	量の見込み		1	1	1	1	1	か所	
	確保の内容		0	0	1	1	1		
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数		2,622	2,704	2,682	2,661	2,640	2,619	件
	事業実施予定			1	1	1	1	1	
養育支援訪問事業	量の見込み	訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	0	19	22	24	25	25	件
		訪問延べ件数	0	270	310	340	350	350	
	事業実施予定			1	1	1	1	1	
妊婦に対する健康診査	量の見込み	人数	2,793	2,732	2,702	2,672	2,643	2,614	人
		健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	14	回

*H25年度は補助金対象事業としては実績していない。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	伊勢市
-----	-----

			平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)			185	185	185	170	170	人
	確保の内容	実人数	180	185	185	185	170	170	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年		760	760	750	760	750	人
		高学年		130	130	120	120	120	
	確保の内容	登録児童数	866	890	890	870	880	870	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み			0	0	0	0	0	人日
	確保の内容(延べ人数)	0	12	12	12	12	12	12	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み			3,750	3,920	4,000	4,090	4,250	人回／月
	確保の内容	5	5	5	6	6	6	7	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み	1号認定による利用		7,880	7,895	8,065	8,015	8,095	人日
		2号認定による利用		35,180	34,550	34,635	33,765	33,475	
	確保の内容	延べ人数	40,830	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み			2,550	2,540	2,530	2,515	2,550	人日
	確保の内容	一時預かり事業 延べ人数	2,538	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応を除く)	1,548	1,550	1,550	1,590	1,590	1,630	
		子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み			1,410	1,410	1,420	1,420	1,430	人日
	確保の内容	病児保育事業 延べ人数	960	960	960	960	960	960	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	449	450	450	460	460	470	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み			0	0	0	0	0	人日
	確保の内容	0	20	20	20	20	20	20	
利用者支援事業	量の見込み			1	1	1	1	1	か所
	確保の内容	0	1	1	1	1	1	1	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数		976	955	945	935	925	910	件
	事業実施予定			1	1	1	1	1	
	量の見込み	訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	18	30	30	30	30	30	
養育支援訪問事業	訪問延べ件数		64	80	80	80	80	80	件
	事業実施予定			1	1	1	1	1	
	量の見込み	人数	1,001	980	970	960	950	935	人
妊婦に対する健康診査	量の見込み	健診回数(一人あたり)	12	12	12	12	12	12	回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	松阪市
-----	-----

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)		902	888	883	876	868	人
	確保の内容 実入数	656	902	888	883	876	868	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み 低学年		907	921	897	877	856	人
	高学年		551	536	535	546	554	
	確保の内容 登録児童数	742	1,516	1,516	1,571	1,571	1,571	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		50	49	49	48	48	人日
	確保の内容(延べ人数)	10	50	50	50	50	50	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		12,816	12,729	12,587	12,464	12,331	人回／月
	確保の内容	12	12	12	13	13	13	箇所
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み 1号認定による利用		4,388	4,282	4,283	4,252	4,224	人日
	2号認定による利用		44,985	45,049	45,427	45,872	45,647	
	確保の内容 延べ人数	29,489	21,874	21,874	21,874	21,874	21,874	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		17,618	17,380	17,261	17,110	16,954	人日
	確保の内容 一時預かり事業 延べ人数	0	—	—	—	—	—	
		ファミリー・サポートセンター事業 (病児・緊急対応を除く)	504	504	504	504	504	
		子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み		203	200	199	197	195	人日
	確保の内容 病児保育事業 延べ人数	221	221	221	221	221	221	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	3	3	3	3	3	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		2,717	2,703	2,661	2,658	2,648	人日
	確保の内容	740	2,717	2,717	2,717	2,717	2,717	
利用者支援事業	量の見込み		1	1	1	1	1	か所
	確保の内容	0	1	1	1	1	1	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数	1,320	1,398	1,382	1,365	1,357	1,338	件
	事業実施予定		1	1	1	1	1	
養育支援訪問事業	量の見込み 訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	843	815	792	777	785	768	件
	訪問延べ件数	870	845	832	827	820	813	
	事業実施予定		1	1	1	1	1	
妊婦に対する健康診査	量の見込み 人數	1,391	1,398	1,382	1,365	1,357	1,338	人
	健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	14	回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	桑名市
-----	-----

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)		584	555	529	504	489	人
	確保の内容	実人数	566	584	555	529	504	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み		495	503	508	513	473	人
	高学年		157	158	158	158	161	
	確保の内容	登録児童数	517	624	645	666	687	707
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		71	68	65	62	60	人日
	確保の内容(延べ人数)	4	365	365	365	365	365	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		9,245	9,001	8,754	8,487	8,226	人回／月
	確保の内容	7	7	7	7	7	7	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み		6,451	6,005	5,629	5,271	5,101	人日
	2号認定による利用		70,201	65,353	61,256	57,361	55,507	
	確保の内容	延べ人数(H25実績・概算)	29580	53,922	58,098	59,394	60,690	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		22,282	21,309	20,433	19,559	18,968	人日
	確保の内容	一時預かり事業 延べ人数	4,122	11,330	12,750	14,170	15,590	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応を除く)	1,590	1,600	1,700	1,800	2,000	
		子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み		3,094	2,941	2,806	2,673	2,591	人日
	確保の内容	病児保育事業 延べ人数	789	1,640	1,640	1,640	2,640	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	12	20	25	30	40	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		5,788	5,832	5,866	5,882	5,725	人日
	確保の内容	3279	3,500	4,075	4,650	5,225	5,800	
利用者支援事業	量の見込み		5	5	5	5	5	か所
	確保の内容	0	2	5	5	5	5	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数	1,177	1,010	990	970	940	920	件
	事業実施予定		1	1	1	1	1	
	訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	73	55	55	55	55	55	件
養育支援訪問事業	訪問件数	155	150	150	150	150	150	
	事業実施予定		1	1	1	1	1	
妊婦に対する健康診査	量の見込み	1,206	1,060	1,030	1,010	980	950	人
	健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	14	回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	鈴鹿市
-----	-----

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人數)	/	2,223	2,188	2,205	2,166	2,169	人
	確保の内容 実人數	2,166	2,223	2,188	2,205	2,166	2,169	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み 低学年	/	1,173	1,184	1,195	1,206	1,218	人
	量の見込み 高学年	/	373	376	380	384	388	
	確保の内容 登録児童数	1,401	1,546	1,560	1,575	1,590	1,606	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	/	117	115	115	114	115	人日
	確保の内容(延べ人數)	109	117	115	115	114	115	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	/	4,078	4,157	4,112	4,067	4,011	人回/月
	確保の内容	8	10	10	10	10	10	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み 1号認定による利用	/	3,978	3,509	3,822	3,785	3,849	人日
	量の見込み 2号認定による利用	/	4,336	4,252	4,208	4,164	4,208	
	確保の内容 延べ人數	7,582	8,314	7,761	8,030	7,949	8,057	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み	/	3,631	3,601	3,574	3,537	3,537	人日
	確保の内容 一時預かり事業 延べ人數	3,310	3,631	3,601	3,574	3,537	3,537	
		0	0	0	0	0	0	
	確保の内容 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー、 サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み	/	1,052	1,044	1,036	1,025	1,026	人日
	確保の内容 病児保育事業 延べ人數	1,020	1,052	1,044	1,036	1,025	1,026	
		0	0	0	0	0	0	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み	/	4,181	4,074	3,991	3,964	3,826	人日
	確保の内容	4,178	4,181	4,074	3,991	3,964	3,826	
利用者支援事業	量の見込み	/	0	0	0	0	0	か所
	確保の内容	0	0	0	0	0	0	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み ※訪問対象となる家庭の実数	1,783	1,905	1,901	1,887	1,866	1,843	件
	事業実施予定	/	1	1	1	1	1	1
養育支援訪問事業	量の見込み ※訪問対象となる家庭の実数	444	495	495	505	505	515	件
	訪問延べ件数	883	990	990	1,010	1,010	1,020	
	事業実施予定	/	1	1	1	1	1	
妊婦に対する健康診査	量の見込み 人数	1,741	1,977	1,962	1,940	1,916	1,890	人
	健診回数(一人あたり)	12	12	12	12	12	12	回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名
名張市

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人數)		420	418	419	420	420	人
	確保の内容	実人數	420	420	418	419	420	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	433	435	434	430	426	人
	高学年		110	111	110	109	109	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		495	522	546	544	539	人日
	確保の内容	登録児童数						
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		4	48	48	48	48	人回／月
	確保の内容(延べ人數)							
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み		3,692	3,688	3,684	3,683	3,683	人回／月
	確保の内容		4	4	4	4	4	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		2,861	2,836	2,850	2,869	2,866	人日
	確保の内容	1号認定による利用						
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み		51,731	51,287	51,548	51,888	51,835	人日
	確保の内容	延べ人數	22,620	54,592	54,123	54,398	54,757	
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児)	量の見込み		2,595	2,583	2,587	2,596	2,594	人日
	確保の内容	一時預かり事業 延べ人數	1,987	2,394	2,383	2,387	2,395	
利用者支援事業	量の見込み	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応を除く)	201	201	200	200	201	人日
	確保の内容	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み		875	875	875	875	875	人日
	確保の内容	病児保育事業 延べ人數	0	867	867	867	867	
養育支援訪問事業	量の見込み	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	8	8	8	8	8	人日(週間)
	確保の内容							
妊婦に対する健康診査	量の見込み		1	1	1	1	1	か所
	確保の内容		0	1	1	1	1	
	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数		674	648	657	656	651	件
	事業実施予定			1	1	1	1	
	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数		154	164	179	194	209	#
	訪問延べ件数		308	328	358	388	418	
	事業実施予定			1	1	1	1	

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	尾鷲市
-----	-----

		平成25年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)		36	34	31	31	30		人
	確保の内容 実人数	21	36	34	31	31	30		
放課後児童 健全育成事業	量の見込み 低学年		90	88	84	82	80		人
	量の見込み 高学年		0	0	0	0	0		
	確保の内容 登録児童数	70	80	80	80	80	80		
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		0	0	0	0	0		人日
	確保の内容(延べ人数)	0	0	0	0	0	0		
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		988	930	885	850	817		人回／月
	確保の内容	1	1	1	1	1	1		
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み 1号認定による利用		0	0	0	0	0		人日
	量の見込み 2号認定による利用		0	0	0	0	0		
	確保の内容 延べ人数	0	0	0	0	0	0		
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		1,260	1,198	1,135	1,072	1,009		人日
	確保の内容 一時預かり事業 延べ人数	0	1,250	1,188	1,125	1,063	1,000		
		14	10	10	10	9	9		
		0	0	0	0	0	0		
病児保育、ファミリー、 サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み		80	78	76	74	70		人日
	確保の内容 病児保育事業 延べ人数	0	0	0	0	0	0	70	
		0	0	0	0	0	0	0	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		0	0	0	0	0		人日
	確保の内容	21	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0		
利用者支援事業	量の見込み		1	1	1	1	1		か所
	確保の内容	0	0	1	1	1	1		
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数	98	94	89	86	83	79	件	
	事業実施予定		1	1	1	1	1		件
		2	3	3	3	3	3		
養育支援訪問事業	量の見込み 訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	3	6	6	6	6	6		
	訪問延べ件数		1	1	1	1	1		件
		1	1	1	1	1	1		
妊婦に対する健康診査	量の見込み 人数	146	89	85	82	79	75	人	
	量の見込み 健診回数(一人あたり)	7.7	13	13	13	13	13	回	

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	亀山市
-----	-----

			平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)		/	257	256	251	248	245	人
	確保の内容	対象人数	52	257	256	251	248	245	
放課後児童健全育成事業	量の見込み	低学年	/	260	261	275	273	276	人
	高学年	/	230	234	232	237	237		
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	登録児童数	338	490	495	507	510	513	人日
	確保の内容(延べ人数)	4	65	65	65	65	65		
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	/	2,192	2,149	2,133	2,116	2,098	人回／月	箇所
	確保の内容	5	5	5	5	5	5		
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み	1号認定による利用	/	2,873	2,861	2,809	2,778	2,739	人日
	2号認定による利用	/	3,284	3,316	3,224	3,181	3,119		
	確保の内容	延べ人数	2,210	2,310	2,310	2,310	2,310		
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み	/	3,284	3,316	3,224	3,181	3,119	人日	人日
	確保の内容	一時預かり事業 延べ人数	1,065	1,050	1,050	1,050	3,181	3,119	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応を除く)	535	544	5,544	564	574	584	
		子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み	/	6	6	6	6	6	6	人日
	確保の内容	病児保育事業 延べ人数	0	0	0	0	0	0	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	6	6	6	6	6	6	
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児)	量の見込み	/	100	100	100	100	100	100	人日
	確保の内容	86	100	100	100	100	100	100	
利用者支援事業	量の見込み	/	6	6	6	6	6	6	か所
	確保の内容	0	6	6	6	6	6	6	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数	475	429	423	423	418	413	件	件
	事業実施予定	/	1	1	1	1	1	1	
	訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	142	11	11	11	10	10		
養育支援訪問事業	量の見込み 訪問延べ件数	17	93	93	93	93	93		件
	事業実施予定	/	1	1	1	1	1		
妊婦に対する健康診査	量の見込み 人数	596	429	423	423	418	413	人	回
	健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	14		

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	鳥羽市
-----	-----

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人數)		81	80	78	78	78	人
	確保の内容 実人數	19	81	80	78	78	78	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み 低学年		68	70	74	77	80	人
	量の見込み 高学年		3	3	3	3	3	
	確保の内容 登録児童数	65	71	73	77	80	83	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		1	1	1	1	1	人日
	確保の内容(延べ人數)	0	1	1	1	1	1	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		394	361	352	342	333	人回/月
	確保の内容	1	1	1	1	1	1	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み 1号認定による利用		17	17	17	17	17	人日
	量の見込み 2号認定による利用		108	108	108	108	108	
	確保の内容 延べ人数	131	125	125	125	125	125	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		147	144	140	139	132	人日
	確保の内容 一時預かり事業 延べ人数	8	147	144	140	139	132	
	確保の内容 ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応店を除く)	0	0	0	0	0	0	
	確保の内容 子育て短期支援事業 (トライアルステイ)	0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み		1	1	1	1	1	人日
	確保の内容 病児保育事業 延べ人数	1	1	1	1	1	1	
	確保の内容 ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	0	0	0	0	0	0	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		78	75	71	66	69	人日
	確保の内容	0	78	75	71	66	69	
利用者支援事業	量の見込み		2	2	2	2	2	か所
	確保の内容	0	1	1	1	1	1	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数	114	106	103	100	97	94	件
	事業実施予定		1	1	1	1	1	
養育支援訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数	0	5	5	5	6	6	件
	量の見込み 訪問延べ件数	0	10	12	12	12	12	
	事業実施予定		1	1	1	1	1	
妊婦に対する健康診査	量の見込み 人数	10	14	14	13	13	12	人
	量の見込み 健診回数(一人あたり)	11	14	14	14	14	14	

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名 熊野市

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)		33	33	31	30	28	人
	確保の内容 実人数	27	33	33	31	30	28	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み 低学年		76	70	68	70	69	人
	高学年		50	51	49	44	41	
	確保の内容 登録児童数	102	126	121	120	120	120	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		0	0	0	0	0	人日
	確保の内容(延べ人数)	0	0	0	0	0	0	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		475	458	442	423	404	人回／月
	確保の内容	1	1	1	1	1	1	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み 1号認定による利用		175	173	166	156	150	人日
	2号認定による利用		4,005	3,979	3,811	3,577	3,435	
	確保の内容 延べ人数	4,399	4,180	4,152	3,977	3,733	3,585	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		686	672	646	612	586	人日
	確保の内容 一時預かり事業 延べ人数	0	0	0	0	0	0	
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応を除く)	324	686	672	646	612	586	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)		0	0	0	0	0	人日
	確保の内容 病児保育事業 延べ人数	0	0	0	0	0	0	
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	11	9	9	9	8	8	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		96	93	89	84	79	人日
	確保の内容	128	96	93	89	84	79	
利用者支援事業	量の見込み		0	0	0	0	0	か所
	確保の内容	0	0	0	0	0	0	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数	114	108	98	88	82	76	件
	事業実施予定		1	1	1	1	1	
	訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	15	17	16	15	14	13	件
養育支援訪問事業	量の見込み 訪問延べ件数	50	46	42	39	37	34	
	事業実施予定		1	1	1	1	1	
	人数 健診回数(一人あたり)	145	152	140	130	121	112	人
妊婦に対する健康診査	量の見込み	8	8	8	8	8	8	回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	いなべ市
-----	------

			平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)		/	47	46	47	47	47	人
	確保の内容	実人数	2	23	23	23	23	23	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	114	114	113	109	108	人
		高学年	/	77	76	77	79	79	
	確保の内容	登録児童数	113	140	160	160	180	180	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		/	58	58	58	59	59	人日
	確保の内容(延べ人数)		14	0	0	0	0	0	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		/	2,686	2,711	2,716	2,721	2,721	人回/月
	確保の内容		5	5	5	5	5	5	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み	1号認定による利用	/	84	83	84	84	85	人日
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		/	1,690	1,687	1,702	1,705	1,712	人日
	確保 の内容	一時預かり事業	延べ人数	0	783	783	783	783	783
		ファミリー・サポートセンター事業 (病児・緊急対応を除く)		517	517	527	537	547	557
		子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)		0	0	0	0	0	0
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み		/	345	344	346	346	346	人日
	確保 の内容	病児保育事業	延べ人数	0	0	0	0	0	0
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)		0	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		/	364	363	362	363	360	人日
	確保の内容		310	310	320	330	340	350	
利用者支援事業	量の見込み		/	6	6	6	6	6	か所
	確保の内容		0	6	6	6	6	6	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数		368	380	380	380	380	380	件
	事業実施予定		/	1	1	1	1	1	
	訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数		1	2	2	2	2	2	
養育支援訪問事業	訪問件数		113	2	2	2	2	2	件
	事業実施予定		/	1	1	1	1	1	
	延べ件数		/	1	1	1	1	1	
妊婦に対する健康診査	量の見込み	人数	369	380	380	380	380	380	人
		健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	14	

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名 恒摩市

			平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)			19	19	18	18	17	人
	確保の内容	実人数	23	84	84	78	72	66	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	160	158	158	155	155	155	人
	量の見込み	高学年	40	38	36	35	35	35	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	登録児童数	182	320	320	320	330	330	人日
	確保の内容	延べ人数	0	20	20	20	20	20	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		1,052	1,026	1,008	991	983	人回／月	
	確保の内容		4	4	3	3	3	3	箇所
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み	1号認定による利用	42,510	42,900	38,415	36,465	33,245		人日
	量の見込み	2号認定による利用	0	0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	52,660	52,660	72,150	72,150	72,150	72,150	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		600	600	600	600	600	600	人日
	確保の内容	一時預かり事業 延べ人数	0	720	720	720	720	720	
		ファミリー・サポート・センター事業	0	60	60	60	60	60	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	人日
	確保の内容	病児保育事業 延べ人数	960	960	960	960	960	960	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	0	0	0	0	0	0	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		70	70	70	70	70	70	人日
	確保の内容		70	70	70	70	70	70	
利用者支援事業	量の見込み		3	3	3	3	3	3	か所
	確保の内容		0	1	3	3	3	3	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数		271	259	254	248	242	237	件
	事業実施予定		1	1	1	1	1	1	
	訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数		1	2	2	2	2	2	
養育支援訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	72	208	208	208	208	208	件
	事業実施予定		1	1	1	1	1	1	
妊婦に対する健診検査	量の見込み	人数	290	278	272	266	260	254	人
	量の見込み	健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	14	
									回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	伊賀市
-----	-----

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)		132	129	125	121	118	人
	確保の内容 実人数	21	187	187	187	187	187	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み 低学年		409	402	396	389	380	人
	量の見込み 高学年		303	299	296	296	290	
	確保の内容 登録児童数	688	650	690	720	750	750	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		0	0	0	0	0	人日
	確保の内容(延べ人数)	0	0	0	0	0	0	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		4,471	4,353	4,248	4,157	4,073	人回/月
	確保の内容	9	9	9	9	9	9	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み 1号認定による利用		4,462	4,361	4,205	4,033	3,923	人日
	量の見込み 2号認定による利用		10,309	10,075	9,715	9,317	9,064	
	確保の内容 延べ人数	7,504	14,868	14,868	14,868	14,868	14,868	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		13,539	13,201	12,827	12,461	12,178	人日
	確保の内容 一時預かり事業 延べ人数	4,987	12,220	12,220	12,220	12,220	12,220	
	確保の内容 ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応を除く)	194	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	確保の内容 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み		834	814	789	764	746	人日
	確保の内容 病児保育事業 延べ人数	199	730	730	730	730	730	
	確保の内容 ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	4	10	10	15	15	20	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		8	8	8	8	8	人日
	確保の内容	27	10	10	10	10	10	
利用者支援事業	量の見込み		1	1	1	1	1	か所
	確保の内容	0	1	1	1	1	1	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数	651	650	630	620	600	580	件
	事業実施予定		1	1	1	1	1	
	量の見込み 訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	44	80	80	70	70	60	件
養育支援訪問事業	量の見込み 訪問延べ件数	117	120	120	110	110	100	
	事業実施予定		1	1	1	1	1	
妊婦に対する健康診査	量の見込み 人数	684	660	650	630	610	600	人
	量の見込み 健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	14	回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	木曾岬町
-----	------

		平成25年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)	/	90	79	77	74	74	74	人
	確保の内容 実人数	0	90	79	77	74	74	74	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み 低学年	/	23	23	21	20	16	16	人
	量の見込み 高学年	/	16	16	16	15	16	16	
	確保の内容 登録児童数	41	39	39	37	35	32	32	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	/	0	0	0	0	0	0	人日
	確保の内容(延べ人数)	0	0	0	0	0	0	0	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	/	138	138	138	138	138	138	人回/月
	確保の内容	1	1	1	1	1	1	1	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み 1号認定による利用	/	58	47	43	40	40	40	人日
	量の見込み 2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	0	
	確保の内容 延べ人数	0	58	47	43	40	40	40	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み	/	573	510	493	476	476	476	人日
	確保 の内容 一時預かり事業 延べ人数	235	573	510	493	476	476	476	
		0	50	50	50	50	50	50	
		0	0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み	/	0	0	0	0	0	0	人日
	確保 の内容 病児保育事業 延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み	/	18	18	16	15	12	12	人日
	確保の内容	0	50	50	50	50	50	50	
利用者支援事業	量の見込み	/	1	1	1	1	1	1	か所
	確保の内容	0	1	1	1	1	1	1	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み ※訪問対象となる家庭の実数	34	30	30	30	30	30	30	件
	事業実施予定	/	1	1	1	1	1	1	
養育支援訪問事業	量の見込み ※訪問対象となる家庭の実数	0	0	0	0	0	0	0	件
	訪問延べ件数	0	0	0	0	0	0	0	
	事業実施予定	/	0	0	0	0	0	0	
妊婦に対する健康診査	量の見込み 健診回数(一人あたり)	36	30	30	30	30	30	30	人
	人数	14	14	14	14	14	14	14	
									回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名 東員町

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)		101	102	101	101	101	人
	確保の内容 実人数	0	101	102	101	101	101	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み 低学年		67	70	73	73	75	人
	量の見込み 高学年		29	29	29	31	32	
	確保の内容 登録児童数	300	235	235	235	235	235	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		0	0	0	0	0	人日
	確保の内容(延べ人数)	0	0	0	0	0	0	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		147	144	145	145	146	人回／月
	確保の内容	1	1	1	1	1	1	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み 1号認定による利用		0	0	0	0	0	人日
	量の見込み 2号認定による利用		0	0	0	0	0	
	確保の内容 延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		22	22	22	22	22	人日
	確保の内容 一時預かり事業 延べ人数	32	22	22	22	22	22	
	確保の内容 ファミリー・サポートセンター事業 (病児・緊急対応を除く)	1	1	1	1	1	1	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み 病児保育事業 延べ人数	0	0	0	0	0	0	人日
	量の見込み ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	0	0	0	0	0	0	
	確保の内容		0	0	0	0	0	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		0	0	0	0	0	人日
	確保の内容	0	0	0	0	0	0	
利用者支援事業	量の見込み		1	1	1	1	1	か所
	確保の内容	0	1	1	1	1	1	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数	190	181	181	182	182	182	件
	事業実施予定		1	1	1	1	1	
養育支援訪問事業	量の見込み 訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	0	0	0	0	0	0	件
	量の見込み 訪問延べ件数	0	0	0	0	0	0	
	事業実施予定		0	0	0	0	0	
妊婦に対する健康診査	量の見込み 人数	176	204	204	205	205	205	人
	量の見込み 健診回数(一人あたり)	13	14	14	14	14	14	

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	菰野町
-----	-----

			平成25年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業			量の見込み(実人数)		180	175	169	162	159	人
確保の内容		実人数		1	180	175	169	162	159	
放課後児童 健全育成事業		量の見込み	低学年		295	299	292	313	302	人
		高学年			43	51	58	53	54	
確保の内容		登録児童数		173	338	350	350	366	356	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)			量の見込み		52	50	48	47	46	人日
			確保の内容(延べ人数)		0	52	50	48	47	46
地域子育て支援拠点事業			量の見込み		1,907	1,861	1,837	1,813	1,787	人回／月
			確保の内容		1	1	1	1	2	箇所
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)			量の見込み	1号認定による利用		43	42	42	41	42
				2号認定による利用		257	252	250	249	253
確保の内容			延べ人数		0	300	294	292	290	295
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)			量の見込み		1,415	1,416	1,406	1,396	1,402	人日
確保 の内容	一時預かり事業	延べ人数		543	1,415	1,416	1,406	1,396	1,402	
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応を除く)			488	425	425	422	419	421	人日
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)			0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)			量の見込み		27	27	27	27	27	人日
確保 の内容	病児保育事業	延べ人数		12	27	27	27	27	27	
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)			0	0	0	0	0	0	人日
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)			量の見込み		114	113	111	109	108	人日
			確保の内容		76	114	113	111	109	108
利用者支援事業			量の見込み		0	0	0	0	0	か所
			確保の内容		0	0	0	0	0	
乳児家庭全戸訪問事業			量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数		371	335	331	326	322	317
			事業実施予定			1	1	1	1	1
養育支援訪問事業			量の見込み 訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数		42	75	75	75	75	件
			訪問延べ件数		377	530	530	530	530	
			事業実施予定			1	1	1	1	
妊婦に対する健康診査			量の見込み 人数		292	335	331	326	322	317
			健診回数(一人あたり)		14	14	14	14	14	回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	朝日町
-----	-----

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(対応人数)		63	64	63	64	66	人
	確保の内容 対応人数	50	63	64	64	64	66	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み 低学年		92	89	91	85	83	人
	量の見込み 高学年		34	34	33	34	33	
	確保の内容 登録児童数	80	126	126	126	126	126	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		7	7	7	7	7	人日
	確保の内容(延べ人数)	7	7	7	7	7	7	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		1,189	1,264	1,284	1,305	1,322	人回／月
	確保の内容	1	1	1	1	1	1	箇所
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み 1号認定による利用		627	602	574	585	622	人日
	量の見込み 2号認定による利用		6,394	6,137	5,851	5,966	6,337	
	確保の内容 延べ人数	120	7,021	7,021	7,021	7,021	7,021	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		4,839	4,914	4,857	4,940	5,106	人日
	確保の内容 一時預かり事業 延べ人数	0	4,839	4,914	4,914	4,940	5,106	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み		62	62	61	62	65	人日
	確保の内容 病児保育事業 延べ人数	0	62	62	62	62	65	
		0	0	0	0	0	0	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		220	220	220	220	220	人日
	確保の内容	150	220	220	220	220	220	
利用者支援事業	量の見込み		1	1	1	1	1	か所
	確保の内容	0	1	1	1	1	1	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数	120	144	147	149	151	153	件
	事業実施予定		1	1	1	1	1	件
養育支援訪問事業	量の見込み 訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	8	6	6	6	6	6	件
	事業実施予定	8	6	6	6	6	6	
妊婦に対する健康診査	量の見込み 人数	131	144	147	149	151	153	人
	量の見込み 健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	14	回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名 川越町

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)	/	23	23	23	24	24	人
	確保の内容 実人数	36	23	23	23	24	24	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み 低学年	/	50	51	52	50	52	人
	量の見込み 高学年	/	51	44	45	46	47	
	確保の内容 登録児童数	100	101	95	97	96	99	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	/	0	0	0	0	0	人日
	確保の内容(延べ人数)	0	0	0	0	0	0	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	/	1,047	1,040	1,087	1,095	1,099	人回／月
	確保の内容	2	2	2	2	2	2	箇所
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み 1号認定による利用	/	122	125	119	124	124	人日
	量の見込み 2号認定による利用	/	5,729	5,904	5,624	5,857	5,834	
	確保の内容 延べ人数	0	-	-	-	-	-	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み	/	1,953	1,972	1,978	2,022	2,022	人日
	確保の内容 一時預かり事業 延べ人数	2171	1,953	1,972	1,978	2,022	2,022	
		0	7	7	7	8	8	
		0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み	/	29	29	29	30	30	人日
	確保の内容 病児保育事業 延べ人数	0	29	29	29	30	30	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み	/	7	7	7	8	8	人日
	確保の内容	9	7	7	7	8	8	
利用者支援事業	量の見込み	/	0	0	0	0	0	か所
	確保の内容	0	0	0	0	0	0	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数	149	195	195	195	197	199	件
	事業実施予定	/	1	1	1	1	1	件
養育支援訪問事業	訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	0	6	6	6	6	6	
	訪問延べ件数	0	20	20	20	20	20	
	事業実施予定	/	1	1	1	1	1	
妊婦に対する健康診査	量の見込み 人数	163	195	195	195	197	199	人
	健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	14	回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	多気町
-----	-----

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)	/	100	110	100	95	90	人
	確保の内容	実人数	85	130	130	130	130	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	52	65	72	65	人
		高学年	/	28	35	38	35	
	確保の内容	登録児童数	57	80	100	110	110	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	/	14	13	13	12	12	人日
	確保の内容(延べ人数)	0	14	13	13	12	12	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	/	823	825	826	827	828	人回／月
	確保の内容	753	1	1	1	1	1	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み	1号認定による利用	/	0	0	0	0	人日
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み	/	28	28	42	28	28	人日
	確保の内容	一時預かり事業 延べ人数	10	70	70	70	70	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応店舗を除く)	0	0	0	0	0	
		子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み	/	2	2	2	2	2	人日
	確保の内容	病児保育事業 延べ人数	0	2	2	2	2	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	0	0	0	0	0	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み	/	59	60	62	63	64	人日
	確保の内容	103	59	60	62	63	64	
利用者支援事業	量の見込み	/	1	1	1	1	1	か所
	確保の内容	0	1	1	1	1	1	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数	101	100	100	100	100	100	件
	事業実施予定	/	1	1	1	1	1	件
養育支援訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数	3	5	5	5	5	5	
	訪問延べ件数	223	200	200	200	200	200	
	事業実施予定	/	1	1	1	1	1	
妊婦に対する健康診査	量の見込み	人数	101	100	100	100	100	人
	量の見込み	健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	明和町
-----	-----

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)		58	58	57	58	57	人
	確保の内容 実人数	80	80	80	80	80	80	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み 低学年		76	78	74	72	74	人
	高学年		76	77	78	78	78	
	確保の内容 登録児童数	173	190	190	190	190	230	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		2	2	2	2	2	人日
	確保の内容(延べ人数)	0	20	20	20	20	20	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		1,092	1,058	1,056	1,050	1,046	人回／月
	確保の内容	4	5	5	5	5	5	箇所
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み 1号認定による利用		18	18	17	18	17	人日
	2号認定による利用		3,088	3,110	3,038	3,148	3,049	
	確保の内容 延べ人数	6716	4,626	4,626	4,626	4,626	4,626	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		4,215	4,166	4,113	4,177	4,101	人日
	確保の内容 一時預かり事業 延べ人数	823	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
		268	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448	
		0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み		211	208	206	209	205	人日
	確保の内容 病児保育事業 延べ人数	8	240	240	240	240	240	
		0	0	0	0	0	0	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学前)	量の見込み		0	0	0	0	0	人日
	確保の内容	0	0	0	0	0	0	
利用者支援事業	量の見込み		0	0	0	0	0	か所
	確保の内容	0	0	0	0	0	0	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数	181	175	174	175	175	174	件
	事業実施予定		1	1	1	1	1	
養育支援訪問事業	量の見込み 訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	0	2	2	2	2	2	件
	訪問延べ件数	0	20	20	20	20	20	
	事業実施予定		1	1	1	1	1	
妊婦に対する健康診査	量の見込み 人数	156	171	170	170	168	168	人
	健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	14	回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名 大台町

			平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)			23	22	21	21	21	人
	確保の内容	実人数		4	30	30	30	30	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年		44	39	39	38	37	人
		高学年		13	14	14	13	12	
	確保の内容	登録児童数	74	74	74	74	74	74	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み			5	5	4	4	4	人日
	確保の内容(延べ人数)		0	14	14	14	14	14	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み			508	505	524	514	501	人回/月
	確保の内容		1	1	1	1	1	1	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み			0	0	0	0	0	人日
	2号認定による利用			0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み			127	125	118	117	116	人日
	確保 の内容	一時預かり事業 延べ人数	1	14	14	14	14	14	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応を除く)	10	120	120	120	120	120	
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)		0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み			9	9	9	9	8	人日
	確保 の内容	病児保育事業 延べ人数	0	10	10	10	10	10	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	0	0	0	0	0	0	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み			0	0	0	0	0	人日
	確保の内容		0	0	0	0	0	0	
利用者支援事業	量の見込み			1	1	1	1	1	か所
	確保の内容		0	1	1	1	1	1	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数		45	45	45	45	45	45	件
	事業実施予定			1	1	1	1	1	
養育支援訪問事業	量の見込み	訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	2	1	1	1	1	1	件
		訪問延べ件数	6	1	1	1	1	1	
	事業実施予定			1	1	1	1	1	
妊婦に対する健康診査	量の見込み	人数	45	45	45	45	45	45	人
	量の見込み	健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	14	
									回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名 玉城町

			平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)		/	98	97	98	98	100	人
	確保の内容	実人数	167	119	119	119	119	119	
	量の見込み	低学年	/	154	151	147	149	142	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	高学年	/	56	55	50	48	46	人
	確保の内容	登録児童数	170	178	210	210	210	210	
	量の見込み	/	/	0	0	0	0	0	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み(延べ人数)		0	0	0	0	0	0	人日
	確保の内容	/	/	/	/	/	/	/	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		/	826	847	853	863	876	人回／月
	確保の内容	/	/	1	1	1	1	1	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み	1号認定による利用	/	0	0	0	0	0	人日
	量の見込み	2号認定による利用	/	475	454	454	451	462	
	確保の内容	延べ人数	0	732	732	732	732	732	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		/	250	247	248	249	254	人日
	確保の内容	一時預かり事業 延べ人数	0	732	732	732	732	732	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応を除く)	102	120	120	120	120	120	
		子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み		/	460	455	456	457	467	人日
	確保の内容	病児保育事業 延べ人数	60	60	60	548	548	548	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	2	2	2	2	2	2	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		/	965	965	965	965	965	人日
	確保の内容	/	/	965	965	965	965	965	
利用者支援事業	量の見込み		/	1	1	1	1	1	か所
	確保の内容	/	/	0	1	1	1	1	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数		136	134	133	130	129	128	件
	事業実施予定	/	/	1	1	1	1	1	/
	訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	/	/	10	10	10	10	10	件
養育支援訪問事業	訪問延べ件数		60	60	70	70	80	80	
	事業実施予定	/	/	1	1	1	1	1	
	量の見込み	人數	135	134	133	130	129	128	人
妊婦に対する健康診査	量の見込み	健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	14	回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	度会町
-----	-----

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(対人数)		41	42	42	41	41	人
	確保の内容 対人數	0	41	42	42	41	41	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み 低学年		90	91	86	88	86	人
	量の見込み 高学年		81	79	78	87	88	
	確保の内容 登録児童数	84	50	50	50	50	50	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		0	0	0	0	0	人日
	確保の内容(延べ人数)	42	42	42	42	42	42	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		673	688	688	688	680	人回／月
	確保の内容	1	1	1	1	1	1	箇所
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み 1号認定による利用		0	0	0	0	0	人日
	量の見込み 2号認定による利用		0	0	0	0	0	
	確保の内容 延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		853	855	867	835	842	人日
	確保の内容 一時預かり事業 延べ人数	0	—	—	—	—	—	
	確保の内容 ファミリー・サポートセンター事業 (病児・緊急対応を除く)	1	1	1	1	1	1	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	人日
	量の見込み 病児保育事業 延べ人数	0	251	252	255	246	248	
	量の見込み ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	1	1	1	1	1	1	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		0	0	0	0	0	人日
	確保の内容	3	3	3	3	3	3	
利用者支援事業	量の見込み		1	1	1	1	1	か所
	確保の内容	0	1	1	1	1	1	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数	47	48	48	47	46	45	件
	事業実施予定		1	1	1	1	1	1
養育支援訪問事業	量の見込み 訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	0	0	0	5	5	5	件
	量の見込み 訪問延べ件数	0	5	5	5	5	5	
	事業実施予定		0	0	0	0	1	
妊婦に対する健康診査	量の見込み 人數	76	50	50	49	48	47	人
	量の見込み 健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	14	回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	大紀町
-----	-----

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人數)	/	25	24	24	24	23	人
	確保の内容 実人數	0	30	30	30	30	30	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み 低学年	/	53	56	48	45	42	人
	高学年	/	6	6	6	6	6	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	/	0	0	0	0	0	人日
	確保の内容(延べ人數)	0	0	0	0	0	0	
	量の見込み	/	308	301	282	272	265	人回／月
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	/	2	2	2	2	2	箇所
	確保の内容	2	2	2	2	2	2	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み 1号認定による利用	/	0	0	0	0	0	人日
	2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
	確保の内容 延べ人數	1	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み	/	285	271	269	265	259	人日
	確保の内容 一時預かり事業 延べ人數	0	200	200	200	200	200	
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応を除く)	1	85	85	85	85	85	人日
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み	/	17	16	16	16	16	人日
	確保の内容 病児保育事業 延べ人數	0	20	20	20	20	20	
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	0	0	0	0	0	0	人日
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み	/	0	0	0	0	0	人日
	確保の内容	0	0	0	0	0	0	
利用者支援事業	量の見込み	/	0	0	0	0	0	か所
	確保の内容	0	0	0	0	0	0	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数	41	38	36	36	35	34	件
	事業実施予定	/	1	1	1	1	1	
養育支援訪問事業	量の見込み 訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	0	0	0	0	0	0	件
	訪問延べ件数	0	0	0	0	0	0	
	事業実施予定	/	0	0	0	0	0	
妊婦に対する健康診査	量の見込み 人数	41	38	36	35	35	34	人
	健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	14	回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	南伊勢町
-----	------

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(対人数)		0	0	0	0	0	人
	確保の内容	対人数	0	0	0	0	0	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	91	84	79	69	69	人
		高学年		31	30	31	27	
	確保の内容	登録児童数	55	150	150	150	150	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		0	0	0	0	0	人日
	確保の内容(延べ人数)		0	0	0	0	0	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		604	580	555	530	501	人回/月
	確保の内容		2	2	2	2	2	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み	1号認定による利用		0	0	0	0	人日
		2号認定による利用		0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		0	0	0	0	0	人日
	確保 の内容	一時預かり事業 延べ人数	0	0	0	0	0	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応店舗を除く)	0	0	0	0	0	
		子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み		83	79	77	76	72	人日
	確保 の内容	病児保育事業 延べ人数	0	83	79	77	76	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	0	0	0	0	0	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		0	0	0	0	0	人日
	確保の内容		0	5	5	5	5	
利用者支援事業	量の見込み		0	0	0	0	0	か所
	確保の内容		0	0	0	0	0	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数		50	50	50	50	45	45
	事業実施予定		1	1	1	1	1	1
	訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数		6	7	7	7	7	7
養育支援訪問事業	訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数		36	40	40	40	40	40
	訪問延べ件数							
	事業実施予定		1	1	1	1	1	1
妊婦に対する健康診査	量の見込み	人数	47	55	55	55	55	55
	量の見込み	健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	14

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名	紀北町
-----	-----

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)		25	25	25	24	24	人
	確保の内容 実人数	0	0	0	0	0	0	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み 低学年		75	70	65	60	60	人
	量の見込み 高学年		25	25	25	25	20	
	確保の内容 登録児童数	45	80	80	80	80	80	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		0	0	0	0	0	人日
	確保の内容(延べ人数)	0	0	0	0	0	0	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		604	591	576	574	569	人回/月
	確保の内容	3	3	3	3	3	3	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み 1号認定による利用		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	人日
	量の見込み 2号認定による利用		500	500	500	500	500	
	確保の内容 延べ人数	0	0	0	1,500	1,500	1,500	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	人日
	確保の内容 一時預かり事業 延べ人数	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み		51	50	48	48	48	人日
	確保の内容 病児保育事業 延べ人数	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		50	44	42	39	38	人日
	確保の内容	0	0	0	0	0	0	
利用者支援事業	量の見込み		1	1	1	1	1	か所
	確保の内容	0	0	0	0	1	1	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数	79	80	78	75	73	70	件
	事業実施予定		1	1	1	1	1	
養育支援訪問事業	量の見込み 訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	3	3	3	3	3	3	件
	訪問延べ件数	9	9	9	9	9	9	
	事業実施予定		0	0	0	0	0	
妊婦に対する健康診査	量の見込み 人数	80	78	75	73	70	70	人
	健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	14	
								回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名 御浜町

			平成25年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(対応人数)		/	0	0	0	0	0	0	人
	確保の内容	実人数	0	0	0	0	0	0	0	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	48	47	42	41	40		人
	高学年	/	20	19	20	19	19			
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	確保の内容	登録児童数	55	70	70	70	70	70		
	量の見込み		/	0	0	0	0	0		人日
	確保の内容(延べ人数)		0	0	0	0	0	0		
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		/	216	195	188	181	174		人回／月
	確保の内容		1	1	1	1	1	1		
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み	1号認定による利用	/	95	95	95	95	95		人日
	2号認定による利用	/	520	520	520	520	520	520		
	確保の内容	延べ人数	644	615	615	615	615	615		
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		/	434	408	400	380	340		人日
	確保の内容	一時預かり事業	延べ人数	0	780	780	780	780	780	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応除外)	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
		子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み		/	23	22	21	20	19		人日
	確保の内容	病児保育事業	延べ人数	0	-	-	-	-	-	
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応)	延べ人数	0	-	-	-	-	-	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		/	0	0	0	0	0		人日
	確保の内容		0	0	0	0	0	0		
利用者支援事業	量の見込み		/	1	1	1	1	1		か所
	確保の内容		0	1	1	1	1	1		
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) ※訪問対象となる家庭の実数		46	47	46	44	43	41		件
	事業実施予定		/	1	1	1	1	1		
養育支援訪問事業	量の見込み	訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	7	7	7	7	6	6		件
		訪問延べ件数	27	21	21	21	18	18		
	事業実施予定		/	1	1	1	1	1		
妊婦に対する健康診査	量の見込み		人数	617	812	770	756	728	700	人
	健診回数(一人あたり)		14	14	14	14	14	14		回

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

※暫定値

市町名 紀宝町

		平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人數)	/	112	113	110	109	107	人
	確保の内容 実人數	0	-	-	-	-	-	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み 低学年	/	73	70	81	73	75	人
	高学年	/	41	39	35	36	34	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	/	0	0	0	0	0	人日
	確保の内容(延べ人數)	0	0	0	0	0	0	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	/	767	755	743	727	712	人回／月
	確保の内容	1	1	1	1	1	1	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み 1号認定による利用	/	0	0	0	0	0	人日
	2号認定による利用	/	1,193	1,221	1,175	1,184	1,165	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み 確保の内容 延べ人數	0	-	-	-	-	-	人日
	1時預かり事業 延べ人數	/	2,659	2,670	2,596	2,581	2,533	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 病児保育事業 延べ人數	0	-	-	-	-	-	人日
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応を除く) 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	393	2,659	2,670	2,596	2,581	2,533	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み	/	455	456	444	441	433	人日
	確保の内容 病児保育事業 延べ人數	0	-	-	-	-	-	
利用者支援事業	量の見込み	/	0	0	0	0	0	か所
	確保の内容	0	0	0	0	0	0	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問実際数) ※訪問対象となる家庭の実数	89	76	76	73	70	68	件
	事業実施予定 訪問延べ件数	/	1	1	1	1	1	件
養育支援訪問事業	量の見込み ※訪問対象となる家庭の実数	17	9	9	9	8	8	件
	訪問延べ件数	34	19	18	17	17	16	
妊娠に対する健康診査	量の見込み 人數	139	133	127	123	120	115	人
	健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	14	回

(三重県子ども・少子化対策計画（仮称） 附属資料2)

**第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画
中間案**

目次

1	三重県ひとり親家庭等自立促進計画の趣旨	3
2	三重県のひとり親家庭の状況	3
3	第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画支援施策の取組状況	5
4	三重県ひとり親家庭等実態調査の実施	8
5	課題	9
(1)	安定的な収入を得る就業のための支援に関する課題	9
(2)	子育てと生活のための支援に関する課題	10
(3)	経済的な安定のための支援に関する課題	11
(4)	各種支援制度の周知・相談機能の充実に関する課題	12
6	基本理念と6つの取組の柱	15
7	計画の評価及び見直し	20
別添	三重県ひとり親家庭等実態調査結果	21

1 三重県ひとり親家庭等自立促進計画の趣旨

ひとり親家庭等自立促進計画は、地域の実情に応じて、ひとり親家庭等への子育て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援等の施策が総合的に推進されるよう、平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正によって策定することとなった計画です。

ひとり親家庭等は、安定的な雇用と収入の確保、子育てと仕事の両立などの様々な課題を抱えており、総合的な支援が必要となっています。本県では、平成17年度から「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定して、ひとり親家庭等の支援に取り組んでいます。

平成26年度に、現在の計画である「第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」が最終年度を迎えることから、ひとり親家庭の現状、さらには平成26年10月に改正された「母子及び寡婦福祉法」による父子家庭に対する支援の拡充や平成26年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」の内容をふまえ、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とする「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定します。

※「ひとり親家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいい、「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭と寡婦をいいます。

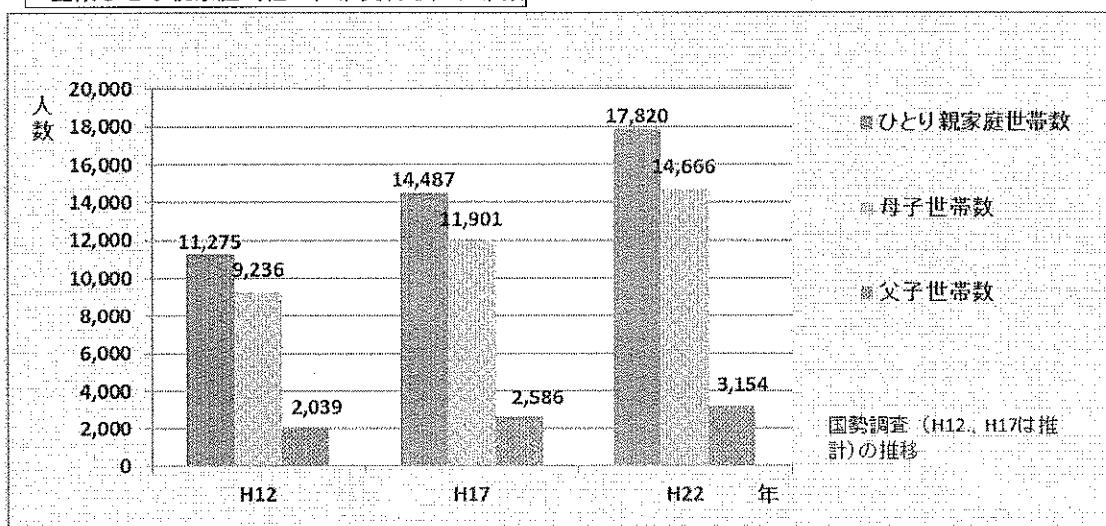
2 三重県のひとり親家庭の状況

(1) ひとり親家庭の世帯数

本県のひとり親家庭（他の世帯員含む）世帯数は、母子世帯（他の世帯員含む）及び父子世帯（他の世帯員含む）ともに増加傾向にあり、平成22年には17,820世帯となっています。平成12年から平成22年の間で、母子世帯は58.8%、父子世帯は54.7%の増加となっています。

また、平成22年国勢調査によると、20歳未満の世帯員がいる世帯は185,575世帯となっており、平成22年の母子世帯の割合は7.9%、父子世帯の割合は1.7%、ひとり親世帯全体では9.6%の割合となっています。

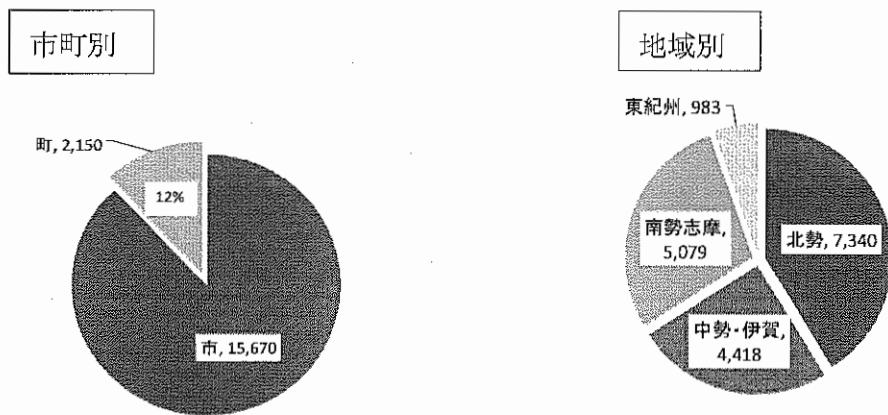
三重県ひとり親家庭（他の世帯員含む）世帯数



(2) ひとり親家庭の地域別世帯数

本県の市町別のひとり親家庭世帯数は、市が 15,670 世帯、町が 2,150 世帯で、市は全体の 88%を占めています。また、地域別では、北勢が 7,340 世帯、南勢志摩が 5,079 世帯、中勢・伊賀が 4,418 世帯、東紀州が 983 世帯となっています。

なお、地域ごとの総世帯数に占めるひとり親世帯の割合は、北勢 2.3%、中勢・伊賀 2.5%、南勢志摩 2.9%、東紀州 2.8%でした。



平成 22 年国勢調査結果

北勢：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町

川越町

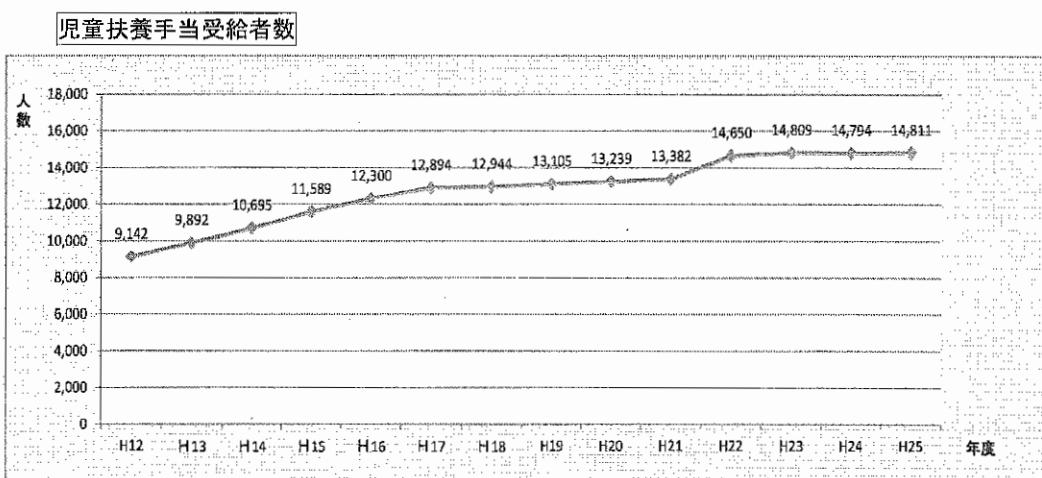
中勢・伊賀：津市、名張市、伊賀市

南勢志摩：伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町

東紀州：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

(3) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者は、平成 22 年 8 月から支給対象が父子家庭にも拡大されたこともあり、大幅に増加しています。平成 25 年度の受給者は 14,811 人で、平成 12 年度からの 13 年間で 5,669 人、62%の増加となっています。



3 第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画支援施策の取組状況

「第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画（平成 22 年度～平成 26 年度）」（以下「第二期計画」という。）では、ひとり親家庭等の自立を促進するため、「安定的な収入を得る就業のための支援」「子育てと生活のための支援」「経済的な安定のための支援」「各種支援制度の周知・相談機能の充実」の 4 つの施策を掲げて施策を推進してきました。計画期間中の主な取組状況とその実績は次のとおりです。

（1）安定的な収入を得る就業のための支援

① 能力開発への支援

厳しい経済状況の中、安定的な職業を得るために、自己の能力開発を行う父母に対して、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給しています。

高等職業訓練促進給付金については、平成 25 年度より、国の制度が基金事業から国補事業に変更され、給付金の支給期間の短縮や給付額の減額がなされたこと等を背景に、県及び市ともに減少傾向となっています。

高等職業訓練促進給付金対象件数等

単位：件数、千円

区分	年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
件数合計		152	207	173	124
県分（県福祉事務所）		19	26	22	13
市分（市町福祉事務所）		133	181	151	111
県分予算額		21,666	30,731	27,671	15,593

高等職業訓練促進給付金修業修了者

単位：人

区分	年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
合計		38 (35)	56 (55)	81 (74)	54 (44)
県分（県福祉事務所）		10 (9)	6 (6)	12 (12)	6 (6)
市分（市町福祉事務所）		28 (26)	50 (49)	69 (62)	48 (38)

（ ）は修業修了者のうち常勤

② 就業、就労等に関する相談

県は指定管理事業として三重県母子寡婦福祉連合会に委託し、三重県母子福祉センター（母子家庭等就労・自立支援センター）を設置・運営しています。同センターにおいては、就業、就労等に関する相談や養育費等に関する専門相談に応じています。また、就業に必要なパソコン等の研修を実施する技能習得講習会を開催しています。

就業相談、生活相談ともに増加しています。

単位：件数

区分	年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
就業相談		118	10	58	65
生活相談		94	99	107	135
専門相談（弁護士相談）		4	8	2	16
技能習得講習会		44	71	31	26

また、同センターでは、職業紹介を実施しています。求人件数、求職件数ともに低い数字となっています。

単位：件数

区分	年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
新規求人件数		1	0	5	9
新規求職件数		37	11	11	11
成立		14	8	10	8

（2）子育てと生活のための支援

①ひとり親家庭等日常生活支援事業

県では、ひとり親家庭等に対して家庭生活支援員を派遣し、一時的な生活援助、保育サービスなどの援助を行う日常生活支援事業を実施しています。

財政上の制約等により、派遣回数、派遣時間数ともに減少しています。

単位：回、時間・千円

区分	年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
派遣延べ回数（回）		266	243	144	115
派遣時間数（時間）		897	1,085	795	678
予算額（千円）		1,913	1,705	1,449	990

②ひとり親家庭情報交換会

母子・父子関係団体による、孤立しがちなひとり親家庭同士が悩みの相談や情報交換を行い交流を深めるひとり親家庭情報交換会の開催を支援しています。

地域が広がり、参加者も増加しています。

単位：人

区分	年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
参加者数		44	36	85	292
実施箇所数		1	1	4	8

(3) 経済的な安定のための支援

① 児童扶養手当受給者数

市町福祉事務所又は県（市町福祉事務所のない町分）の認定のもと、ひとり親家庭に対して、所得に応じて児童扶養手当を支給しています。

受給者は、平成22年に父子家庭への支給対象拡大などにより大幅に増加の後、横ばい傾向にあります。

単位：人

区分	年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
三重県受給者数（A）		14,650	14,809	14,794	14,811
全国受給者数（B）		1,055,181	1,070,211	1,083,317	1,075,336
(A) / (B)		1.39%	1.38%	1.37%	1.38%

② 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの就学等を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を実施しています。

貸付件数は、平成23年度をピークとして減少していますが、1件あたりの貸付額は、平成22年度が約593千円、平成25年度が約651千円と増加しています。

単位：件数、千円

区分	年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
貸付件数		589	617	563	513
総貸付額（千円）		349,180	365,369	345,561	333,893
1件あたり貸付額（千円）		593	592	614	651

(4) 各種支援制度の周知・相談機能の充実

県及び市町の福祉事務所では、母子・父子自立支援員等が各種相談に応じています。相談件数は、母子世帯で年間8千件～1万件となっています。父子世帯は全体の1%～2%と大変少ない状況です。

各福祉事務所相談件数 単位：件数

		平成22	平成23	平成24	平成25
母子	生活一般(資格取得・職業訓練等)	3,024	2,153	2,713	2,479
	児童(養育、教育等)	708	559	926	741
	経済的支援(貸付金、手当等)	6,609	5,653	5,045	4,744
	その他	106	207	294	47
	計	10,447	8,572	8,978	8,011

		平成22	平成23	平成24	平成25
父子	生活一般(資格取得・職業訓練等)	27	32	65	70
	児童(養育、教育等)	40	54	99	89
	経済的支援(貸付金、手当等)	65	9	21	7
	その他	0	0	0	3
	計	132	95	185	169
合計		10,579	8,667	9,163	8,180

4 三重県ひとり親家庭等実態調査の実施

次期計画の策定にあたり、県内のひとり親家庭等の現状を把握するため、次のとおり実態調査を実施しました。

平成26年7月1日時点で、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方で、母子寡婦福祉資金を貸付中の方300名、児童扶養手当受給中（県決定）の方400名及び母子寡婦福祉連合会会員から抽出した316名の計1,016名の方に「三重県ひとり親家庭等実態調査票」を配付し、391の方から回答を得ました。

（回答率 38.5%）

区分	配布数	回答数	回収率
母子家庭	865	320	36.9%
父子家庭	106	34	32.1%
寡婦	45	37	82.2%
計	1,016	391	38.5%

調査結果について、就労等状況、住まいの状況、養育費等の取り決め状況等、子どもについての悩み、相談、子どもの最終進学目標、充実が望まれる施策の7項目ごとに全国の状況とも比較して、本県の状況を分析しました。

調査結果・分析は別添のとおりです。

5 課題

次期計画の策定に向け、第二期計画の支援施策の取組状況や平成 26 年 7 月に実施した「三重県ひとり親家庭等実態調査」結果からわかった課題は、次のとおりです。

(1) 安定的な収入を得る就業のための支援に関する課題

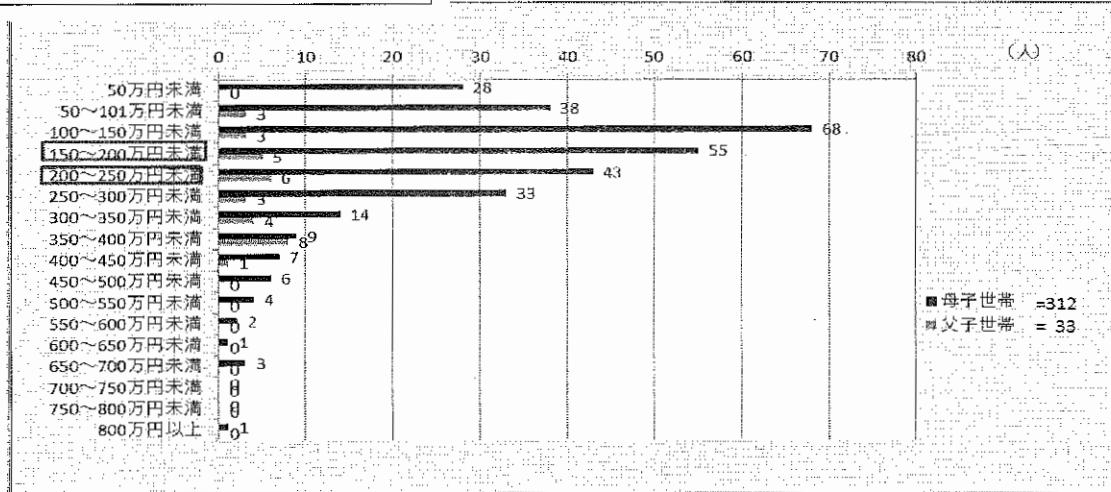
ひとり親家庭等の就業を取り巻く状況は引き続き厳しい状況にあり、特に、母子家庭の母は、約 8 割が就労しており、ひとり親となったことを理由に転職をした割合が約 6 割と高い中で、就労収入は 200 万円未満が約 6 割と依然として少ない状況です。

また、母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）の相談件数は増加傾向にありますが、近隣府県に比べると、職業紹介での求人件数、求職件数はともに低い数字となっています。

このため、母子・父子福祉センターでの就労支援を強化するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、また、雇用者側へひとり親家庭の状況について理解の促進を図っていくことが必要です。

さらに、安定した就業のための能力開発への支援を行ってきましたが、高等職業訓練促進給付金については、平成 25 年度より、制度改正によって、給付金の支給期間の短縮や給付額の減額がなされたこと等を背景に、利用者が減少傾向となっており、国への制度拡充の働きかけが必要です。

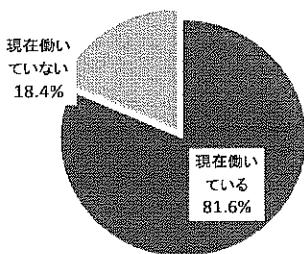
三重県ひとり親世帯の就労収入の状況



・母子世帯の就労収入は、「150～200 万円未満」が全体の中央に位置する回答である「中央値」となり、200 万円未満が全体の 6 割となっています。また、平成 23 年全国母子世帯等実態調査（以下「全国調査」という。）の母子世帯の平均額は 181 万円となっています。

父子世帯は、「200～250 万円未満」が中央値となっています。全国調査の平均額は 360 万円となっています。

三重県母子世帯の就業状況



・三重県ひとり親世帯となったことを理由に転職

母子世帯：61.4% (全国 47.7%)

父子世帯：28.5% (全国 24.0%)

【平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査、平成23年全国母子世帯等実態調査】

(2) 子育てと生活のための支援に関する課題

ひとり親家庭の親は、子育てと仕事をひとりで担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要となっています。

また、子どもの病気等で一時的に支援が必要となるような場合、家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業のような取組が必要です。しかし、同事業は財政上の制約等により、派遣回数、派遣時間数ともに減少しており、ニーズに沿ったサービスが提供できるよう支援の仕組みを整備する必要があります。

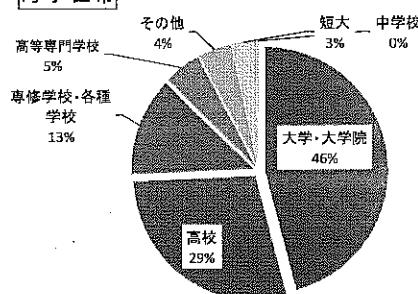
さらに、多くの悩みを抱えているひとり親家庭も多く、ひとり親家庭情報交換会等による交流も必要です。同情報交換会では、最近は父子家庭の参加もあり、父子家庭同士の交流も深まっています。

一方、子どもについての悩みは、「教育・進学」が多く、子どもの最終学歴も「大学」を希望するひとり親家庭が多いですが、進学することが叶わない場合もあり、一層の支援が求められます。

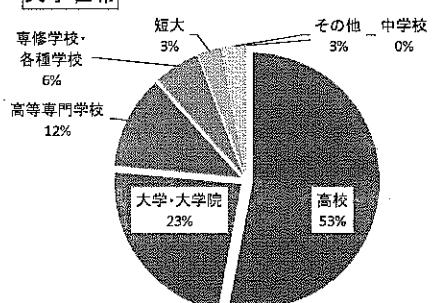
また、子どもが将来の可能性を引き出せるよう、ひとり親家庭等に対する学習支援の仕組みづくりが必要です。

○三重県ひとり親世帯子どもの最終進学目標

母子世帯



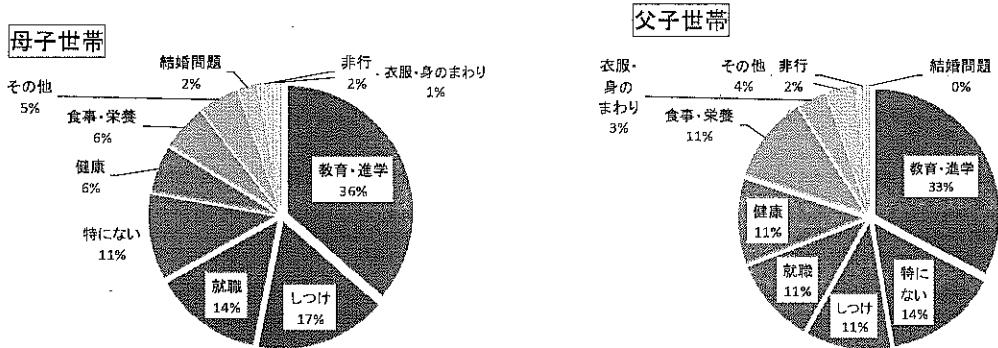
父子世帯



・母子世帯は、「大学・大学院」が、父子世帯は、「高校」が一番多くなっています。

- 【全国子どもの最終進学目標】 母子世帯 大学・大学院 38.5%、父子世帯 高校 37.4%

○三重県子どもについての悩み



・子どもについての悩みでは、母子世帯、父子世帯とともに、「教育・進学」が1位となっています。全国調査結果においても「教育・進学」が1位となっています。上位には、「しつけ」、「就職」が入っています。父子世帯では、「健康」「食事・栄養」の割合が、母子世帯と比べ高くなっています。

- 【全国子どもについての悩み】 母子世帯 ①教育・進学 56.1% ②しつけ 15.6%
父子世帯 ①教育・進学 51.8% ②しつけ 16.5%

【平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査、平成23年全国母子世帯等実態調査】

(3) 経済的な安定のための支援に関する課題

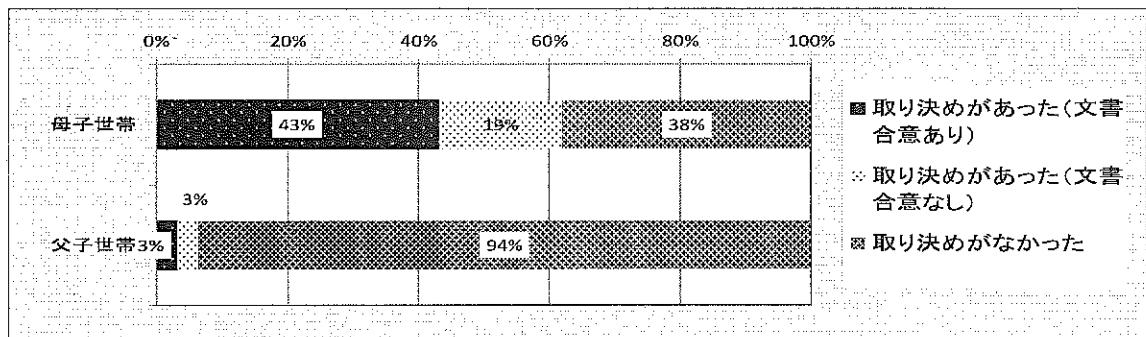
ひとり親家庭の世帯収入は、母子世帯で250万円未満が全体の過半数を占め、父子世帯で300万円未満が全体の過半数を占めており、ひとり親家庭の世帯収入は依然として少なく、経済的に厳しい状況です。

このため、引き続き児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金、医療費の一部助成など、家計に対する直接的な支援が必要です。

また、8割以上のひとり親家庭の父母が就労している中で、ひとりで仕事と子育てを両立させているひとり親家庭にとって、放課後児童クラブのニーズが高く、優先利用などの支援が必要となっています。

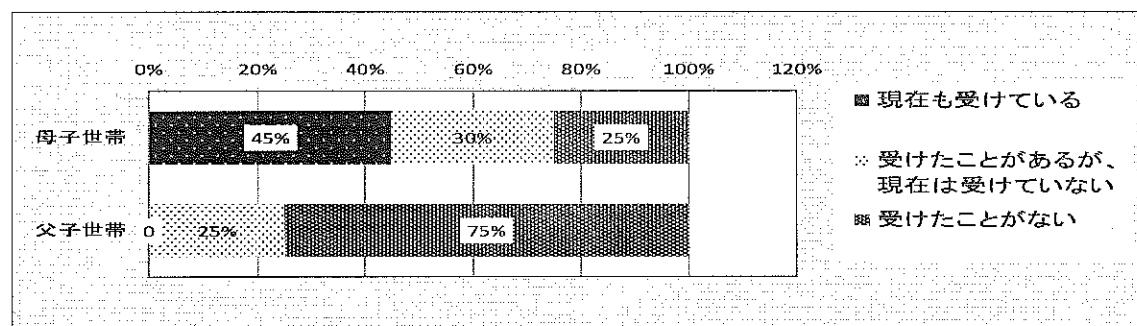
一方、養育費の取り決めは、全国調査結果に比べ、比較的多く取り決められていますが、実際に養育費を受給する割合は低い状況にあり、養育費を取り決め、確実な取得につなげる必要があります。

○三重県養育費の取り決め率



- ・養育費の取り決め率は、母子世帯では、「文書合意なし」も含め、62.0%が取り決めをしています。全国調査結果では37.7%となっており、取り決め率は大幅に高くなっています。

○三重県養育費の受給状況



- ・現在受給している割合が、母子世帯で45.0%と全国調査結果の19.7%より高くなりました。

【平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査、平成23年全国母子世帯等実態調査】

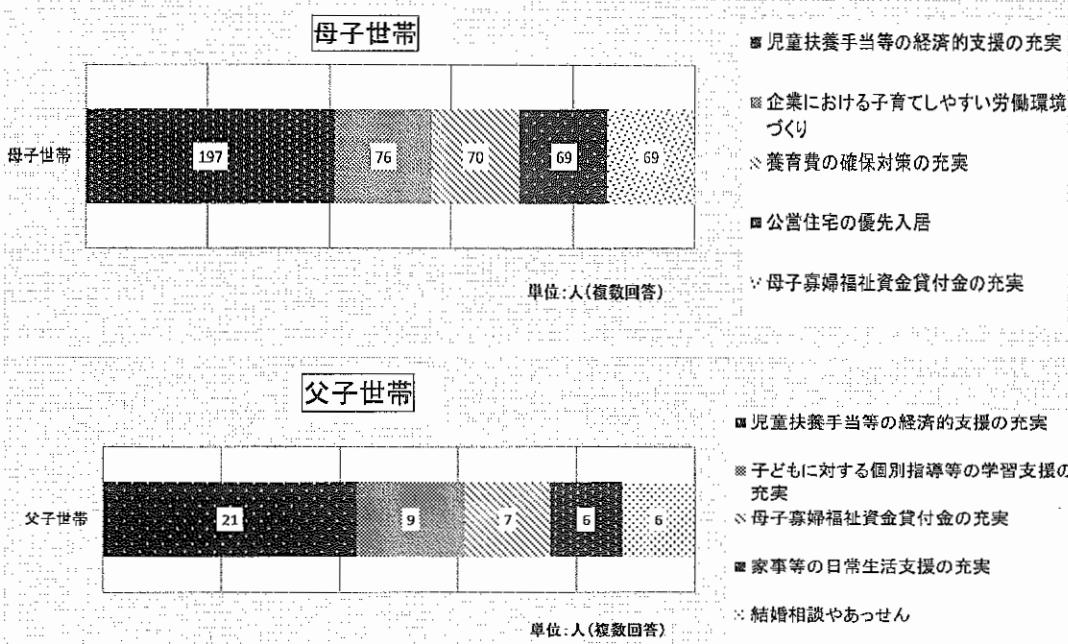
(4) 各種支援制度の周知・相談機能の充実に関する課題

ひとり親家庭の抱える課題は、子どもの教育、しつけや父母の雇用、生活支援等多岐にわたり、また、父子家庭は、4人に1人が「相談相手がない」状況にあります。このため、福祉事務所や母子・父子福祉センターなどでの相談機能が充実するよう、相談員への研修機会の増加、研修内容の充実を図っていく必要があります。

また、各種支援制度がひとり親家庭に認知されていない実態があることから、平成26年10月から新たに貸付金対象となった父子家庭をはじめ、ひとり親家庭全般に対して、各種支援制度の周知を図っていくことなどが必要です。

さらに、民生委員・児童委員やNPO団体などの関係団体等との連携も必要です。

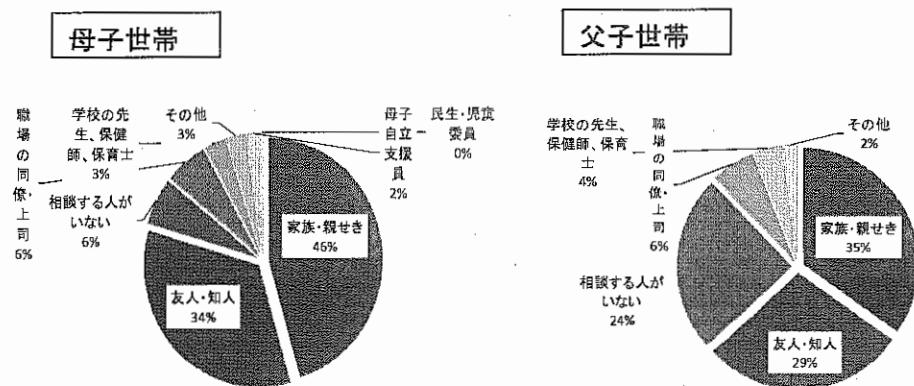
○三重県ひとり親家庭の充実が望まれる施策



- ・母子世帯、父子世帯ともに、児童扶養手当等の経済的支援の拡充が一番多くなりました。母子世帯では、企業における子育てしやすい労働環境づくりが2番目、養育費の確保対策の充実が3番目となりました。父子世帯では、子どもに対する個別指導等の学習支援が2番目、3番目は、平成26年10月から拡大された母子父子寡婦福祉資金貸付金の充実でした。

【平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査】

○相談相手

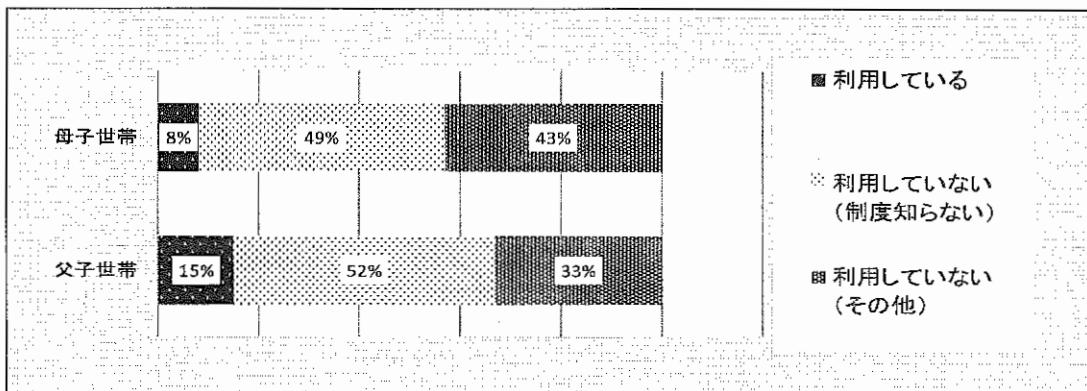


- ・母子世帯、父子世帯ともに、「家族・親せき」、「友人・知人」が上位に入りました。父子世帯では、「相談相手なし」とした割合が24%と母子世帯に比べ、高くなっています。

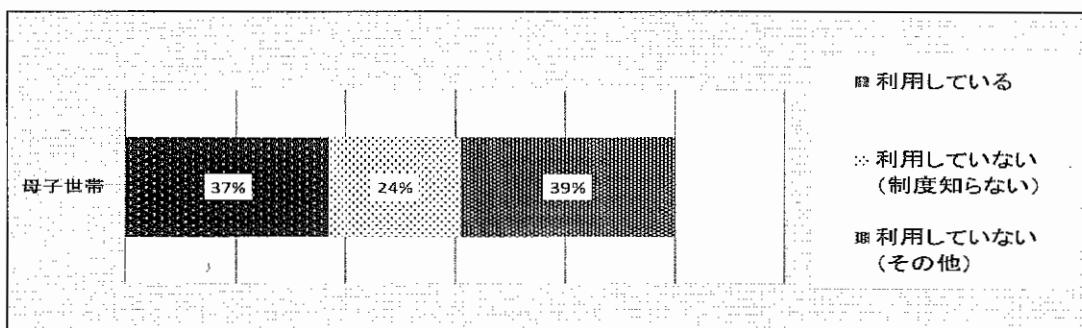
【平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査】

○三重県の支援施策の利用状況

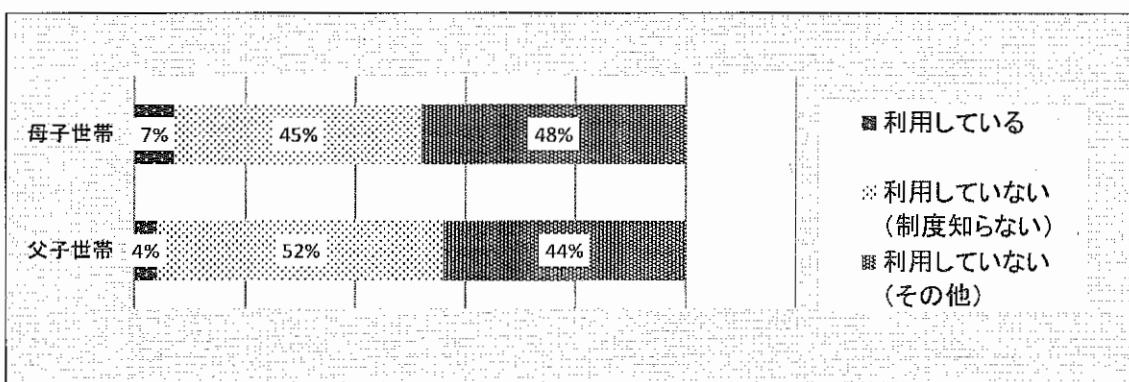
ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用状況



母子父子寡婦福祉資金貸付金の利用状況



三重県母子・父子福祉センターの利用状況



- ひとり親家庭等日常生活支援事業及び母子・父子福祉センターの利用状況は、母子世帯で 10%もなく、低くなっています。

【平成 26 年三重県ひとり親家庭等実態調査】

6 基本理念と6つの取組の柱

(1) 計画の基本理念

子育てと仕事をひとりで担っているひとり親家庭等の現状と課題を踏まえ、次のとおり基本理念を定めます。

『すべてのひとり親家庭等が、自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、ひとり親家庭の子どもたちが夢と希望をもって成長できる三重をめざします。』

(2) 6つの取組の柱及び取組目標

第二期計画では、「安定的な収入を得る就業のための支援」「子育てと生活のための支援」「経済的な安定のための支援」「各種支援制度の周知と相談機能の充実」の4つの支援施策を掲げて取組を推進してきましたが、本県の母子世帯では、8割を超える母が就業者となっていながら、就労収入200万円未満の方が約6割となっている等、依然として厳しい状況が続いています。

また、子育てに関する悩みは、「教育・進学」が一番多く、子どもの進学が叶わないこともあります。さらに、貧困の世代間連鎖の解消につなげることを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。法律に基づいて、子どもに対する学習支援等の取組の強化を図る必要があります。

一方、母子及び寡婦福祉法の一部改正によって、父子家庭への支援の拡大が図られましたが、「相談相手がない」などの父子家庭も多く、きめ細かな対応が望まれています。

こうしたことから、第二期計画の4つの支援施策について、引き続き充実を図っていくとともに、新たな社会情勢の変化もふまえ、第三期計画においては、「子どもへの学習支援」、「父子家庭に対する支援の充実」を新たに取組の柱に加え、6つの取組の柱を基本として取組を進めます。

6つの取組の柱すべてに数値目標を設定し、進行管理を行いながら、基本理念の実現に向け、取組の充実を図っていきます。

① 親への就業支援

ひとり親への就業を支援するため、就業相談や職業紹介などを実施するとともに、資格や技術取得の支援を行い、ひとり親家庭の自立を促進します。

【具体的な取組】

ア 就業相談・職業紹介

(母子・父子福祉センターによる雇用促進)

・県が設置する三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連

携して、就業相談に応じるとともに、求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業により、就業を支援します。

また、同センターでの休日の相談対応が可能となるように努めるとともに、同センターで県の非常勤職員の求人情報の提供を行う等、ひとり親家庭の父母の雇用を推進します。

(企業への働きかけ)

- ・企業に対して、ひとり親家庭の父母の雇用についての理解を求め、「男女共同参画社会の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「格差の改善」を図ります。

また、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）等と連携して、ジョブカードの普及啓発を図ります。

- ・ひとり親家庭の父母を雇用する事業主が活用できる「特定求職者雇用開発助成金」「トライアル雇用奨励金」及び「キャリアアップ助成金の加算」の周知を三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）と連携して進めています。

(母子福祉団体等受注機会拡大)

- ・「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、行政からの委託業務等、母子福祉団体等に対する受注機会の拡大を図っていきます。

(母子・父子自立支援プログラム策定事業)

- ・各福祉事務所における母子・父子自立支援プログラム策定事業について、県福祉事務所で実施するとともに、各市町福祉事務所への働きかけを行います。

イ 資格や技術取得の支援

(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給)

- ・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親家庭の父母の能力開発を行い、就業を支援します。

(就業支援講習会)

- ・母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）で就業に必要なパソコン等の研修を実施します。

数値目標の考え方

ひとり親家庭等に対する就業相談や職業紹介の取組の拡大が確認できる指標を検討しています。

② 子育てと生活のための支援

幼児教育・保育サービスの充実、一時的な預かりや放課後児童クラブの実施などによる子どもの居場所づくりの推進、病気の時などに家事や育児の支援を行う日常生活支援事業の実施、生活の場の提供に関する支援などにより、安心

して仕事と子育てが両立できるよう、環境を整備します。

【具体的な取組】

(幼児教育・保育サービスの充実)

- ・「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に沿って、幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の総合的な推進を図ります。

(ひとり親家庭等日常生活支援事業)

- ・ひとり親家庭等の母、父及び寡婦に対して、病気の時などに家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、市町と連携しながら拡充を図ります。

(ひとり親家庭情報交換会)

- ・孤立しがちなひとり親家庭の方同士が、悩みの相談や情報交換を行い、自立につなげる「ひとり親家庭情報交換会」の実施について、関係団体と連携して取り組みます。

(保育所・放課後児童クラブ優先入所)

- ・子育てと仕事との両立支援を図るため、市町の保育所や放課後児童クラブの優先入所を支援します。

(乳幼児訪問)

- ・市町の乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の実施を支援・促進し、支援の必要なひとり親家庭に対して、養育相談や助言を行う体制を整備します。

(公営住宅の優先入居)

- ・ひとり親家庭が公営住宅に入居する際、当選倍率の優遇を行う制度を実施するとともに、市町への制度実施を働きかけます。

(母子生活支援施設)

- ・経済的に困窮している家庭や、DV等を受けていることにより子育てが困難となっている家庭を保護する母子生活支援施設との連携を行います。

〔数値目標の考え方〕

ひとり親家庭等に対する日常生活支援等の取組の拡大が確認できる指標を検討しています。

③ 子どもへの学習支援

ひとり親家庭の子どもたちは、親との死別や離別によって精神面や経済面で不安定な状況におかれることが多く、また、学習環境にも恵まれないことが多いといわれています。関係機関や地域と連携し、ひとり親家庭等の子どもたちへの学習環境を整えることにより、子どもたちの将来への可能性を引き出し、貧困の世代間連鎖の解消を図り、子どもが夢と希望をもてる社会をめざします。

【具体的な取組】

(学習支援)

- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援を市町等の関係機関と連携して実施しています。また、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等、他の学習支援事業とも調整を行いながら、実施の拡大を図っていきます。
- ・放課後子ども教室において、子どもたちに対する学習や様々な体験・交流活動の機会を提供できるよう、市町に対して支援を行います。

数値目標の考え方

ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の取組の拡大が確認できる指標を検討しています。

④ 経済的な安定のための支援

手当の支給や生活資金等の貸付などの実施により、経済面からひとり親家庭等の暮らしを支えます。

【具体的な取組】

(児童扶養手当の支給)

- ・生活と自立支援のため、児童扶養手当の支給を所得に応じて行います。

(母子父子寡婦福祉資金の貸付)

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度により、子どもの就学に必要な資金や生活に必要な資金等の貸付をひとり親家庭の母、父及び寡婦に対して行います。

(一人親家庭医療費助成)

- ・ひとり親家庭の医療費の自己負担額の一部を助成する市町を支援します。

(放課後児童クラブ利用料助成)

- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料を助成する市町の支援を検討します。

(養育費の確保)

- ・養育費の履行確保等に対応するため、母子・父子福祉センターでの弁護士相談や福祉事務所での相談を行います。

数値目標の考え方

ひとり親家庭等の経済的な安定のための支援の充実が確認できる指標を検討しています。

⑤ 相談機能の充実と各種支援制度の周知

三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等における相談機能の充実や各種支援施策の情報提供の充実を図り、悩みを抱えるひとり親家庭等に適切な支援が実施される環境を整備します。

【具体的な取組】

(母子・父子福祉センターでの相談対応の強化)

- ・三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談や生活相談に応じます。また、同センターにおいて、利用者のニーズに対応するため、休日の窓口の設置の整備に努めます。

(福祉事務所での相談対応の強化)

- ・福祉事務所の母子・父子自立支援員が、就労、生活などの支援に適切に対応できるよう、研修会を実施し、資質の向上に取り組みます。
また、生活困窮者自立支援法に基づく福祉事務所に設置される窓口とも連携を図ります。

(情報提供の充実)

- ・三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）のホームページ、携帯電話サイト、市町等の広報誌、ラジオ等を活用して、情報が必要な方に届くようPRをします。
- ・母子・父子福祉センターや福祉事務所での積極的な情報提供を促進し、ひとり親家庭等が必要なサービスを確実に利用できるように努めます。

(関係団体との連携)

- ・民生委員・児童委員やNPO団体等が連携して相談対応できるよう、市町とともに取り組みます。

数値目標の考え方

ひとり親家庭等に対する相談機能の充実や各種支援制度の周知の状況が確認できる指標を検討しています。

⑥ 父子家庭に対する支援の充実

父子家庭に対して、相談対応や情報提供を強化するとともに、父子家庭の特性をふまえた各種支援を行うことにより、父子家庭の子育てや生活の不安解消を図ります。

【具体的な取組】

(父子家庭に対する相談対応の強化)

- ・父子家庭に対する支援の強化として、父子家庭の抱える課題に適切に対応できるよう、各福祉事務所等の相談機関に対する研修を実施します。
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、父子家庭からの相談に休日においても対応できる相談窓口の設置の整備に努めます。

(父子家庭に対する情報提供の強化)

- ・平成 26 年 10 月の母子及び寡婦福祉法の改正により、父子家庭への支援が拡充されたことをふまえ、父子家庭に対する支援施策の情報提供を積極的に行い、ひとり親家庭が必要なサービスを確実に利用できるように努めます。

(情報交換会への父子家庭の参加)

- ・多くの父子家庭が悩みの相談や情報交換を行う「ひとり親家庭情報交換会」に参加できるよう、関係団体と連携して取り組みます。

[数値目標の考え方]

父子家庭に対する支援の充実が確認できる指標を検討しています。

7 計画の評価及び見直し

計画を着実に推進し、取組を進めていくため、「計画→実効→評価→改善（P D C A）」のプロセスにより、計画の進捗状況を把握し、効果的に取組を推進します。

進捗管理については、実績報告等によって数値目標等の達成状況を把握・評価するとともに、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に諮り、計画の進捗状況について意見をいただき関係団体や市町などに周知します。

また、計画策定後は、5年を目途に計画全体についての評価と必要な見直しを行い、次期計画策定につなげます。

三重県ひとり親家庭等実態調査結果

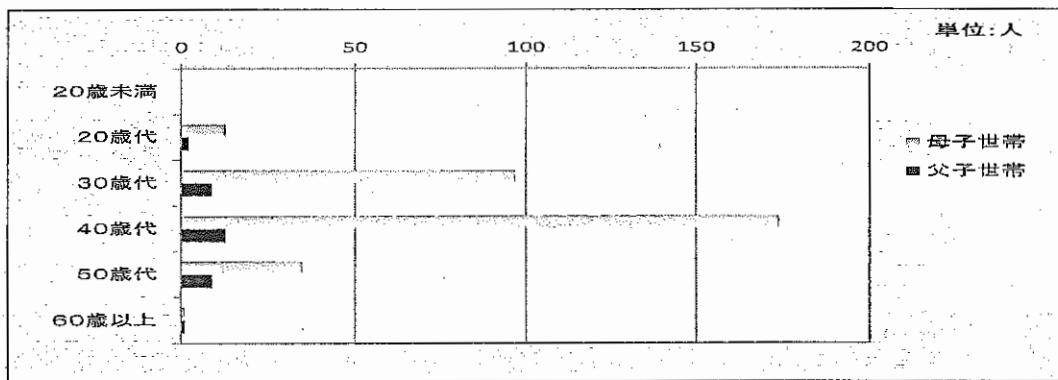
1 ひとり親家庭等実態調査の実施

(1) 調査表の配付

平成26年7月1日時点で、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方で、福祉資金を貸付中の方、児童扶養手当受給中（県決定）の方及び母子寡婦福祉連合会員から抽出した1,016名の方に「ひとり親家庭等実態調査票」を配付し、391人の方から回答（回答率38.5%）を得ました。

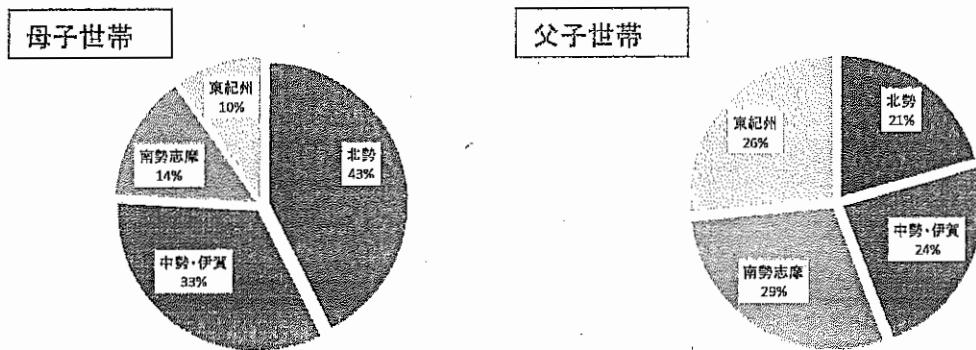
(2) 母子世帯及び父子世帯回答者の年齢

母子世帯及び父子世帯とともに、40歳代が一番多く、次に30歳代でした。



(3) 母子世帯及び父子世帯回答者の居住地

回答者は、母子世帯は北勢が一番多く、父子世帯は南勢志摩が一番多くなりました。



※北勢：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

中勢・伊賀：津市、名張市、伊賀市、

南勢志摩：伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、

大紀町、南伊勢町
東紀州：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

2 ひとり親家庭等実態調査結果の概要

調査結果について、以下の7項目のとおり整理しました。

※ 表中の「全国」は、全国母子世帯等実態調査の結果（平成23年11月1日現在で、厚生労働省が国勢調査対象から無作為に母子世帯、父子世帯等を抽出し、2,311名からの回答について集計したもの。）です。

※ 表中の（ ）は、三重県にあっては、前回調査（平成21年度実施）の結果、全国にあっては、前回全国母子世帯等実態調査（平成18年度の実施）の結果です。

（1）就労等状況

世帯の収入			
三重県 母子世帯 200～250万円未満※ (247万円)		全国 母子世帯 291万円 (213万円)	
父子世帯 250～300万円未満※ (-)		父子世帯 455万円 (421万円)	

※全体の中央に位置する中央値の階層

母又は父の就労収入			
三重県 母子世帯 150～200万円未満※ (月10万円～15万円未満)		全国 母子世帯 181万円 (171万円)	
父子世帯 200～250万円未満※ (-)		父子世帯 360万円 (398万円)	

※全体の中央に位置する中央値の階層

就業状況			
三重県 母子世帯 81.6% (90.2%)		全国 母子世帯 80.6% (84.5%)	
父子世帯 100.0% (-)		父子世帯 91.3% (97.5%)	

ひとり親世帯となったことを理由に転職			
三重県 母子世帯 有61.4% 無38.6% (有40%無60%)		全国 母子世帯 有47.7% 無45.9%	
父子世帯 有28.6% 無71.4% (-)		父子世帯 有24.0% 無70.0%	

本県の母子世帯の世帯収入の中央値は「200～250万円未満」で、250万円未満が全体の過半数を占めました。また、母子世帯の就労収入については、中央値が「150～200万円未満」で、約6割が200万円未満でした。

父子世帯の世帯収入の中央値は「250～300万円未満」で、300万円未満が全体の過半数を占めました。また、父子世帯の就労収入の中央値は「200～250万円未満」で250万円未満が全体の過半数を占めました。

なお、本県のひとり親家庭の就業状況については、母子世帯においては、約80%と全国調査結果と同様の値となりました。父子家庭においては、全国調査結果より高い値です。

一方、ひとり親世帯となったことを理由に転職した割合は、母子世帯で約60%となり、全国調査結果の数値よりかなり高い値となりました。

(2) 住まいの状況

住まいの状況		
三重県 母子世帯	① 借家 31.0% (同居) ② 同居 28.8% (持家) ③ 持家 16.6% (借家)	全国 母子世帯 ① 借家 32.6% (持家) ② 持家 29.8% (借家) ③ 公営住宅 18.1% (公営住宅)
父子世帯	① 持家 55.9% (—) ② 同居 35.3% (—) ③ 借家 5.9% (—)	父子世帯 ① 持家 66.8% (持家) ② 借家 15.2% (同居) ③ 同居 7.8% (借家)

住まいの状況では、本県の調査では、母子世帯は借家が一番多く、二番目に同居が多くなりましたが、全国調査結果では借家が一番多く、次いで持家となっています。

また、全国調査結果では、公営住宅が母子世帯で三位となっています。本県の調査では、母子世帯で四位(14.1%)となっています。

(3) 養育費等の取り決め率等

養育費の取り決め率		
三重県 母子世帯	62.0% (46.6%)	全国 母子世帯 37.7% (38.8%)
父子世帯	6.3% (—)	父子世帯 17.5% (15.5%)

養育費の受給状況		
三重県 母子世帯	受給中 44.8% (受給中 33.5%)	全国 母子世帯 受給中 19.7% (受給中 19.0%)
父子世帯	受給中 0.0% (—)	父子世帯 受給中 4.1% (受給中 2.0%)

面会交流の取り決め率			
三重県 母子世帯	34.2%	全国 母子世帯	23.4%
(一)		(一)	

父子世帯	21.9%	父子世帯	16.3%
(一)		(一)	

面会交流の実施状況			
三重県 母子世帯 実施中	36.5%	全国 母子世帯 実施中	27.7%
(一)		(一)	

父子世帯 実施中	21.1%	父子世帯 実施中	37.4%
(一)		(一)	

養育費の取り決め率及び受給状況は、母子世帯の場合、本県の調査では、全国調査結果よりかなり高い取り決め率、受給状況となっています。

また、面会交流の取り決め率及び実施状況においても、母子世帯の場合、本県の調査では全国調査結果より高い値となりました。

(4) 子どもについての悩み

子どもについての悩み			
三重県 母子世帯 ① 教育・進学 36.3% (教育・進学)	② しつけ 16.8% (しつけ)	③ 就職 13.8% (就職)	全国 母子世帯 ① 教育・進学 56.1% (教育・進学)
父子世帯 ① 教育・進学 32.7% (一)	② 特にない 14.5% (一)	③ しつけ 10.9% 就職 10.9% 健康 10.9% 食事・栄養 10.9% (一)	父子世帯 ① 教育・進学 51.8% (教育・進学) ② しつけ 16.5% (しつけ) ③ 就職 7.2% (就職) ④ 食事・栄養 9.3%

子どもについての悩みでは、本県、全国とも、母子世帯、父子世帯とともに、「教育・進学」が一位となりました。

母子世帯においては、二位「しつけ」三位「就職」と、本県も全国も同じ傾向です。

一方、父子世帯においては、本県において「健康」や「食事・栄養」等が三位、全国においては「食事・栄養」が四位となっており、父子家庭における特色ある悩みとなっています。

(5) 相談

困ったときの相談相手等

三重県 母子世帯		① 家族・親せき 45.6%	全国 母子世帯	相談相手あり 80.4%
(友人・知人 39.3%)				(相談相手あり 76.9%)
② 友人・知人 34.1%				相談相手なし 19.6%
(親族 34.5%)				(相談相手なし 23.1%)
③ 相談相手なし 6.3%				
(相談相手なし 16.2%)				
父子世帯		① 家族・親せき 34.7%	父子世帯	相談相手あり 56.3%
(—)				(相談相手あり 59.4%)
② 友人・知人 28.6%				相談相手なし 43.7%
(—)				(相談相手なし 40.6%)
③ 相談相手なし 24.5%				
(—)				

※三重県は2つまでの複数回答

母子世帯にくらべて父子世帯においては、「相談する相手がない」とする回答が多くなっています。また、全国においては、その割合は高くなっています。

(6) 子どもの最終進学目標

子どもの最終進学目標

三重県 母子世帯		大学・大学院 45.8%	全国 母子世帯	大学・大学院 38.5%
(高校 44.5%)				(—)
父子世帯		高校 52.9%	父子世帯	高校 37.4%
(—)				(—)

子どもの最終進学目標では、本県では、母子世帯が「大学・大学院」と全国調査結果と同様ですが、割合は全国より高くなりました。

父子世帯では、本県、全国ともに「高校」が一番となっています。

(7) 充実が望まれる施策

充実が望まれる施策			
三重県	母子世帯	① 児童扶養手当等の経済的支援の充実 (子どもの学費就学援助)	24.3%
		② 企業における子育てしやすい労働環境づくり (日常生活支援事業)	9.4%
		③ 養育費の確保対策の充実 (就職情報提供事業)	8.6%
		④ 公営住宅の優先入居 (子どもの一時預かり制度)	8.5%
		④ 母子寡婦福祉資金貸付金の充実 (県営住宅入居事業)	8.5%
父子世帯	① 児童扶養手当等の経済的支援の充実 (―――)	28.8 %	
	② 子どもに対する個別指導等の学習支援の充実 (―――)	12.3%	
	③ 母子寡婦福祉資金貸付金の充実 (―――)	9.6%	
	④ 家事等の日常生活支援の充実 結婚相談やあっせん (―――)	8.2%	8.2%

充実が望まれる施策（本県のみの調査）としては、母子世帯、父子世帯とともに、「児童扶養手当等の経済的支援の充実」が一位となりました。

以下の項目については、差が僅差となりましたが、母子世帯では、「企業における子育てしやすい労働環境づくり」「養育費の確保対策の充実」「公営住宅の優先入居」「母子寡婦福祉資金貸付金の充実」が、父子家庭では、「子どもに対する個別指導等の学習支援の充実」、「母子寡婦福祉資金貸付金の充実」「家事等の日常生活支援の充実」「結婚相談やあっせん」となっています。

(8) 自由記述意見

実態調査で回答がありました主な自由記述意見は、下記のとおりです。

(支援策情報)

- ・離婚したときに感じたのは、就学支援や福祉の手当の情報などが離婚経験した友人から聞かなければ、情報が入らないことの不便さ。子どもがいる家庭が離婚した時、「色々な支援がありますよ」といったパンフレットがあれば、「知らなかつた」ということが後でなかつたと思います。
- ・支援に対する情報を全くと言っていいほど知らなかつた。市役所で手続きする

時に教えてほしかった。

(支援制度)

- ・母子家庭に比べ、父子家庭に対する支援がきびしいと考えざるを得ません。父子家庭に対する支援の充実を希望します。
- ・児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付金で大変お世話になりました。ありがたい制度だと感謝しています。
- ・30歳～40歳代のパート・契約社員従業者の希望者には、身分保障のある正規職員・正社員とする採用制度をお願いします。
- ・孤立した母子家庭と地域をつなぐ手伝いをしてもらいたい。民生委員さんをはじめ、いざという時に助けてくれそうな方、頼れる方が近くにいれば安心です。

(子どもの教育)

- ・児童扶養手当が18歳までしか受給できないため、大学への進学がとても苦しいです。
- ・子どもが小中学校時代には塾代が経済的に重くのしかかりました。就学援助の充実を強く望みます。また、大学へ行かせてやりたくても、難しい現実を目の当たりにさせられました。

(仕事と子育ての両立)

- ・母子家庭・父子家庭は本当に大変です。子どものこと、家のこと、仕事をすべてきちんとしようと思うと、体がひとつでは足りないと思うことがあります。
- ・ひとり親家庭の生活は、時間、お金に余裕はなく、子どもと接する時間もほとんどありません。家庭を充実させようとすると、収入は少なく、生活は成り立たない。仕事を充実させようとすると、ストレスがたまり、子どもと接することができず、生活がうまくいかない。

(その他)

- ・養育費は裁判をして差押えをするまでのこともしたし、支払いを続けてもらえるよう努力をしましたが、数年間所在不明で、現在も未払いが続いています。
- ・多くの公営住宅は古く、せまく、汚い感じが見受けられ、新しい住宅はなかなか空きがなく、入居できない。
- ・養育と介護の両立をしている人たちが増えています。こうしたことに対する相談窓口がほしい。